

次期リサイクル施設整備・運営事業 要求水準書

第Ⅰ編 設計・建設工事編

令和 7 年 4 月

佐賀県東部環境施設組合

〈 目次 〉

第1章 総則	1
第1節 計画概要	1
第2節 計画主要目	5
第3節 施設機能の確保	18
第4節 材料及び機器	19
第5節 試運転及び運転指導	20
第6節 性能保証	21
第7節 契約不適合責任	24
第8節 工事範囲	26
第9節 提出図書	27
第10節 検査及び試験	30
第11節 引渡し	31
第12節 その他	32
第2章 機械設備工事仕様	36
第1節 各設備共通仕様	36
第2節 受入・供給設備	39
第3節 不燃・粗大ごみ処理系列	42
第4節 ペットボトル処理系列	54
第5節 容器包装プラスチック処理系列	58
第6節 ビン処理系列	62
第7節 缶処理系列	64
第8節 スプレー缶処理系列	68
第9節 発泡スチロール処理系列	69
第10節 段ボール・紙パック処理系列	70
第11節 集じん・脱臭設備	72
第12節 給水設備	75
第13節 排水処理設備	78
第14節 電気設備	80
第15節 計装設備	88
第16節 雑設備	94
第3章 土木建築工事仕様	96
第1節 計画基本事項	96
第2節 建築工事	100
第3節 土木工事及び外構工事	115
第4節 建築機械設備工事	118
第5節 建築電気設備工事	121

【用語の定義】

用語	定義
本要求水準書	次期リサイクル施設整備・運営事業 要求水準書（第Ⅰ編 設計・建設工事編）をいう。
本組合	佐賀県東部環境施設組合をいう。
構成市町	鳥栖市、神埼市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町の２市３町をいう。
本事業	次期リサイクル施設整備・運営事業をいう。
事業実施区域	本事業を実施する区域をいう。
本施設	本事業において設計・建設され、運営される次期リサイクル施設をいい、管理棟・工場棟、計量棟、ストックヤードのほか、駐車場、構内道路、危険物保管庫、配管、構内サイン、構内照明、外構等の事業実施区域内の設備及びその付帯設備を含めていう。
本工事	本事業のうち、本施設の設計・建設工事及び関連する付帯工事をいう。
既存施設	現在、不燃ごみ、資源ごみ及び粗大ごみの処理を行っている鳥栖・三養基西部リサイクルプラザをいう。
運營業務	本事業のうち、本施設の運営・維持管理に係る業務をいう。
プラント	本施設のうち処理対象物の処理に必要な全ての設備（機械設備、電気設備及び計装設備等を含む。）を総称していう。
建築物等	本施設のうちプラントを除く設備及び建築物を総称していう。
工場棟	本施設のうち、マテリアルリサイクル推進施設及び付随する諸室を有する建築物をいう。
組合管理諸室	工場棟内に設置する本組合職員が執務を行う諸室及び付随する設備をいう。
DBO 方式	Design（設計）、Build（建設）、Operate（運営）を民間事業者に一括して委ねる事業手法をいう。
建設事業者	本工事を行う者をいう。
運営事業者	本施設の運營業務を行う者をいう。
設計建設工事請負契約	本事業の設計及び建設の実施のために、基本契約に基づき、本組合と建設事業者が締結する契約をいう。
事業提案書	受注者が提出した本事業の技術提案図書をいう。
設計図書	本要求水準書「第1章 第9節 提出図書」に規定する提出図書及び本工事に係る工事関連図書とする。
従業者	本施設を運営する者（運転要員を含む）をいう。
処理不適物	本組合では受け入れないごみ及び本施設で処理した場合、不具合が発生するものを総称していう。
予備品	定常運転において定期的に必要とする部品でなく、不測の事故等を考慮して準備・納入しておく部品であり、同一部品を多く使用しているもの、数が多いことにより破損の確率の高い部品又は市販性が無く納期がかかり、かつ破損により施設の運転が不能となる部品等をいう。
消耗品	定常運転において定期的に交換することにより機器本来の機能を満足させうる部分をいう。
契約不適合責任期間	契約不適合に係る請求等が可能な期間をいう。
責任者負担	性能未達、主要装置耐用未達等の原因が設計・施工及び材質並びに構造上の欠陥に起因する場合は建設事業者の負担、運營業務に起因する場合は運営事業者の負担、ごみ質に起因する場合は本組合の負担とすることをいう。

【本要求水準書の記載事項】

本要求水準書の仕様を示す記述方法は以下のとおりである。なお、本要求水準書の図・表等で「(参考)」と記載しているものは、一例を示すものである。そのため、建設事業者は「(参考)」と記載されたものについては、使用目的に応じた最適なものを設計図書で補足・完備すること。

＜仕様を示す記述方法＞

1 []書きが無く、仕様が示されているもの

本組合が指定する仕様であり、原則として変更を認めない。ただし、安定稼働上の問題が生じる等、特段の理由があり本組合が認める場合には変更を可とする。

2 []書きで仕様が示されているもの

本組合が標準仕様として考えるものである。建設事業者による提案を妨げるものではないが、同等品や同等の機能を有するもの、合理性が認められるもの、明確な理由があるもののうち、本組合が妥当と判断した場合に変更を可とする。

3 []書きで仕様が示されていないもの

提案によるものとする。

第1章 総則

本要求水準書は、本組合が次期リサイクル施設として整備する敷地、建築物、プラント等の全ての設計・施工及び運営を行う次期リサイクル施設整備・運営事業に関し、本組合が要求する最低限の水準を示すものである。

第1節 計画概要

1 一般概要

本組合では、構成市町から排出される可燃ごみの処理を、令和6年度供用開始した佐賀東部クリーンエコランドにおいて行っている。

また、構成市町から排出される不燃ごみ、資源ごみ及び粗大ごみの処理については、鳥栖・三養基西部リサイクルプラザにおいて行っているが、地元協定に基づき、令和11年3月に設置期限を迎えることとなっている。

このようなことから、本組合は、マテリアルリサイクル推進施設を令和11年4月稼働に向けて整備することとなった。

本施設の整備の方向性、役割、機能、あり方を共有する指標としての基本方針は以下に示すとおりである。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1) 安全で安定性に優れた施設<ul style="list-style-type: none">・耐震化等を図り、災害に対して強靱性を確保した施設・日常的な施設の稼働や維持管理において安全かつ安定性に優れた施設2) 環境にやさしく、資源循環型社会を推進する施設<ul style="list-style-type: none">・環境保全・公害防止対策に万全を期する施設・積極的な資源化により、循環型社会推進に貢献できる施設3) 地域に親しまれる施設<ul style="list-style-type: none">・積極的な情報公開のもと、住民に理解され、信頼される施設・住民が身近に活用でき、周囲の景観と調和のとれた施設4) 経済性や効率性に優れた施設<ul style="list-style-type: none">・建設から維持管理まで含めたトータルでの経済性や効率性に優れた施設 |
|---|

2 基本事項

(1) 事業名

次期リサイクル施設整備・運営事業

(2) 施設規模

① 破碎・選別処理施設	: 24t/5h
② ビン類選別施設	: 4t/5h
③ 缶類選別・圧縮施設	: 1t/5h
④ スプレー缶ガス抜き施設	: 0.2t/5h
⑤ ペットボトル選別・圧縮梱包施設	: 2t/5h
⑥ 容器包装プラスチック選別・圧縮梱包施設	: 1t/5h
⑦ 紙類圧縮成型施設	: 2t/5h

(3) 建設場所

佐賀県鳥栖市立石町地内

(4) 敷地面積

約 35,600 m² (搬入道路、法面を含む) ※敷地有効面積 (約 20,600 m²)

(事業実施区域は「要求水準書添付資料 1 事業実施区域等」参照。)

3 全体計画

(1) 全体計画

- ① 本事業は、本施設の整備及び運営をDBO方式により実施する。建設事業者は、運営事業者の意向を踏まえ、効率的な運営が行えるよう施設整備に努めること。
- ② 施設全体が周辺の地域環境に調和し、清潔なイメージと周辺的美観を損なわない施設とすること。
- ③ 搬入車両が集中した場合でも車両の通行に支障のない動線計画を立案すること。
- ④ 各種搬入搬出車、通勤用自動車及びその他来場者等、想定される関係車両の円滑な交通が図られるものとする。
- ⑤ 大型機器の整備・補修のため、それらの搬出口、搬出通路及び搬出機器を設けること。
- ⑥ 防音、防振、防じん、防臭、防火及び防爆対策を十分行うとともに、各機器の巡視点検整備がスムーズに行える配置計画とすること。特に施設運営上施設内の騒音、振動、粉じん、悪臭及び火災に対して十分対策を講ずること。
- ⑦ 本組合は佐賀東部クリーンエコランドにて環境学習・啓発設備を整備していることから、見学者通路を不要とするなど、本施設の環境学習・啓発設備は合理的かつ簡素化したものとする。
- ⑧ 各機器は、原則として全て建屋内に収納し、配置に当たっては、合理的かつ簡素化した中で機能が発揮できるよう配慮すること。

(2) 工事計画

- ① 工事中における車両動線は、工事関係車両、廃棄物搬出車輛、一般車両等の円滑な交通が図られるものとする。
- ② 工事中において、周辺住民の生活環境及び安全に十分配慮するとともに、災害対策に万全を期すこと。
- ③ 工事作業従事者等への安全教育を徹底し、労務災害や周辺への2次災害が発生しないように努めるなど、工事中の安全対策に十分配慮すること。

(3) 全体配置計画

- ① 施設の機能性を考慮し、配置計画を行うこと。
- ② 計量、管理、処理、補修等が円滑に行え、かつ、本施設へ出入りする人的動線の安全が確保できる車両動線とすること。

4 立地条件

(1) 地形・土質等

「要求水準書添付資料 2 地質調査報告書」参照。

(2) 気象条件（平成8年～令和6年実績）（佐賀地方気象台）

- ① 気温 最高 38.6℃（平成25年） 最低 -6.6℃（平成27年）
② 最大降雨量 110mm/時（令和元年）

(3) 都市計画事項

- | | |
|----------|------------------|
| ① 都市計画指定 | 都市計画区域内（市街化調整区域） |
| ② 用途地域 | 指定なし |
| ③ 防火地域 | 指定なし |
| ④ 高度地区 | 指定なし |
| ⑤ 建ぺい率 | 60%以下 |
| ⑥ 容積率 | 100%以下 |
| ⑦ 騒音規制 | 第2種区域 |
| ⑧ 振動規制 | 第1種区域 |
| ⑨ 悪臭規制 | 指定なし |
| ⑩ 日影規制 | 指定なし |
| ⑪ 緑化率 | 指定なし |

(4) 搬入出道路

「要求水準書添付資料 3 主要搬入出経路」参照。

(5) 敷地周辺設備

① 電気 高圧受電

② 用水

ア プラント用水 井水

イ 生活用水 井水

③ 排水

ア プラント排水 下水道放流

イ 生活排水 下水道放流

「要求水準書添付資料4 下水道接続箇所」参照。

ウ 雨水排水 調整池にて流量調整後、公共用水域へ放流

④ 電話・通信 公道部より必要回線を引き込む

「要求水準書添付資料 5 電気・通信接続箇所」参照。

5 工期

(1) 着工予定

令和 8 年 4 月（予定）

(2) 竣工予定

令和 11 年 3 月（予定）

第2節 計画主要目

1 処理能力

本要求水準書に示すごみ質の範囲内において以下の処理能力を有すること。

- | | |
|-------------------------|------------|
| (1) 破碎・選別処理施設 | : 24 t/5h |
| (2) ビン類選別施設 | : 4 t/5h |
| (3) 缶類選別・圧縮施設 | : 1 t/5h |
| (4) スプレー缶ガス抜き施設 | : 0.2 t/5h |
| (5) ペットボトル選別・圧縮施設 | : 2 t/5h |
| (6) 容器包装プラスチック選別・圧縮梱包施設 | : 1 t/5h |
| (7) 紙類圧縮成型施設 | : 2 t/5h |

2 計画ごみ処理量

本施設の計画ごみ処理量は表 1-1 に示すとおりである。

なお、直近の不燃ごみ、粗大ごみ等の搬入実績は「要求水準書添付資料 11 粗大ごみ、不燃ごみ搬入量」を参照のこと。

表 1-1 計画ごみ処理量

処理対象ごみ	計画ごみ処理量
不燃ごみ、可燃性粗大ごみ、不燃性粗大ごみ、剪定枝	4,752 t/年
ビン類（生きビン、茶色ビン、無色ビン、その他色ビン）	685 t/年
アルミ缶、スチール缶	152 t/年
スプレー缶	34 t/年
ペットボトル	226 t/年
容器包装プラスチック	200 t/年
段ボール、紙パック	372 t/年
発泡スチロール	5 t/年
合計	6,426 t/年

3 一時貯留対象ごみ量

本施設の一時貯留対象ごみ量は表 1-2 に示すとおりである。

表 1-1 に記載のないごみ及び選別・圧縮・梱包処理後の資源物等はストックヤードにて一時貯留する。

なお、搬出頻度の想定は「要求水準書添付資料 13 ごみ種別毎の搬出車両及び搬出頻度」を参照のこと。

表 1-2 一時貯留対象ごみ量

品目	貯留量
紙類（新聞・雑誌・チラシ・その他）	1,081 t /年
紙類圧縮成型品（段ボール、紙パック）	372 t /年
古布	111 t /年
ビン・カレット	685 t /年
缶類（圧縮成型品）	152 t /年
ペットボトル（梱包品）	226 t /年
容器包装プラスチック（梱包品）	200 t /年
白色トレイ	7 t /年
廃食用油	16 t /年
有害ごみ	56 t /年
剪定枝	1,651 t /年
破砕回収金属等	269 t /年
処理不適物	－ t /年
その他	223 t /年
計	5,049 t /年

4 計画ごみ質

(1) ごみの概要

本施設の処理対象物の概要は次に示すとおりである。

- ① 破碎・選別処理施設 : 不燃ごみ、可燃性粗大ごみ、不燃性粗大ごみ、剪定枝（一部）
- ② ビン類選別施設 : ビン類(茶色ビン、無色ビン、その他色ビン)
- ③ 缶類選別・圧縮施設 : アルミ缶、スチール缶
- ④ スプレー缶ガス抜き施設 : スプレー缶
- ⑤ ペットボトル選別・圧縮施設 : ペットボトル
- ⑥ 容器包装プラスチック選別・圧縮梱包施設 : 容器包装プラスチック
- ⑦ 紙類圧縮成型施設 : 段ボール、紙パック

(2) 計画ごみ質

本施設の処理対象ごみの計画ごみ質を表 1-3 及び表 1-4 に示す。

表 1-3 計画ごみ質（不燃・粗大ごみの組成割合と単位体積重量）

ごみの種類	組成割合		単位体積重量
	項目	割合	
不燃ごみ	金属類（金属製品、小型家電製品等）	30 %	0.05～0.25 t/m ³
	ガラス類（ビン、ガラス片等）	40 %	
	がれき類（陶磁器、土砂類等）	15 %	
	プラスチック類（袋、容器類等）	5 %	
	可燃物（木、竹、繊維類等）	5 %	
	その他（不燃物）	5 %	
	計	100 %	
粗大ごみ	金属類（家庭電器製品、自転車等）	40 %	0.1～0.3 t/m ³
	木製品（家具、木片等）	27 %	
	プラスチック類（容器、シート類）	13 %	
	その他（マットレス、畳等）	20 %	
	計	100 %	

表 1-4 計画ごみ質（資源ごみの組成割合と単位体積重量）

搬入時のごみの種類		内訳	単位体積重量 (搬入時)	単位体積重量 (搬出時)
紙類	新聞・チラシ	38.0 %	0.1～0.15 t/m ³	同左
	紙パック	0.1 %	0.02～0.05 t/m ³	0.3～0.5 t/m ³
	段ボール	18.0 %	0.03～0.07 t/m ³	0.4～0.7 t/m ³
	雑誌	40.6 %	0.08～0.15 t/m ³	同左
	その他	3.3 %	—	
古布		—	0.1～0.15 t/m ³	同左
ビン類	生きビン	6.5 %	0.1～0.5 t/m ³	同左
	無色ビン	39.7 %		0.3～0.5 t/m ³
	茶色ビン	38.9 %		
	その他色ビン	14.9 %		
缶類	スチール缶	56.2 %	0.09 t/m ³	0.8～1.1 t/m ³
	アルミ缶	43.8 %	0.04 t/m ³	0.3～0.35 t/m ³
スプレー缶		—	0.09 t/m ³	0.8～1.1 t/m ³
ペットボトル		—	0.02～0.05 t/m ³	0.15～0.3 t/m ³
白色トレイ		—	0.004～0.01 t/m ³	0.08～0.4 t/m ³
容器包装プラスチック		—	0.015～0.04 t/m ³	0.2～0.3 t/m ³
発泡スチロール		—	—	—
廃食用油		—	—	—
有害ごみ		—	—	—
木くず、剪定枝		—	—	—

5 ごみの搬入出

(1) 搬入形態

本施設への主な搬入形態を表 1-5 に示す。搬入車両台数の実績は「要求水準書添付資料 6 搬入車両台数（ピーク時）」を参照のこと。

表 1-5 本施設への主な搬入形態

分別区分			主な搬入車両					住民の排出方法
			パッカー車	脱着装置付き コンテナ専用車	トラック	（直接持込） 軽トラ	（直接持込） 乗用車	
不燃ごみ				○	○			指定袋
粗大ごみ				○	○	○	○	戸別収集、直接持込
資源 ごみ	紙 類	新聞、チラシ		○	○			紐で結んで排出
		紙パック		○	○			
		段ボール	○	○	○			
		雑誌		○	○			
	ビン 類	生きビン		○	○			コンテナ
		茶色ビン		○	○			コンテナ
		無色ビン		○	○			コンテナ
		その他ビン		○	○			コンテナ
	缶類		○	○	○			コンテナ、ネット
	スプレー缶			○	○			コンテナ
	ペットボトル		○	○	○			ネット
	白色トレイ			○	○			ネット
	容器包装プラスチック			○	○			ネット
	発泡スチロール			○	○			ネット
	布類			○	○			コンテナ、紐で結んで排出
	廃食用油			○	○			コンテナ
	有害ごみ			○	○			コンテナ
	木くず、剪定枝				○	○	○	直接持込

(2) 搬入出車両の積載重量

搬入出車両の積載重量を表 1-6 に示す。

表 1-6 搬入出車両の車種及び積載重量

区分	車両種類	積載重量
搬入車両	パッカー車	2 t、3 t、4 t
	脱着装置付きコンテナ専用車	4 t
	トラック	2 t、3 t、4 t
	軽トラック	—
	乗用車	—
搬出車両	パッカー車	4 t
	ウイング車	8 t、15 t
	クラム車	8 t、10 t、15 t
	ダンプ車	4 t、10 t、13 t、15 t
	脱着装置付きコンテナ専用車	4 t、8 t、10 t、15 t
	トラック	4 t、8 t、15 t

6 主要設備方式

本施設の主要設備方式を表 1-7 に示す。（ごみ種別処理フローは「要求水準書添付資料 7 ごみ種別処理フロー（参考）」参照。）

表 1-7 本施設の主要設備方式

設 備 名	設 備 概 要
[粗大ごみ・不燃ごみ]	
受入供給設備	不燃ごみ受入ヤード、手選別ヤード（コンベヤ）、受入ホッパ 粗大ごみ受入ヤード（可燃性、不燃性）、受入ホッパ
破碎設備	粗破碎機、回転式破碎機
搬送設備	各種搬送コンベヤ
選別設備	破碎物磁選機、破碎鉄用風力選別機、破碎物アルミ選別機、可燃・不燃選別機
貯留設備	鉄貯留ホッパ、アルミ貯留ホッパ、残渣貯留ホッパ
[缶類]	
受入供給設備	受入ホッパ
搬送装置	各種搬送コンベヤ
選別設備	缶類磁選機、缶類アルミ選別機
再生設備	缶類金属圧縮機
貯留設備	スチール缶貯留ホッパ、アルミ缶貯留ホッパ
[ペットボトル]	
受入供給設備	ペットボトル受入ヤード及び受入ホッパ
搬送設備	各種搬送コンベヤ
選別設備	手選別コンベヤ、各種搬送コンベヤ
再生設備	ペットボトル圧縮梱包機
[容器包装プラスチック]	
受入供給設備	容器包装プラスチック受入ヤード及び受入ホッパ
搬送設備	各種搬送コンベヤ
選別設備	手選別コンベヤ、各種搬送コンベヤ
再生設備	容器包装プラスチック圧縮梱包機
[ビン類]	
受入供給設備	ビン類受入ヤード
搬送設備	各種搬送コンベヤ
[発泡スチロール]	
受入供給設備	発泡スチロール受入ヤード（ストックヤード棟へ配置）
再生設備	発泡スチロール減容設備（ストックヤード棟へ配置）
[新聞・雑誌・その他紙・古布・乾電池・蛍光灯・廃食用油・木くず]	
受入供給設備	保管ヤード（ストックヤード棟へ配置）
[段ボール・紙パック]	
受入供給設備	受入ヤード（ストックヤード棟へ配置）
再生設備	圧縮梱包機（ストックヤード棟へ配置）
[スプレー缶]	
受入供給設備	受入ヤード、ガス抜き機
[剪定枝]	
受入設備	受入ヤード（屋外ストックヤードへ配置）
[共通]	
受入供給設備	計量機（搬入 1 基、搬出 1 基の計 2 基）
集じん設備	バグフィルタ、脱臭装置
給水設備	生活用水：井水 プラント用水：井水
排水処理設備	生活系排水：下水道放流 プラント系排水：下水道放流
電気設備	高圧 1 回線受電
計装設備	中央集中監視制御による集中監視・操作

7 処理条件

(1) 稼働時間

1 日当たり 5 時間運転とする。

(2) 破碎基準

破碎物の破碎寸法は以下のとおりとする。

- ① 低速回転式破碎機 400 mm以下（重量割合で85%以上）
- ② 高速回転式破碎機 150 mm以下（重量割合で85%以上）

(3) 選別基準

選別物の純度及び回収率は以下のとおりとする。ただし、回収率は保証値ではなく、目標値とする。なお、純度と回収率は重量割合とする。

① 不燃・粗大ごみ処理系列

ア 鉄類	純度	95%以上、回収率（目標値）	90%以上
イ アルミ類	純度	85%以上、回収率（目標値）	60%以上

② 缶処理系列

ア スチール缶	純度	95%以上、回収率（目標値）	95%以上
イ アルミ類	純度	95%以上、回収率（目標値）	90%以上

③ その他

容器包装プラスチック、ペットボトル、びん類の品質は、「引き取り品質ガイドライン（（公財）日本容器包装リサイクル協会）」に示された基準を満たすこと。

(4) 緊急対応

機器の故障や本施設の運転時に想定される火災、停電といった事故発生時などの緊急時において、適切な対応を図り、本施設の安全を確保すること。

8 公害防止基準

(1) 粉じん

本施設から発生する粉じんは、表 1-8 に示すエリアの基準値を遵守すること。

表 1-8 粉じん基準

エリア	基準値
集じん機及び脱臭装置排気口出口	0.1 g/Nm ³ 以下
作業環境	2 mg/Nm ³ 以下

(2) 騒音

本施設から発生する騒音は、敷地境界において表 1-9 に示す基準値を遵守すること。

表 1-9 騒音基準

昼間 (8:00～19:00)	朝 (6:00～8:00) 夕 (19:00～23:00)	夜間 (23:00～6:00)
60dB (A) 以下	50 dB (A) 以下	50 dB (A) 以下

(3) 振動

本施設から発生する振動は、敷地境界において表 1-10 に示す基準値を遵守すること。

表 1-10 振動基準

昼間 (8:00～19:00)	夜間 (19:00～8:00)
60dB 以下	55dB 以下

(4) 悪臭

① 敷地境界

本施設から発生する悪臭は、敷地境界において表 1-11 に示す基準値以下、かつ臭気指数 10 以下とすること。

表 1-11 悪臭基準（敷地境界）

特定悪臭物質	規制基準 (ppm)	特定悪臭物質	規制基準 (ppm)
アンモニア	1	イソバレルアルデヒド	0.003
メチルメルカプタン	0.002	イソブタノール	0.9
硫化水素	0.02	酢酸エチル	3
硫化メチル	0.01	メチルイソブチルケトン	1
二硫化メチル	0.009	トルエン	10
トリメチルアミン	0.005	スチレン	0.4
アセトアルデヒド	0.05	キシレン	1
プロピオンアルデヒド	0.05	プロピオン酸	0.03
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ノルマル酪酸	0.001
イソブチルアルデヒド	0.02	ノルマル吉草酸	0.0009
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	イソ吉草酸	0.001

② 気体排出口

本施設から発生する悪臭は、脱臭装置排気口において、表 1-12 に示す式で算出した許容限度以下とすること。

表 1-12 悪臭基準（気体排出口）

特定悪臭物質	気体排出口における許容限度
アンモニア	$q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$ q : 気体排出口における許容限度 (ppm) He : 悪臭防止法施行規則第 3 条第 2 項の規定により補正された排出口の高さ (m) Cm : 表 1-11 で定められた値 (ppm)
硫化水素	
トリメチルアミン	
プロピオンアルデヒド	
ノルマルブチルアルデヒド	
イソブチルアルデヒド	
ノルマルバレルアルデヒド	
イソバレルアルデヒド	
イソブタノール	
酢酸エチル	
メチルイソブチルケトン	
トルエン	
キシレン	

※補正された排出口の高さ He が 5 メートル未満となる場合についてはこの式は適用しないものとする。

(5) 排水

本施設で発生する排水を下水道放流する場合は、鳥栖市下水道条例及び同規程に示された基準値を遵守すること。参考として、その他の事業場の基準値を表 1-13 に示す。

表 1-13 下水道排除基準（その他の事業場）（参考）

対象物質又は項目	日平均排水量
	50 m ³ /日未満
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L 以下
シアン化合物	1mg/L 以下
有機リン化合物	1mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.1mg/L 以下
六価クロム化合物	0.5mg/L 以下
砒素及びその化合物	0.1mg/L 以下
水銀及びアルキル水銀及びその化合物	0.005mg/L 以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと
P C B	0.003mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.1mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下
ジクロロメタン	0.2mg/L 以下
四塩化炭素	0.02mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	1mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	3mg/L 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下
1, 4-ジオキサン	0.5mg/L 以下
チウラム	0.06mg/L 以下
シマジン	0.03mg/L 以下
チオベンカルブ	0.2mg/L 以下
ベンゼン	0.1mg/L 以下
セレン及びその化合物	0.1mg/L 以下
ホウ素及びその化合物	10mg/L 以下
ダイオキシン類	10pg- TEQ/L 以下
フェノール類	—
銅及びその化合物	3mg/L 以下
亜鉛及びその化合物	2mg/L 以下
鉄及びその化合物（溶解性）	—
マンガン及びその化合物（溶解性）	—
クロム及びその化合物	2mg/L 以下
フッ素及びその化合物	—
水素イオン濃度（PH）	5～11
生物化学的酸素要求量（BOD）	—
浮遊物質（SS）	—
ノルマルヘキサン（鉱油類含有量）	20mg/L 以下
抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	—
温度	—
ヨウ素消費量	—

9 環境保全

公害関係法令及びその他の法令等に適合し、これらを遵守し得る構造・設備とすること。

(1) 粉じん対策

粉じんが発生する箇所や機械設備には十分な能力を有するサイクロン及びバグフィルタ装置や散水設備等を設けるなど粉じん対策を講ずること。

(2) 騒音対策

騒音が発生する機械設備は、騒音の少ない機種を選定すること。さらに回転式破碎機は防音構造の室内に収納し、騒音が外部に洩れないようにすること。また、排風機等の設備には消音器を取り付けるなど、必要に応じて防音対策を施した構造とすること。

(3) 振動対策

振動が発生する機械設備は、振動の伝播を防止するため独立基礎、防振装置を設けるなど対策を講ずること。

(4) 悪臭対策

悪臭の発生する箇所には必要な対策を講ずること。

(5) 排水対策

プラント排水は、本施設の排水処理設備で「第1章 第2節 8(5) 排水」に示す基準まで処理を行い、下水道放流とすること。

生活排水は、下水道放流とすること。

10 運転管理

本施設の運転管理は必要最小限の人数で運転可能なものとし、安定性、安全性、効率性及び経済性を考慮して各工程を可能な範囲において機械化、自動化し、経費の節減と省力化を図ること。また、運転管理は、全体フローの制御監視が可能な中央集中管理方式とする。

11 安全衛生管理

運転管理上の安全確保（保守の容易さ、作業の安全、各種保安装置、バイパスの設置及び必要機器の予備確保等）に留意すること。

(1) 安全対策

設備装置の配置、建設、据付は全て労働安全衛生法令及び規則に定めるところによるとともに、施設は、運転・作業・保守点検に必要な歩廊、階段、手摺及び防護柵等を完備すること。

(2) 暴発防止対策

万一に備え、破砕機投入前の受入れ・供給設備部にて爆発性危険物を事前選別しやすいように配慮すること。

(3) 爆発対策

- ① 破砕機の運転中、爆発性危険物の混入により爆発が起きた場合、爆発圧を速やかに破砕機本体から逃がし、破砕機前後の装置を保護するとともに破砕機本体から出た爆風を破砕機棟外の安全な方向へ逃がすための逃がし口を設けること。
- ② 爆発による従業者及び周辺区域への二次災害を防止すること。
- ③ 爆発と同時に警報を発し、自動的に全機一斉の非常停止が作動するなど、二次災害防止対策を講じること。

(4) 災害対策

消防関連法令及び消防当局の指導に従って、火災対策設備を設けること。また、万一の火災に備え、必要に応じて破砕機内部、排出コンベヤ等に散水設備を設けること。

特に、リチウムイオン電池混入による火災発生防止対策を講じること。

(5) 作業環境保全対策

- ① 関連法令、諸規則を遵守して安全衛生設備を完備するほか作業環境を良好な状態に保ち、換気、熱中症対策、騒音防止、必要照度の確保、余裕のあるスペースを確保すること。
- ② 機器側における騒音が80dB（騒音源より1mの位置において）を超えると予想されるものについては、機能上及び保守点検上支障のない限度において減音対策を講ずること。機械騒音が特に著しい送風機・空気圧縮機等は、必要に応じて別室に収容するとともに、必要に応じて部屋の吸音工事等を実施すること。
- ③ 本施設に係る作業環境基準の粉じん濃度は2.0mg/Nm³以下とすること。

第3節 施設機能の確保

1 適用範囲

本要求水準書は、本施設の基本的内容について定めるものであり、これを上回って設計・建設することを妨げるものではない。

本要求水準書に明記されない事項であっても、本施設の目的達成のために必要な設備等又は工事の性質上当然必要と思われるものについては、記載の有無にかかわらず、建設事業者の責任において全て完備すること。

2 疑義

建設事業者は、本要求水準書を熟読吟味し、もし、疑義ある場合は本組合に照会し、本組合の指示に従うこと。また、本工事中に疑義が生じた場合には、その都度書面にて本組合と協議しその指示に従うとともに、記録を提出すること。

3 変更

- (1) 提出済みの事業提案書については、原則として変更は認めないものとする。ただし、本組合の指示等により変更する場合はこの限りではない。
- (2) 実施設計に先立ち、基本設計図書を提出すること。なお、事業提案書に変更がない場合は、事業提案書を基本設計図書とすることができる。
- (3) 実施設計期間中、基本設計図書の中に本要求水準書に適合しない箇所が発見された場合及び本施設の機能を全うすることができない箇所が発見された場合は、基本設計図書に対する改善変更を建設事業者の負担において行うこと。
- (4) 実施設計は原則として基本設計図書によるものとする。基本設計図書に対し部分的変更を必要とする場合には、機能及び管理上の内容が下回らない限度において、本組合の指示又は承諾を得て変更することができる。この場合は請負金額の増減は行わない。
- (5) 実施設計完了後、実施設計図書中に本要求水準書に適合しない箇所が発見された場合には、建設事業者の責任において実施設計図書に対する改善を行うこと。
- (6) その他本施設の建設に当たって変更の必要が生じた場合は、本組合の定める契約条項によるものとする。

4 性能と規模

本施設に採用する設備、装置及び機器類は、本施設の目的達成のために必要な能力と規模を有し、かつ管理的経費の節減を十分考慮したものでなければならない。

第4節 材料及び機器

1 使用材料規格

使用材料及び機器は全てそれぞれ用途に適合する欠点のない製品で、かつ全て新品とし、日本産業規格（JIS）、電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）、日本電機工業会標準規格（JEM）、日本水道協会規格（JWWA）、空気調和・衛生工学会規格（HASS）、日本塗料工業会規格（JPMS）等の規格が定められているものは、これらの規格品を使用すること。なお、本組合が指示した場合は、使用材料及び機器等の立会検査を行うものとする。

海外調達材料及び機器等を使用する場合は下記を原則とし、事前に本組合の承諾を得るものとする。

- (1) 本要求水準書で要求される機能（性能・耐用度を含む）を確実に満足できること。
- (2) 原則としてJIS等の国内の諸基準や諸法令に適合する材料や機器等とすること。
- (3) 検査立会を要する機器・材料等については、原則として国内において本組合が承諾した検査要領書に基づく検査が実施できること。
- (4) 竣工後の維持管理における材料・機器等の調達については、将来とも速やかに調達できる体制を継続的に有すること。
- (5) 海外調達品の品質管理計画書を作成し、本組合の承諾を得てから製作にあたること。
- (6) 品質管理計画において必要となる中間工程の管理や検査は、原則として全て建設事業者が実施すること。

2 使用材質

高温部に使用される材料は耐熱性に優れたものを使用すること。また、酸、アルカリ等腐食性のある条件下で使用される材料についてはそれぞれ耐酸、耐アルカリ性を考慮した材料を使用すること。

3 使用材料・機器の統一

- (1) 使用する材料及び機器は、過去の実績、公的機関の試験成績等を十分検討の上選定し、極力メーカーの統一に努め互換性を持たせること。
- (2) 事前にメーカーのリストを本組合に提出し、承諾を受けること。また、材料・機器類のメーカーの選定に当たっては、アフターサービスについても十分考慮し、万全を期すること。
- (3) 省エネルギータイプの電線、照明器具等を採用する等、環境に配慮した材料・機器を優先的に使用すること。

4 最新機器の採用

本要求水準書に記載してある機器設備類の中で、今後、短期間で飛躍的に性能が向上する可能性があるもの（電話、ITV、モニタ、AV 機器、制御機器等）については、各機器類の発注時点において最新機器を納入すること。

第5節 試運転及び運転指導

1 試運転

- (1) 工事完了後、工期内に試運転を行うこと。試運転期間は、受電後の単体機器調整、空運転、負荷運転、性能試験及び性能試験結果確認を含めて40日間以上とすること。
- (2) 試運転は、建設事業者が本組合とあらかじめ協議の上、作成した実施要領書に基づき、建設事業者と運営事業者が協力して運転を行うこと。
- (3) 試運転の実施において支障が生じた場合は、本組合が現場の状況を判断し指示する。建設事業者は試運転期間中の運転・調整記録を作成し、提出すること。
- (4) 試運転期間に行われる調整及び点検には、本組合の立会を要し、発見された補修箇所及び物件については、その原因及び補修内容を本組合に報告すること。
- (5) 補修に際しては、建設事業者はあらかじめ補修実施要領書を作成し、本組合の承諾を得ること。

2 運転指導

- (1) 建設事業者は、本施設に配置される運転要員に対し、施設の円滑な操業に必要な機器の運転管理及び取り扱い（点検業務を含む）について、教育指導計画書に基づき必要にして十分な教育指導を行うこと。なお、教育指導計画書はあらかじめ建設事業者が作成し、本組合の承諾を得ること。
- (2) 本施設の運転指導期間は、試運転期間中の21日間以上とする。ただし、試運転期間以外であっても教育指導を行う必要が生じた場合、又は教育指導を行うことがより効果が上がると判断される場合には、本組合、建設事業者及び運営事業者の協議の上、実施すること。
- (3) 建設事業者は、本施設の運転マニュアルを作成し、運転指導開始の30日前までに本組合に提出すること。運転マニュアルに対し、本組合から指摘がある場合は、当該指摘を十分に踏まえて運転マニュアルの補足、修正又は変更を行うものとし、補足、修正又は変更を経た運転マニュアルにつき、改めて本組合の確認を受けること。
- (4) 施設の引渡しを受けた後、直ちに本稼働に入るため、建設事業者は運営事業者と事前に協議し、管理運営体制を整え、運転要員に対する教育、指導を完了しておくこと。

3 試運転及び運転指導にかかる経費

施設引渡しまでの試運転及び運転指導等に必要な費用の負担は次のとおりとする。

- (1) 本組合の負担・収入
 - ① ごみの搬入に係る経費
 - ② 各搬出物の搬出に係る経費
 - ③ 各搬出物の資源化又は処分に係る経費
 - ④ 本施設に配置される本組合職員に係る経費
 - ⑤ 有価物の売却収益
- (2) 建設事業者の負担
 - ① 前項以外の試運転及び運転指導に必要な全ての経費

第6節 性能保証

性能保証事項の確認は、施設を引き渡す際に行う引渡性能試験に基づいて行う。

1 保証事項

(1) 責任施工

本施設の処理能力及び性能は、全て建設事業者の責任により発揮させること。また、建設事業者は、設計図書に明示されていない事項であっても、性能を発揮するために当然必要なものは、本組合の指示に従い、建設事業者の負担で施工すること。

(2) 性能保証事項

以下の項目について「第1章 第2節 計画主要目」に記載された数値に適合すること。

- ① ごみ処理能力
- ② 破碎基準
- ③ 選別基準（純度）
- ④ 公害防止基準
- ⑤ 作業環境基準
- ⑥ 緊急作動

2 性能試験

(1) 性能試験条件

予備性能試験及び引渡性能試験は、次の条件で行うこと。

- ① 予備性能試験及び引渡性能試験は、試運転期間中に実施すること。
- ② 本施設の運転は、本施設に配置される運転員が実施すること。ただし、機器の調整、試料の採取、計測・分析・記録等その他の事項は建設事業者が実施すること。
- ③ 性能保証事項等の計測及び分析の依頼先は、原則として法的資格を有する第三者機関とすること。ただし、特殊な事項の計測及び分析については、本組合の承諾を得た場合、他の適切な機関に依頼することができるものとする。
- ④ 性能保証事項に関する予備性能試験方法及び引渡性能試験方法（分析方法、測定方法、試験方法）は、表 1-14に示すとおりであり、それぞれの項目ごとに関係法令及び規格等に準拠して行うこと。ただし、該当する試験方法のない場合は、最も適切な試験方法を本組合に提出し、承諾を得て実施するものとする。

(2) 予備性能試験

- ① 引渡性能試験を順調に実施するため、建設事業者は、引渡性能試験の前に予備性能試験を実施すること。
- ② 予備性能試験期間は、各ごみ処理系列において1日以上とする。なお、ごみ量が確保できない場合は5時間換算により処理能力を評価する。
- ③ 建設事業者は、予備性能試験を行うに当たって、あらかじめ本組合と協議の上、試験項目及び試験条件に基づいて試験の内容及び運転計画等を明記した予備性能試験要領書を作成し、本組合の承諾を得ること。
- ④ 建設事業者は、予備性能試験要領書に従って予備性能試験を行い、予備性能試験成績書を引渡性能試験前に本組合へ提出すること。
- ⑤ 予備性能試験成績書は、予備性能試験期間中の施設の処理実績及び運転データを収録、整理して作成すること。
- ⑥ 予備性能試験の結果、所定の性能を発揮できない場合は、建設事業者の責任により、必要な改善、調整を行い、改めて予備性能試験を行うこと。

(3) 引渡性能試験

- ① 引渡性能試験期間は、各ごみ処理系列において1日以上とする。なお、ごみ量が確保できない場合は5時間換算により処理能力を評価する。
- ② 建設事業者は、引渡性能試験を行うに当たって、あらかじめ本組合と協議の上、予備性能試験要領書に準じた引渡性能試験要領書を作成し、本組合の承諾を得ること。
- ③ 引渡性能試験は、建設事業者の立会い指導のもと、運営事業者が本組合と合意した期日に実施する。
- ④ 引渡性能試験は、本組合立会のもとに性能保証事項について実施すること。
- ⑤ 引渡性能試験の結果、性能保証値を満足できない場合は、建設事業者の責任により、必要な改造、調整を行い、改めて引渡性能試験を行うこと。

(4) 性能試験にかかる費用

予備性能試験及び引渡性能試験による性能確認に必要な分析等試験費用は全て建設事業者負担とし、それ以外については「第1章 第5節 3 試運転及び運転指導にかかる経費」に示す負担区分に従うものとする。

表 1-14 引渡性能試験方法

番号	試験項目	試験方法	備考
1	ごみ処理能力	(1)採取場所：各受入ヤード (2)測定回数：各処理系統当たり 1 回/日×1 日 (3)測定方法 ①ごみ量：計量機の計測データとする。 運転時間は原則として 5 時間とするが、ごみ量が確保できない場合は 5 時間換算により処理能力を評価する。 ②ごみ質：組成、単位体積重量の確認を行う。実際のごみ質が計画ごみと大幅に異なる場合はごみ質を調整する。	計画値と単位体積重量が異なる場合は、両者の比率から補正する。
2	破碎基準	(1)採取場所：高速回転式破碎機出口 (2)測定回数：各 1 回/日×1 日 (3)測定方法：手分析による。	
3	選別基準	(1)採取場所：各選別機出口 (2)測定回数：各 1 回/日×1 日 (3)測定方法：手分析による。	
4	排気口出口 粉じん濃度	(1)測定場所：集じん機出口、脱臭装置排気口出口 (2)測定回数：1 回/箇所・日×1 日 (3)測定方法：本組合の承諾を得ること。	
5	作業環境中 粉じん濃度	(1)測定場所：プラットホーム、手選別室、その他人が常時作業する場所 (2)測定回数：1 回/箇所・日×1 日 (3)測定方法：本組合の承諾を得ること。	
6	騒音	(1)測定場所：本組合の指定する場所（4 箇所） (2)測定回数：1 回/箇所・日×1 日 (3)測定方法：「騒音規制法」による。	定格運転時とする。
7	振動	(1)測定場所：本組合の指定する場所（4 箇所） (2)測定回数：1 回/箇所・日×1 日 (3)測定方法：「振動防止法」による。	定格運転時とする。
8	悪臭	(1)測定場所：本組合の指定する場所（4 箇所）、気体排出口 (2)測定回数：1 回/箇所・日×1 日 (3)測定方法：「悪臭防止法」による。	定格運転時とする。
9	排水	(1)測定対象：下水道放流水（生活排水及びプラント排水） (2)測定回数：1 回/箇所・日×1 日 (3)測定方法：「下水道法」による。	定格運転時とする。
10	緊急作動試験	測定方法等は本組合の承諾を得ること。	
11	その他		本組合が必要と認めるもの

第7節 契約不適合責任

本施設に係る設計、施工及び材質ならびに構造上の欠陥による全ての破損及び故障等は建設事業者の負担にて速やかに補修、改造、改善又は取替を行うこと。

本事業は性能発注（設計・建設工事請負契約）という発注方法を採用しているため、建設事業者は施工の契約不適合に加えて設計の契約不適合についても履行する責任を負う。

契約不適合内容の改善等に関しては、契約不適合責任期間を定め、契約不適合責任期間内に性能、機能、耐用等に関して疑義が発生した場合、本組合は建設事業者に対し履行の追完請求を要求できる。

契約不適合の有無については、適時契約不適合に係る検査を行いその結果を基に判定するものとする。

1 契約不適合責任

(1) 設計の契約不適合責任

- ① 設計の契約不適合責任期間は原則として、引渡後10年間とする。
- ② 契約不適合責任期間内に発生した設計の契約不適合は、設計図書に記載した施設の性能及び機能、主要装置の耐用に対して、全て建設事業者の責任において速やかに改善しなければならない。

(2) 施工の契約不適合責任

プラント工事及び建築工事（建築機械設備、建築電気設備を含む。防水工事を除く。）に係る施工の契約不適合責任期間は原則として、引渡後3年間とする。ただし、その契約不適合が建設事業者の故意又は重大な過失により生じた場合、契約不適合責任期間は10年間とする。なお、本組合と建設事業者が協議の上、別に定める消耗品についてはこの限りではない。

防水工事については次のとおりとし、保証年数を明記した保証書を提出すること。

① アスファルト防水

ア コンクリート（モルタル）保護アスファルト防水	10 年保証
イ 断熱アスファルト防水	10 年保証
ウ 露出アスファルト防水	10 年保証
エ 浴室アスファルト防水	10 年保証

② 塗膜防水 5 年保証

③ モルタル防水 5 年保証

④ 躯体防水 5 年保証

⑤ 合成高分子ルーフィング防水 10 年保証

⑥ 仕上塗材吹き付け 5 年保証

⑦ シーリング材 5 年保証

2 契約不適合確認検査

本組合は、施設の性能、機能、耐用等疑義が生じた場合、建設事業者に対し契約不適合確認検査を行わせることができるものとする。

建設事業者は、本組合と協議した上で、契約不適合確認検査を実施し、その結果を報告すること。なお、契約不適合確認検査による契約不適合の判定は、契約不適合確認要領書により行うものとする。

契約不適合確認検査の結果、契約不適合と認められる部分については、建設事業者の責任と負担により改善・補修すること。

契約不適合確認検査に要する経費のうち、本施設の通常運転にかかる費用は運営事業者の負担とし、新たに必要となる分析等にかかる費用は責任者負担とする。

3 契約不適合確認要領書

建設事業者は、あらかじめ「契約不適合確認要領書」を本組合に提出し、承諾を受けると。

4 契約不適合確認の基準

契約不適合確認の基本的な考え方は以下のとおりとする。

- (1) 運転上支障がある事態が発生した場合
- (2) 構造上・施工上の欠陥が発見された場合
- (3) 主要部分に亀裂、破損、脱落、曲がり、摩耗等が発生し、著しく機能が損なわれた場合
- (4) 性能に著しい低下が認められた場合
- (5) 主要装置の耐用が著しく短い場合

5 契約不適合の改善・補修

契約不適合責任期間中に生じた契約不適合は、本組合の指定する時期に建設事業者が無償で改善・補修すること。改善・補修に当たっては、改善・補修要領書を提出し、本組合の承諾を得ること。

第8節 工事範囲

本要求水準書で定める工事範囲は次のとおりとする。

1 機械設備工事

- (1) 各設備共通設備
- (2) 受入・供給設備
- (3) 不燃・粗大ごみ処理系列
- (4) 容器包装プラスチック処理系列
- (5) ペットボトル処理系列
- (6) ビン処理系列
- (7) 缶処理系列
- (8) 集じん・脱臭設備
- (9) 給水設備（井戸工事を含む）
- (10) 排水処理設備
- (11) 電気設備
- (12) 計装設備
- (13) 雑設備

2 土木・建築工事

- (1) 建築工事
- (2) 土木工事及び外構工事
- (3) 建築設備工事
- (4) 建築電気設備工事

3 その他の工事

- (1) 試運転及び運転指導
- (2) 予備品及び消耗品
- (3) 仮設工事
- (4) その他必要な工事

第9節 提出図書

1 共通事項

提出図書は、下記を原則とする。

- (1) 図面の縮尺は図面内容に適した大きさとする。
- (2) 紙媒体で提出する場合、仕様書はA4版とする。ただし、図面類の縮小版を提出する場合は開いてA3版2つ折とすること。
- (3) 施工承諾申請図書は、紙媒体一式を提出すること。また、基本設計図書、実施設計図書及び完成図書は、本組合が指定する図書の紙媒体に加え、電子媒体一式を提出すること。
- (4) 電子媒体は、AdobePDF 形式及び本組合が要求する形式とすること。
- (5) 基本設計及び実施設計は、次の図書（最新版）に準拠して実施すること。
 - ① 佐賀県建設工事共通仕様書（佐賀県土木部）
 - ② 土木工事標準積算基準書（佐賀県土木部）
 - ③ 建築構造設計基準（国土交通省）
 - ④ 公共建築工事標準仕様書 建築工事編（国土交通省）
 - ⑤ 公共建築工事標準仕様書 電気設備工事編（国土交通省）
 - ⑥ 公共建築工事標準仕様書 機械設備工事編（国土交通省）
 - ⑦ 土木工事共通仕様書（国土交通省）
 - ⑧ 建築物解体工事共通仕様書（国土交通省）
 - ⑨ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省）
 - ⑩ 建築物の構造関係技術基準解説書（国土交通省）
 - ⑪ 建築設備計画基準（国土交通省）
 - ⑫ 建築設備設計基準（国土交通省）
 - ⑬ 建築工事設計図書作成基準及び同解説（国土交通省）
 - ⑭ 公共建築工事積算基準（国土交通省）
 - ⑮ 建築設備耐震設計・施工指針（国土交通省）
 - ⑯ 土木工事安全施工技術指針（国土交通省）
 - ⑰ 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（国土交通省）
 - ⑱ 建築工事監理指針（国土交通省）
 - ⑲ 建築工事標準詳細図（国土交通省）
 - ⑳ 日本建築センター 各種指針類
 - ㉑ 日本建築学会 各種設計基準、設計指針
 - ㉒ コンクリート標準示方書（土木学会）
 - ㉓ 空気調和衛生工学便覧（空気調和・衛生工学会）
 - ㉔ 舗装設計便覧（日本道路協会）
 - ㉕ ごみ処理施設整備の計画・設計要領（（公社）全国都市清掃会議）

2 基本設計図書

建設事業者は、契約後ただちに事業提案書をもとに本組合と協議の上、基本設計図書を取りまとめ、本組合が指定する期日までに基本設計図書を3部提出すること。

3 実施設計図書

建設事業者は、基本設計を基に実施設計に着手するものとし、実施設計図書として次のものを各3部（仕様書類：3部、図面類（縮小版）：3部）提出すること。

(1) プラント工事関係

- ① 工事仕様書（本要求水準書及び事業提案書との比較表含む）
- ② 設計計算書
 - ア 物質収支
 - イ 用役収支
 - ウ 容量計算、性能計算、構造計算（主要機器について）
- ③ 施設全体配置図、主要平面、断面、立面図（全体動線計画含む）
- ④ 各階機器配置図
- ⑤ 主要設備組立平面図、断面図
- ⑥ 計装制御系統図
- ⑦ 電気設備主要回路単線系統図
- ⑧ 配管設備図
- ⑨ 負荷設備一覧表
- ⑩ 工事工程表
- ⑪ 実施設計工程表（各種届出書の提出日を含む）
- ⑫ 内訳書（交付金対象内外及び起債対象内外についても記載すること）
- ⑬ 予備品、消耗品、工具リスト

(2) 土木・建築工事関係

- ① 建築意匠設計図
- ② 建築構造設計図
- ③ 建築設備機械設計図
- ④ 建築電気設備設計図
- ⑤ 構造設計図
- ⑥ 外構設計図
- ⑦ 構造計画図
- ⑧ 構造計算書
- ⑨ 各種工事仕様書（仮設工事、安全計画を含む）
- ⑩ 各種工事計算書
- ⑪ 色彩計画図
- ⑫ 負荷設備一覧表
- ⑬ 建築設備機器一覧表
- ⑭ 建築内部、外部仕上表及び面積表
- ⑮ 工事工程表
- ⑯ その他指示する図書（建築図等）

4 施工承諾申請図書

建設事業者は、実施設計に基づき工事を行うこと。工事施工に際し、事前に承諾申請図書により本組合の承諾を得てから着工すること。図書は次の内容のものを各3部提出すること。

- (1) 承諾申請図書一覧表
- (2) 土木・建築及び設備機器詳細図（構造図、断面図、各部詳細図、組立図、主要部品図、付属品図）
- (3) 施工要領書（搬入要領書、据付要領書を含む）
- (4) 検査要領書
- (5) 計算書、検討書
- (6) 打合せ議事録
- (7) その他必要な図書

5 完成図書

建設事業者は、本工事竣工に際して完成図書として次のものを提出すること。なお、電子媒体で提出する図書は、データベース化して検索・管理が容易に行えるようにすること。また、機器台帳及び機器履歴台帳はMicrosoft Excel 形式でも提出すること。

- | | |
|----------------------------|------------|
| (1) 竣工図 | 3部 |
| (2) 竣工図縮小版（A3版） | 3部 |
| (3) 竣工原図 | 一式（電子媒体含む） |
| (4) 工事仕様書（設計計算書及びフローシート含む） | 3部（電子媒体含む） |
| (5) 取扱説明書 | 3部（電子媒体含む） |
| (6) 試運転報告書（予備性能試験を含む） | 3部 |
| (7) 引渡性能試験報告書 | 3部 |
| (8) 単体機器試験成績書 | 3部 |
| (9) 機器台帳 | 一式（電子媒体含む） |
| (10) 機器履歴台帳 | 一式（電子媒体含む） |
| (11) 打合せ議事録 | 一式 |
| (12) 各工程の工事写真及び竣工写真（カラー） | 一式 |
| (13) その他指示する図書 | 一式 |

第10節 検査及び試験

工事に使用する主要機器、材料の検査及び試験は下記による。

1 立会検査及び立会試験

- (1) 指定主要機器・材料の検査及び試験は、本組合の立会のもとで行うこと。ただし、本組合が特に認めた場合には建設事業者が提示する検査（試験）成績書をもってこれに代えることができる。
- (2) 工場検査は、本組合又は本組合から委託を受けた施工監理者の立会のもとで行う。

2 検査及び試験の方法

検査及び試験は、あらかじめ本組合の承諾を得た検査（試験）要領書に基づいて行うこと。

3 検査及び試験の省略

公的又はこれに準ずる機関の発行した証明書等で成績が確認できる機器については、検査及び試験を省略できる場合がある。詳細については、本組合と協議すること。

4 経費の負担

工事に係る検査及び試験の手続きは建設事業者において行い、これに要する経費は建設事業者の負担とする。ただし、本組合の職員又は本組合から委託を受けた施工監理者の旅費等は除く。

第11節 引渡し

本工事竣工後、本施設を本組合に引渡すこと。

本工事竣工とは、本要求水準書に記載された工事範囲の工事を全て完了し、引渡性能試験により所定の性能が確認された後、契約書に規定する竣工検査を受け、これに合格した時点とする。

第12節 その他

1 関係法令等の遵守

本工事に当たっては、関係法令、基準、規格等（最新版に準拠）を遵守すること。

表 1-15 関係法令等（参考）

●環境基本法 ●循環型社会形成推進基本法 ●廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ●資源の有効な利用の促進に関する法律 ●大気汚染防止法 ●水質汚濁防止法 ●下水道法 ●騒音規制法 ●振動規制法 ●悪臭防止法 ●土壤汚染対策法 ●都市計画法 ●水道法 ●道路法 ●建築基準法 ●建設業法 ●建築士法 ●消防法 ●航空法 ●電波法 ●有線電気通信法 ●電気工事士法 ●労働安全衛生法 ●労働基準法 ●計量法	●建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 ●建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 ●エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律 ●国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律 ●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 ●電気設備に関する技術基準を定める省令 ●事務所衛生基準規則 ●クレーン等安全規則 ●クレーン構造規格 ●内線規程 ●日本産業規格(JIS) ●電気学会電気規格調査会標準規格(JEC) ●日本電機工業会標準規格(JEM) ●日本電線工業会標準規格(JCS) ●日本照明工業会規格(JIL) ●廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設性能指針 ●建設産業における生産システム合理化指針 ●その他本事業に関連する法令、条例、規格等
--	---

2 許認可申請

工事内容により関係官庁へ認可申請、報告、届出等の必要がある場合、その手続きは建設事業者の経費負担により速やかに行い、本組合に報告すること。なお、これらの書類に関しては、あらかじめ本組合の承諾を得るとともに、遅滞なく手続きを行うこと。

また、工事範囲において本組合が関係官庁への許認可申請、報告、届出等を必要とする場合、建設事業者は書類作成等について協力し、その経費を負担すること。

3 施工

本工事の施工に際しては、次の事項を遵守すること。

(1) 作業日及び作業時間

- ① 作業日は、原則として日曜日、祝日及び年末年始を除いた日とする。
- ② 作業時間は、原則として午前8時から午後5時までとする。
- ③ 緊急作業、中断が困難な作業、騒音・振動を発する恐れのない作業等、合理的な理由がある場合は、本組合の承諾を得ることで、上記の日時以外に行うことも可とする。

(2) 安全管理

工事中の危険防止対策を十分に行い、併せて作業従事者への安全教育を徹底し、労務災害の発生がないよう努めること。また、安全管理計画書を作成し提出すること。

建設事業者は、作業員の健康管理について、労働安全衛生法に基づく一般健康診断を実施すること。

(3) 現場管理

- ① 建設業法に基づく現場代理人及び監理技術者を配置すること。なお、現場代理人には、工事の管理に必要な知識と経験を有するものを配置すること。
- ② 建設事業者は、建築業法に規定する施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、組合に提出すること。
- ③ 現場代理人は、工事現場で工事担当技術者、下請者等が工事関係者であることを着衣、記章等で明瞭に識別できるよう処置すること。
- ④ 資格を必要とする作業は、各資格を有する者が施工しなければならない。建設事業者は、資格者の証明の写しを本組合に提出すること。
- ⑤ 資材置場、資材搬入路、仮設事務所等は、本組合と十分協議の上、周囲に支障が生じないように計画すること。また、常に清掃及び整理整頓を励行し、火災、盗難等の予防対策、事故防止に努めること。
- ⑥ 工事用車両を含む周辺の交通安全、現場安全管理に万全の対策で臨むこと。工事用車両の搬入、搬出については周辺の一般道利用に支障がないよう配慮するものとし、特に周辺道路の汚損を防止すること。
- ⑦ 通勤や資機材等の運搬車両には事前に通行証を渡すとともに、通行時には確認を行い、安全運転の徹底を図ること。
- ⑧ 建設事業者は、本工事着工前に工事工程表を本組合に提出し、承諾を得ること。
- ⑨ 建設事業者は、工事期間中の日報及び月報を作成し、本組合に提出すること（工事関係車両台数の集計を含む。）。月報には、進捗率管理表、作業月報、図書管理月報等、主要な工事記録写真（定点観測写真を含む）を添付すること。

(4) 工事中の公害対策

- ① 工事車両による交通渋滞や事故が発生しないようにすること。
- ② 工事用車両は、事業実施区域内で洗車を行い、車輪・車体等に付着した土砂を十分除去したことを確認した後退出すること。
- ③ 工事車両が通行する道路等に対する養生を十分行うこと。
- ④ ほこりが発生する恐れのある場合は、適時散水を行うなど必要な措置を行うこと。
- ⑤ 低騒音型工事用機械及び低騒音・低振動工法を採用し、建設作業に係る騒音・振動の基準を遵守するとともに、できるだけ低減を図ること。
- ⑥ 必要に応じて防音シートを設置し、建設作業騒音の低減を図ること。
- ⑦ 本工事中は、気象情報を常に把握し、強雨が見込まれる場合はシート等により裸地面を被覆することにより、濁水の発生を軽減すること。
- ⑧ 降雨時の工事は、濁水の発生を軽減すること。
- ⑨ 汚染水が土壌等に流出しないよう、防液堤等を設けて汚染防止すること。
- ⑩ 本工事から生じる排水は、仮設沈砂池又は濁水処理プラントで処理した後に、排水側溝へ接続し、排水すること。
- ⑪ 本工事に伴い、工事上の騒音・振動・粉じんを正確に把握するため、騒音・振動・粉じん及び事業実施区域周辺の地盤変形等の環境モニタリング等調査を行うこと。騒音・振動については、周辺住民の目につきやすい場所に騒音計、振動計を設置し、リアルタイムの計測数値を表示すること。

(5) 特定建設作業に係る環境保全基準

① 騒音

建設事業者は、特定建設作業を実施する場合、騒音に係る以下の事項を遵守すること。

ア 基準値（敷地境界）85dB

イ 作業時刻 午前8時から午後5時

ウ 作業日 日曜日、その他の休日は禁止

② 振動

建設事業者は、特定建設作業を実施する場合、振動に係る以下の事項を遵守すること。

ア 基準値（敷地境界）75dB

イ 作業時刻 午前8時から午後5時

ウ 作業日 日曜日、その他の休日は禁止

(6) 建設廃棄物等の処分

- ① 本工事で発生する建設廃棄物の処分は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「建設系廃棄物マニフェストのしくみ（建設六団体副産物対策協議会）」及び「建設副産物の取扱い方針（佐賀県）」等に基づき、建設事業者の責任と負担により処分すること。

- ② 本工事で発生する建設廃棄物の処分先は、あらかじめ本組合の承諾を受けること。場外処分を行った場合には、搬出先の受入証明書ならびにマニフェストの写しを提出すること。
- ③ 本工事に伴って発生する残土は、原則として事業実施区域内で有効利用を図るものとするが、それでも残土が発生する場合は、本組合と協議の上、建設事業者が事業実施区域外へ搬出し、建設事業者の責任と負担で適切に処分すること。また、運搬にあたっては、発生土をまき散らさないよう荷台をシートで覆う等、適切な措置を講ずること。
- ④ 本工事期間中に予期しない地中障害物が確認された場合は、速やかに本組合へ報告し、取扱いについて協議する。協議の結果、撤去する場合は、その方法等について提案し、本組合の承諾を得て地中障害物撤去工事を行うこと。これに係る費用は本組合の負担とする。

(7) 復旧

他の設備、既存物件等の損傷、汚染防止に努め、万一損傷、汚染が生じた場合は本組合と協議の上、建設事業者の負担で速やかに復旧すること。

なお、工事用車両の通行等により近隣の民家・施設・道路等に損傷又は汚染等が発生した場合も、建設事業者の負担で速やかに復旧等の処置を行うこと。

(8) 保険

本施設の施工に際しては、火災保険、組立保険、第三者損害保険、建設工事保険、労働災害保険等に参加すること。

(9) その他

- ① 建設事業者は、特殊な施工方法を採用する場合、特許権等について事前に十分調査し、問題のない方法を採用すること。
- ② 建設事業者が設計図書の定めを守らぬために生じた事故は、たとえ検査終了後であったとしても建設事業者の負担において処理すること。
- ③ 設計・建設工事請負契約の契約金額が、工事实績情報システム（コリンズ）が適用される金額となった場合、一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）に登録すること。

4 予備品及び消耗品

予備品は2年間に必要とする数量、消耗品は1年間に必要とする数量を、それぞれ運営開始前に明細書を添えて納入すること。

5 住民説明

本組合が必要と判断し、住民説明会を開催する場合には、建設事業者はこれに出席し、施工方法その他本組合が求める説明を行うこと。また、説明会開催に必要な資料及び機材等の準備は建設事業者が行うこと。なお、説明会の開催場所は本組合が確保するものとする。

第2章 機械設備工事仕様

第1節 各設備共通仕様

1 歩廊・階段・点検床等

プラントの運転及び保全のため、機器等の周囲に歩廊、階段、点検床、点検台等を設け、これらの設置については、次のとおりとする。

(1) 歩廊・階段・点検床及び通路

- | | | |
|---------|-------------------|---------------|
| ① 構造 | グレーチング又はチェッカープレート | |
| ② 幅 | 主要部 | 1,200mm以上（有効） |
| | その他 | 800mm 以上（有効） |
| ③ 階段傾斜角 | 主要通路は40度以下 | |

(2) 手摺

- | | | |
|------|------------------------------|----------------|
| ① 構造 | 鋼管溶接構造（ ϕ =[]mm以上） | |
| ② 高さ | 階段部 | 900mm以上（有効） |
| | その他 | 1,100mm 以上（有効） |

(3) その他

- ① 階段の高さが4mを超える場合は、原則として高さ4m以内ごとに踊り場を設けること。
- ② 梯子の使用はできる限り避けること。各槽、機器の点検用に垂直梯子を設ける必要がある場合には、2m以上の部分に必ず背籠を設けるとともに、本組合の承諾を得ること。
- ③ 主要通路については原則として行き止まりを設けてはならない。（2方向避難の確保）
- ④ 通路は点検等を考慮し、できる限り段差を無くした仕上げとすること。
- ⑤ 主要階段の傾斜面は、原則として水平に対して40度以下（主要部以外の階段は45度以下）とし、階段の傾斜角、蹴上げ、踏み面等の寸法は極力統一すること。
- ⑥ 手摺りの支柱間隔は1,100mm（有効）とすること。
- ⑦ 歩廊にはトープレートを設置すること。
- ⑧ プラント内の建築所掌と機械所掌の手摺、階段等の仕様は、機械所掌の仕様に原則として統一すること。
- ⑨ 床面は作業員の通行及び点検・修繕作業時における重量物の積載荷重条件を考慮し、必要な耐荷重を備えるものとする。
- ⑩ グレーチングを採用する場合、点検口付近の床は、チェッカープレート（3.2mm 以上）を重ね敷きすること。

2 防熱、保温

- (1) 熱の損失防止、低温腐食防止、火傷防止、凍結防止、結露防止等が必要な機器、ダクト、配管等を適切に保温すること。なお、原則として給水配管及び冷却配管は保温すること。
- (2) 保温材及び外装材は目的及び使用箇所に適合するものとする。

3 配管

- (1) 勾配、保温、火傷防止、防露、防錆、防振、凍結防止、ドレンアタック防止、エア抜き等を考慮して計画し、つまりが生じやすい流体用の管は掃除が容易なように考慮すること。

- (2) 汚水系統の配管材質は、管（外面、内面）の腐食等を考慮し、適切な材料を選択する。
- (3) 管材料は、使用目的に応じた最適なものとする。

4 塗装

塗装については、耐熱、耐薬品、防食、配色等を考慮すること。なお、配管の塗装については、各流体別に色分けし、流体表示と流れ方向を明記すること。配管塗装のうち法規等で全塗装が規定されているもの以外は識別リボン方式とする。

5 機器構成

- (1) 主要な機器の運転操作は、必要に応じて切換方式により中央操作室から遠隔操作と現場操作が可能な方式とすること。
- (2) 設備の運転制御を自動あるいは遠方から操作するものは、原則として手動で現場操作もできること。
- (3) 振動・騒音の発生する機器には、防振・防音対策に十分配慮すること。
- (4) 粉じんが発生する箇所には集じん装置や散水装置を設ける等適切な防じん対策を講じ、作業環境の保全に配慮すること。
- (5) 防爆対策を十分に行うとともに、爆発に対しては、爆風を逃がせるよう配慮し、二次災害を防止すること。
- (6) 臭気が発生する箇所には負圧管理、密閉化等適切な臭気対策を講ずること。
- (7) コンベヤ等の機側には緊急停止装置（引き綱式等）等安全対策を講ずること。
- (8) 各種設備や機器の管理、点検、清掃、整備、補修作業に必要な設備を必要な箇所に安全かつ容易に作業ができるよう設置すること。
- (9) 主要な機器には、機器名称表示を設けること。なお、対象機器及び表示方法については、本組合と協議の上、決定すること。
- (10) 各機器の点検口は作業性及び安全性に配慮した配置、寸法とすること。
- (11) 残渣等の運搬が生じる通路は、段差のない構造とするとともに、通行に支障のない幅員を確保すること。

6 地震対策

建築基準法、消防法、労働安全衛生法等の関係法令に準拠した設計とし、以下を考慮したものとする。

- (1) 指定数量以上の灯油、軽油、重油等の危険物は、危険物貯蔵所に格納すること。
- (2) 灯油、軽油、重油等のタンク（貯蔵タンク、サービスタンク）には必要な容量の防液堤を設けること。また、タンクからの移送配管は地震等により、配管とタンクとの結合部分に損傷を与えないようフレキシブルジョイントを必ず設置すること。
- (3) 電源あるいは計装用空気源が断たれたときは、各バルブ・ダンパ等の動作方向はプロセスの安全サイドに働くようにすること。

7 停電対策

災害時に電気事業者からの電力供給が断たれた場合、非常用発電設備により、従業員や本施設への来場者等が一時避難するために必要となる設備や、廃棄物の受入継続に必要な設備（計量棟、中央操作室、組合職員事務室、洗面等）を24h以上稼働できるものとする。詳細については、本組合と協議の上、決定すること。

8 火災対策

- (1) 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、散水装置、消火器及びその他の消火設備を備えること。特に、リチウムイオン電池混入による火災発生防止対策を講ずること。
- (2) リチウムイオン電池等の混入による火災を早期に発見するため、火災の自動検知システムを適切な箇所に設置すること。なお、自動検知システムの受信機は、中央操作室及び組合職員事務室、計量室に設置すること。

9 雷対策

避雷設備の設置や雷保護に適した材料の選定等、直撃雷及び誘電雷への対策を講ずること。

10 高調波対策

インバータ等の高調波発生機器から発生する高調波に対しては、「高圧又は特別高圧で受電する需要家の高調波抑制対策ガイドライン」及び「高調波抑制対策技術指針（日本電気協会）」に基づき、高調波流出電流を算出し、高調波流出電流の規定値以下となるよう必要な対策を講ずること。

11 その他

- (1) 設備の不安全状態を排除するため、以下の概念に基づいたシステム構築を行うこと。
 - ① フェールセーフ設計（故障しても必ず安全な状態となる仕組みや構造の設計）
 - ② フールプルーフ設計（誤った操作をしても危険がない設計）
 - ③ インターロック設計（不適正な手順の場合、操作を防止する設計）
 - ④ フォールトトレランス設計（システムの障害時に、正常な動作を保ち続ける能力設計）
 - ⑤ 冗長設計（故障が発生しても、もう一つあるいはそれ以上の余分な手段を準備する設計）
- (2) 必要な箇所に荷役用ハッチ、電動ホイスト、資材運搬用リフターを設けること。
- (3) 道路を横断する配管、ダクト類は道路面からの有効高さを4m（消防との協議）以上とすること。
- (4) 交換部品重量が100kgを超える機器の上部には、必要に応じて吊フック、ホイスト及びホイストレールを設置すること。
- (5) 労働安全上危険とおもわれる場所には、安全標識をJIS Z 9101により設けること。

第2節 受入・供給設備

1 計量機

- | | |
|----------|--|
| (1) 形式 | ロードセル式（4点支持） |
| (2) 数量 | 2基（入口用1基、出口用1基） |
| (3) 主要項目 | |
| ① 最大秤量 | 30 t |
| ② 最小目盛 | 10 kg |
| ③ 積載台寸法 | 幅[3.0]m以上×長さ[8.0]m以上 |
| ④ 操作方式 | [] |
| ⑤ 表示方式 | デジタル表示 |
| ⑥ 印字方式 | 自動 |
| ⑦ 印字項目 | [通し番号、総重量、車空重量、ごみ種、業者名、地区、
ごみ重量、年月日、時刻、車両登録番号、その他必要項目] |
| (4) 付属品 | [計量装置、データ処理装置、カードリーダーポスト] |
| (5) 特記事項 | |
| ① | ごみ計量待ちの車両を考慮し、車両導線上、合理的な位置に配置すること。 |
| ② | ごみの計量は、一般車両及び委託車両ともに搬入、搬出時の2回計量することを基本とし、混載ごみ（資源ごみと不燃ごみ）を搬入した委託車両は、ごみ種別毎に計量を行うこととする。 |
| ③ | 搬入出車両の最大寸法に対応可能なものとする。 |
| ④ | 計量機上のタイヤ滑り防止を講ずること。 |
| ⑤ | 計量機の進入方向は一方通行とすること。 |
| ⑥ | 重量の表示機器は、計量室内及び計量機毎に配置すること。 |
| ⑦ | 搬入・搬出車等に対して計量操作を行うものとし、料金の計算、領収書（インボイス制度対応）の発行を行うものとする。また、自動精算機を導入すること。 |
| ⑧ | 搬入・搬出される物の集計に必要な種別の集計、日報、月報及び年報の作成及びCSVファイルでデータ出力が可能とすること。 |
| ⑨ | ごみ収集車両等の車両番号、風袋重量等の必要事項を登録可能とすること。 |
| ⑩ | 車両認識方式は、省力化、車両更新時における車両増減への対応性に配慮したものとし、[ICカードリーダー]とする。なお、登録車両については、計量事務員が操作しなくても運用が可能な最新のシステムを構築すること。 |
| ⑪ | 計量システム（ごみ収集車両等の登録含む。）は、将来の料金体系の見直し、収集運搬方法の変更時等に、プログラミングの変更ができるようにすること。 |
| ⑫ | 停電時にも計量機能を保持すること。また、計量データの消失防止対策を講ずること。 |
| ⑬ | データ処理装置の記憶容量は十分な余裕を見込むとともに、記憶媒体によるバックアップが可能なものとする。 |
| ⑭ | 混雑時であっても円滑な計量事務を実施するため、計量機の入口側には信号機を、出口側にはゲートを設けること。信号機及びゲートは、受付処理と連動して制御することとし、遠隔操作も可能とすること。 |

2 プラットホーム（土木建築工事に含む）

- (1) 形式 屋内式
- (2) 数量 一式
- (3) 構造 []

(4) 主要項目

- ① 幅員(有効) 収集運搬車両用[]m、一般持込車両用[]m
- ② 高さ []m
- ③ 床構造 鉄筋コンクリート
- ④ 床仕上げ []
- ⑤ 通行方向 [一方通行式]

(5) 特記事項

- ① 収集運搬車両動線・作業員動線と一般持込車両動線を分離し、一般持込車両が安全に荷下ろしできるスペースを確保すること。また、床面には車両誘動線を書き入れること。
- ② 一般持込車両の駐車・荷下ろしスペース付近に、一般持込車両から搬出されるごみの収集用として、脱着装置付きコンテナ専用車用のコンテナ（4 tクラス2基（小型家電、布団類用）及び10 tクラス1基（製品プラスチック用）を設置すること。また、当該コンテナを専用車へ積込・搬出するためのスペース及び幅員を確保すること。
- ③ 収集運搬車両動線となるプラットホームは、大型車両が荷下ろし及び投入作業時にも、他の車両の通行が妨げられない配置や幅員を確保すること。
- ④ 投入作業が安全かつ容易に行えるスペース、構造を持つものとする。
- ⑤ 臭気が外部に漏れない構造とすること。
- ⑥ 床面には耐摩耗性、耐水性及び滑り止め対策を講ずるとともに、1.5%程度の水勾配を設け、排水溝へ容易に集水されるようにすること。
- ⑦ 排水溝には十分な排水能力を持たせるとともに清掃や車両、人の通行に配慮した仕様とすること。なお、グレーチングは、場内往来車両の荷重に耐えられるものを設置すること。
- ⑧ 各投入ホップ前には投入作業時の安全区域（マーク等）を設けること。
- ⑨ 自然光を極力採り入れること。
- ⑩ 曇天時においても、十分な照度を確保するために必要な照明設備を設置すること。また、照明はLED灯を使用し、高所に取り付けるものは安全に交換できる構造とする。
- ⑪ プラットホームに設置される操作盤、スイッチ等は防水防錆仕様とすること。
- ⑫ 洗浄栓、手洗栓、トイレを設け、必要により消火栓を設けること。
- ⑬ 各作業・解体作業場所においては、粉じん除去やエアーツールの使用等、目的に応じたエア配管を設置すること。
- ⑭ 出入口の床面は段差のない構造とすること。

3 プラットホーム出入口扉

- | | |
|---|------------------------|
| (1) 形式 | ロール式 |
| (2) 数量 | []基 |
| (3) 主要項目 (1基につき) | |
| ① 扉寸法 | 幅[]m×高さ[]m以上 |
| ② 材質 | [] |
| ③ 駆動方式 | [] |
| ④ 操作方式 | 自動・現場手動 |
| ⑤ 車両検知方式 | [] |
| ⑥ 開閉時間 | [15]s以内 |
| ⑦ 駆動装置 | [] |
| (4) 付属品 | [] |
| (5) 特記事項 | |
| ① 強風時等にも安定して開閉が可能であり、かつ歪み、故障を生じないものとする。 | |
| ② 車両検知は異なる原理のもの2種以上を組み合わせる等、車両通過時に扉が閉まらない構造とすること。また、人の通過時においても安全性（衝突防止）に配慮すること。 | |
| ③ 停電時においても現場操作により扉が開閉できる構造とすること。 | |

4 受入ヤード（土木建築工事に含む）

「第3章 第2節 2 (1) ② イ 受入ヤード」参照。

第3節 不燃・粗大ごみ処理系列

1 不燃ごみ手選別コンベヤ

- (1) 形式 []
- (2) 数量 [1]基
- (3) 主要項目
- ① 能力 []t/h
 - ② 寸法 [] mm×[] mm
 - ③ 速度 []m/min
 - ④ 電動機 []V×[]P×[]kW
 - ⑤ 操作方式 [遠隔自動、現場手動]
 - ⑥ 材質 フレーム[]
ベルト []
- (4) 付属品 []

(5) 特記事項

- ① 本コンベヤは、不燃ごみを受入コンベヤへ投入する前に、家電製品及び処理不適物等を手選別するためのものである。本コンベヤで選別した不燃ごみは、受入ホッパに投入すること。
- ② 設置長さ及び基数は、作業員の配置条件等により最適な設定とすること。
- ③ 作業員が装置に巻き込まれないように安全対策を施すこと。
- ④ 作業員の手元には緊急停止装置（引き綱式など）を設置すること。
- ⑤ 速度を自由に調整できること。また、速度はインバータ制御による無段変速とすること。
- ⑥ ベルト面は、無理のない姿勢で作業可能な高さとすること。
- ⑦ 作業員の操作性に配慮した構造とすること。
- ⑧ コンベヤにおけるベルトの引張り調整は、容易に行える構造とすること。
- ⑨ 点検、修理及び清掃が容易にできる構造とすること。
- ⑩ スポットクーラーの設置等作業員の作業環境に配慮すること。

2 不燃・粗大ごみ受入ホッパ

- (1) 形式 []
- (2) 数量 []基
- (3) 主要項目
- ① 容量 []m³以上
 - ② 寸法 [] mm×[] mm×[]mm
 - ③ 材質 []、厚さ[]mm
- (4) 付属品 []

(5) 特記事項

- ① 本ホッパは、不燃ごみ、粗大ごみ、スプレー缶（ガス抜き後）及び剪定枝（一部）を受け入れ、供給コンベヤでごみを搬送するためのものである。

- ② 転落防止対策を講じるとともに、転落時の脱出設備を設けること。
- ③ ショベルローダなどによるごみの投入を円滑に行える形状とすること。
- ④ ごみの投入時におけるごみのこぼれ防止に配慮した構造とすること。
- ⑤ 点検及び修理が容易にできる構造とすること。
- ⑥ コンベヤにおけるごみ供給が円滑に行えるようブリッジ対策について十分配慮すること。
- ⑦ 本ホッパ内に吸音ゴムシートを貼るなど、投入時の騒音防止対策を講ずること。
- ⑧ 本ホッパ内においては散水装置による粉じん飛散の防止を行い、本ホッパ上部においては強制的に粉じんを吸引できること。
- ⑨ 本ホッパ下部に溜まった汚水、土砂などを排除するために、十分な水勾配を設け、容易に水洗浄及び排水可能な構造とすること。

3 不燃・粗大ごみ供給コンベヤ

- (1) 形式 []
- (2) 数量 [1]基
- (3) 主要項目
 - ① 能力 []t/h
 - ② 寸法 [] mm×[] mm
 - ③ 傾斜角 []度
 - ④ 速度 []m/min
 - ⑤ 電動機 []V×[]P×[]kW
 - ⑥ 操作方式 [遠隔自動、現場手動]
 - ⑦ 材質
 - フレーム[]
 - エプロン[]
 - チェーン []
 - シャフト[]
- (4) 付属品 []
- (5) 特記事項
 - ① 後方機の過負荷時、自動的に停止・起動及び速度調整ができること。
 - ② 必要に応じて、速度はインバータ制御による無段変速とすること。
 - ③ 乗継部の閉塞を防止できるものとすること。
 - ④ 機側には、緊急停止装置（引き綱式など）を設置すること。
 - ⑤ 事故時の上流側へのインターロック機構を確保すること。
 - ⑥ 点検並びに修理が容易にできる構造とすること。
 - ⑦ 搬送中の騒音防止及び振動防止を考慮すること。
 - ⑧ コンベヤは密閉カバーによる密閉式とし、機内から吸引して集じん処理すること。なお、密閉カバーは取り外し可能にすること。
 - ⑨ 火災検知器及び消火用の散水ノズルを設けること。

4 低速回転式破砕機（粗破砕機）

- (1) 形式 [二軸せん断低速回転式]
- (2) 数量 [1]基
- (3) 主要項目
- ① 能力 []t/h
 - ② 投入口寸法 [] mm×[] mm
 - ③ 破砕粒度 [400]mm以下
 - ④ 回転数 [] min⁻¹
 - ⑤ 電動機 []V×[]P×[]kW
 - ⑥ 操作方式 [遠隔自動、現場手動]
 - ⑦ 材質
フレーム[]
シャフト[]
破砕刃 []
- (4) 付属品 []

(5) 特記事項

- ① 本体内部は、シュート部を含め、閉塞やブリッジ等が起こりにくい構造とすること。
- ② 金属類が付属するものに対しても、破砕機能が確保できるものとすること。
- ③ 破砕物の最大寸法は、高速回転式破砕機に供給するのに支障がない寸法とすること。
- ④ 構造が堅牢で耐久性が高いものとすること。
- ⑤ 切断刃は、耐摩耗性に富む耐久性の高いもので、部品交換も容易なこと。
- ⑥ かみ込み解除機能を備えるものとすること。解除方法の詳細は本組合と協議の上、決定すること。
- ⑦ 切断不能時の警報表示、緊急停止機能、異物排出機能を有すること。
- ⑧ 火災の自動検知を行い、供給コンベヤ、本設備等の自動停止及び中央操作室へ警報表示を行うものとすること。
- ⑨ 消火用の散水ノズルを設けること。
- ⑩ 必要に応じて可燃性ガス検知を行い、空気置換を行うこと。
- ⑪ 爆風対策として、爆風検知器を設置するとともに、爆風圧を円滑に戸外へ排出できる構造及び配置とすること。
- ⑫ 粉じん対策を講ずること。
- ⑬ 破砕物等の飛散、落下防止対策を行うこと。
- ⑭ 過負荷防止対策を考慮すること。
- ⑮ 処理不適物が容易に排出できる構造とすること。
- ⑯ 非常停止装置を設けること。

5 高速回転式破砕機投入コンベヤ

- (1) 形式 []
- (2) 数量 [1]基
- (3) 主要項目

- ① 能力 [] t/h
- ② 寸法 [] mm×[] mm
- ③ 速度 [] m/min
- ④ 電動機 [] V×[] P×[] kW
- ⑤ 操作方式 [遠隔自動、現場手動]
- ⑥ 材質
フレーム[]
エプロン[]
チェーン []
シャフト[]
- (4) 付属品 []
- (5) 特記事項
 - ① 後方機の過負荷時、自動的に停止・起動及び速度調整ができること。
 - ② 必要に応じて、速度はインバータ制御による無段変速とすること。
 - ③ 乗継部の閉塞を防止できるものとすること。
 - ④ 機側には、緊急停止装置（引き綱式など）を設置すること。
 - ⑤ 事故時の上流側へのインターロック機構を確保すること。
 - ⑥ 点検口を設置するなど、点検並びに修理が容易にできる構造とすること。
 - ⑦ 搬送中の騒音防止及び振動防止を考慮すること。
 - ⑧ コンベヤは密閉カバーによる密閉式とし、機内から吸引して集じん処理すること。なお、密閉カバーは取り外し可能にすること。
 - ⑨ 火災検知器及び消火用の散水ノズルを設けること。

6 供給フィーダ（必要に応じて）

- (1) 形式 []
- (2) 数量 [1] 基
- (3) 主要項目
 - ① 能力 [] t/h
 - ② 寸法 [] mm×[] mm
 - ③ 加圧力 [] t
 - ④ 電動機 [] V×[] P×[] kW
 - ⑤ 操作方式 [遠隔自動、現場手動]
 - ⑥ 材質 []
- (4) 付属品 []

7 高速回転式破砕機

- (1) 形式 []
- (2) 数量 [1] 基
- (3) 主要項目
 - ① 能力 [] t/h

- ② 投入口寸法 [] mm×[] mm
- ③ 破碎粒度 [150]mm以下
- ④ 回転数 [] min⁻¹
- ⑤ 駆動方式 []
- ⑥ 電動機 []V×[]P×[]kW
- ⑦ 操作方式 [遠隔自動、現場手動]
- ⑧ 材質 ケーシング[]
ロータ []
シャフト []
ハンマ []
- (4) 付属品 []
- (5) 特記事項
- ① 本体内部は、シュート部を含め、閉塞やブリッジ等が起こりにくい構造とすること。
 - ② 構造が堅牢で耐久性が高いものとすること。
 - ③ 破碎機の負荷変動に応じて、供給搬送設備の速度制御を行うものとすること。
 - ④ 必要に応じて可燃性ガス検知を行い、空気置換を行うこと。
 - ⑤ 爆風対策として、爆風検知器を設置するとともに、爆風圧を円滑に戸外へ排出できる構造及び配置とすること。
 - ⑥ 破碎機の前後の供給装置等において、発火時の対応として機内散水を設けること。
 - ⑦ 破碎物等の飛散、落下防止対策を行うこと。
 - ⑧ 切断不能時の警報表示、緊急停止機能、異物排出機能を有すること。
 - ⑨ 火災の自動検知を行い、高速回転式破碎機投入コンベヤ、本設備等の自動停止及び中央操作室へ警報表示を行うものとすること。
 - ⑩ 粉じん対策を講ずること。
 - ⑪ 過負荷防止対策を考慮すること。
 - ⑫ 非常停止装置を設けること。

8 低速回転式破碎機及び高速回転式破碎機防爆用送風機

- (1) 形式 []
- (2) 数量 []基
- (3) 主要項目
- ① 風量 []m³/min
 - ② 風圧 []kPa
 - ③ 回転数 []min⁻¹
 - ④ 電動機 []V×[]P×[]kW
 - ⑤ 操作方式 [遠隔自動、現場手動]
- (4) 付属品 []

9 排出コンベヤ（必要に応じて）

- (1) 形式 []
- (2) 数量 [1]基
- (3) 主要項目
 - ① 能力 []t/h
 - ② 寸法 [] mm×[] mm
 - ③ 速度 []m/min
 - ④ 電動機 []V×[]P×[]kW
 - ⑤ 操作方式 [遠隔自動、現場手動]
 - ⑥ 材質 トラフ []
 シャフト[]
- (4) 付属品 []

10 破砕物搬送コンベヤ

- (1) 形式 []
- (2) 数量 [1]基
- (3) 主要項目
 - ① 能力 []t/h
 - ② 寸法 [] mm×[] mm
 - ③ 速度 []m/min
 - ④ 電動機 []V×[]P×[]kW
 - ⑤ 操作方式 [遠隔自動、現場手動]
 - ⑥ 材質 フレーム[]
 エプロン[]／ベルト[]
 チェーン []
 シャフト[]
- (4) 付属品 []
- (5) 特記事項
 - ① 後方機の過負荷時、自動的に停止・起動及び速度調整ができること。
 - ② 必要に応じて、速度はインバータ制御による無段変速とすること。
 - ③ 乗継部の閉塞を防止できるものとすること。
 - ④ 機側には、緊急停止装置（引き綱式など）を設置すること。
 - ⑤ 事故時の上流側へのインターロック機構を確保すること。
 - ⑥ 点検並びに修理が容易にできる構造とすること。
 - ⑦ 搬送中の騒音防止及び振動防止を考慮すること。
 - ⑧ コンベヤは密閉カバーによる密閉式とし、機内から吸引して集じん処理すること。なお、密閉カバーは取り外し可能にすること。
 - ⑨ 火災検知器及び消火用の散水ノズルを設けること。

11 磁選機

- (1) 形式 []
- (2) 数量 [1]基
- (3) 主要項目
- ① 能力 []t/h（破砕ごみとして）
[]t/h（磁性物として）
 - ② 寸法 [] mm×[] mm
 - ③ ベルト速度 []m/min
 - ④ 電動機 []V×[]P×[]kW
 - ⑤ 操作方式 [遠隔自動、現場手動]
 - ⑥ 材質 ベルト[]
スクレーパ[]
その他[]
- (4) 付属品 []
- (5) 特記事項
- ① 本装置は、破砕ごみの中から鉄類を回収するためのものである。
 - ② 純度、回収率は「第1章 第2節 7 (3) 選別基準」に基づくこと。

12 風力選別機（必要に応じて）

- (1) 形式 []
- (2) 数量 []基
- (3) 主要項目
- ① 風量 []m³/min
 - ② 風圧 []kPa
 - ③ 回転数 []min⁻¹
 - ④ 電動機 []V×[]P×[]kW
 - ⑤ 操作方式 [遠隔自動、現場手動]
- (4) 付属品 []
- (5) 特記事項
- ① 本装置は、風力により鉄類及びアルミ類の不純物を選別・回収するためのものである。

13 破砕磁性物搬送コンベヤ（必要に応じて）

- (1) 形式 []
- (2) 数量 [1]基
- (3) 主要項目
- ① 能力 []t/h
 - ② 寸法 [] mm×[] mm
 - ③ 速度 []m/min
 - ④ 電動機 []V×[]P×[]kW

- ⑤ 操作方式 [遠隔自動、現場手動]
- ⑥ 材質 フレーム[]
 エプロン[]／ベルト[]
 チェーン []
 シャフト[]
- (4) 付属品 []
- (5) 特記事項
 - ① 後方機の過負荷時、自動的に停止・起動及び速度調整ができること。
 - ② 必要に応じて、速度はインバータ制御による無段変速とすること。
 - ③ 乗継部の閉塞を防止できるものとする。
 - ④ 機側には、緊急停止装置（引き綱式など）を設置すること。
 - ⑤ 事故時の上流側へのインターロック機構を確保すること。
 - ⑥ 点検並びに修理が容易にできる構造とすること。
 - ⑦ 搬送中の騒音防止及び振動防止を考慮すること。
 - ⑧ コンベヤは密閉カバーによる密閉式とし、機内から吸引して集じん処理すること。なお、密閉カバーは取り外し可能にすること。
 - ⑨ 火災検知器及び消火用の散水ノズルを設けること。

14 粒度選別機投入コンベヤ（必要に応じて）

- (1) 形式 []
- (2) 数量 [1]基
- (3) 主要項目
 - ① 能力 []t/h
 - ② 寸法 [] mm×[] mm
 - ③ 速度 []m/min
 - ④ 電動機 []V×[]P×[]kW
 - ⑤ 操作方式 [遠隔自動、現場手動]
 - ⑥ 材質 フレーム[]
 エプロン[]／ベルト[]
 チェーン []
 シャフト[]
- (4) 付属品 []
- (5) 特記事項
 - ① 後方機の過負荷時、自動的に停止・起動及び速度調整ができること。
 - ② 必要に応じて、速度はインバータ制御による無段変速とすること。
 - ③ 乗継部の閉塞を防止できるものとする。
 - ④ 機側には、緊急停止装置（引き綱式など）を設置すること。
 - ⑤ 事故時の上流側へのインターロック機構を確保すること。
 - ⑥ 点検並びに修理が容易にできる構造とすること。

- ⑦ 搬送中の騒音防止及び振動防止を考慮すること。
- ⑧ コンベヤは密閉カバーによる密閉式とし、機内から吸引して集じん処理すること。なお、密閉カバーは取り外し可能にすること。
- ⑨ 火災検知器及び消火用の散水ノズルを設けること。

15 粒度選別機（必要に応じて）

- (1) 形式 []
- (2) 数量 []基
- (3) 主要項目
 - ① 能力 []t/h（破碎ごみとして）
 - ② ふるい面寸法 [] mm×[] mm
 - ③ 速度 []m/min
 - ④ 電動機 []V×[]P×[]kW
 - ⑤ 操作方式 [遠隔自動、現場手動]
 - ⑥ 材質 ふるい部[]、厚さ[]mm
フレーム[]
- (4) 付属品 []
- (5) 特記事項

- ① 本装置は、鉄類を回収した後の破碎ごみをふるいにより選別するための装置である。

16 アルミ選別機投入コンベヤ（必要に応じて）

- (1) 形式 []
- (2) 数量 [1]基
- (3) 主要項目
 - ① 能力 []t/h
 - ② 寸法 [] mm×[] mm
 - ③ 速度 []m/min
 - ④ 電動機 []V×[]P×[]kW
 - ⑤ 操作方式 [遠隔自動、現場手動]
 - ⑥ 材質 フレーム[]
エプロン[]／ベルト[]
チェーン []
シャフト[]
- (4) 付属品 []
- (5) 特記事項

- ① 後方機の過負荷時、自動的に停止・起動及び速度調整ができること。
- ② 必要に応じて、速度はインバータ制御による無段変速とすること。
- ③ 乗継部の閉塞を防止できるものとすること。
- ④ 機側には、緊急停止装置（引き綱式など）を設置すること。

- ⑤ 事故時の上流側へのインターロック機構を確保すること。
- ⑥ 点検並びに修理が容易にできる構造とすること。
- ⑦ 搬送中の騒音防止及び振動防止を考慮すること。
- ⑧ コンベヤは密閉カバーによる密閉式とし、機内から吸引して集じん処理すること。なお、密閉カバーは取り外し可能にすること。
- ⑨ 火災検知器及び消火用の散水ノズルを設けること。

17 残渣搬送コンベヤ（必要に応じて）

- (1) 形式 []
- (2) 数量 [1]基
- (3) 主要項目
 - ① 能力 []t/h
 - ② 寸法 [] mm×[] mm
 - ③ 速度 []m/min
 - ④ 電動機 []V×[]P×[]kW
 - ⑤ 操作方式 [遠隔自動、現場手動]
 - ⑥ 材質
 - フレーム[]
 - エプロン[]／ベルト[]
 - チェーン []
 - シャフト[]
- (4) 付属品 []
- (5) 特記事項
 - ① 後方機の過負荷時、自動的に停止・起動及び速度調整ができること。
 - ② 必要に応じて、速度はインバータ制御による無段変速とすること。
 - ③ 乗継部の閉塞を防止できるものとすること。
 - ④ 機側には、緊急停止装置（引き綱式など）を設置すること。
 - ⑤ 事故時の上流側へのインターロック機構を確保すること。
 - ⑥ 点検並びに修理が容易にできる構造とすること。
 - ⑦ 搬送中の騒音防止及び振動防止を考慮すること。
 - ⑧ コンベヤは密閉カバーによる密閉式とし、機内から吸引して集じん処理すること。なお、密閉カバーは取り外し可能にすること。
 - ⑨ 火災検知器及び消火用の散水ノズルを設けること。

18 アルミ選別機

- (1) 形式 []
- (2) 数量 []基
- (3) 主要項目
 - ① 能力 []t/h（破碎ごみとして）
[]t/h（アルミとして）

- ② 寸法 [] mm×[] mm
- ③ 駆動方式 []
- ④ 電動機 ベルト[]V×[]P×[]kW
電磁石[]V×[]P×[]kW
- ⑤ 操作方式 [遠隔自動、現場手動]
- ⑥ 材質 フレーム[]
ベルト[]
- (4) 付属品 []
- (5) 特記事項
- ① 本装置は、破碎ごみの中からアルミ類を回収するためのものである。
- ② 純度、回収率は「第1章 第2節 7 (3) 選別基準」に基づくこと。

19 破碎アルミ搬送コンベヤ（必要に応じて）

- (1) 形式 []
- (2) 数量 [1]基
- (3) 主要項目
- ① 能力 []t/h
- ② 寸法 [] mm×[] mm
- ③ 速度 []m/min
- ④ 電動機 []V×[]P×[]kW
- ⑤ 操作方式 [遠隔自動、現場手動]
- ⑥ 材質 フレーム[]
エプロン[]／ベルト[]
チェーン []
シャフト[]
- (4) 付属品 []
- (5) 特記事項
- ① 後方機の過負荷時、自動的に停止・起動及び速度調整ができること。
- ② 必要に応じて、速度はインバータ制御による無段変速とすること。
- ③ 乗継部の閉塞を防止できるものとする。
- ④ 機側には、緊急停止装置（引き綱式など）を設置すること。
- ⑤ 事故時の上流側へのインターロック機構を確保すること。
- ⑥ 点検並びに修理が容易にできる構造とすること。
- ⑦ 搬送中の騒音防止及び振動防止を考慮すること。
- ⑧ コンベヤは密閉カバーによる密閉式とし、機内から吸引して集じん処理すること。なお、密閉カバーは取り外し可能にすること。
- ⑨ 火災検知器及び消火用の散水ノズルを設けること。

20 バンカ類

(1) 主要項目等

品名	形式	数量	主要項目（1基につき）				
			容量	寸法	ゲート		材質
					駆動方式	操作方式	
残渣貯留バンカ	[溶接鋼板製]	[1]基	[] m ³	[]mm× []mm× []mm	[]	[現場手動]	[], 厚さ[]mm
破砕磁性物貯留バンカ	[溶接鋼板製]	[1]基	[] m ³	[]mm× []mm× []mm	[]	[現場手動]	[], 厚さ[]mm
破砕アルミ貯留バンカ	[溶接鋼板製]	[1]基	[] m ³	[]mm× []mm× []mm	[]	[現場手動]	[], 厚さ[]mm

(2) 特記事項

- ① 残渣貯留バンカは、選別された残渣を一時貯留するために設置する。
- ② 破砕磁性物貯留バンカは、各処理系統で選別された破砕磁性物を一時貯留するために設置する。
- ③ 破砕アルミ貯留バンカは、各処理系統で選別された破砕アルミを一時貯留するために設置する。
- ④ 上記バンカ容量は、処理量と排出量から設定すること。

21 貯留ヤード（土木建築工事に含む）

「第3章 第2節 2 (1) ② カ 貯留ヤード」参照。

第4節 ペットボトル処理系列

1 ペットボトル受入ホッパ

- (1) 形式 []
- (2) 数量 []基
- (3) 主要項目
 - ① 容量 []m³以上
 - ② 寸法 [] mm×[] mm×[] mm
 - ③ 材質 []、厚さ[]mm
- (4) 付属品 []
- (5) 特記事項
 - ① 本ホッパは、ペットボトルを受け入れ、供給コンベヤでゴミを搬送するためのものである。
 - ② 転落防止対策を講じるとともに、転落時の脱出設備を設けること。
 - ③ ショベルローダなどによるゴミの投入を円滑に行える形状とすること。
 - ④ ゴミの投入時におけるゴミのこぼれ防止に配慮した構造とすること。
 - ⑤ 点検及び修理が容易にできる構造とすること。
 - ⑥ コンベヤにおけるゴミ供給が円滑に行えるようブリッジ対策について十分配慮すること。

2 ペットボトル供給コンベヤ

- (1) 形式 []
- (2) 数量 [1]基
- (3) 主要項目
 - ① 能力 []t/h
 - ② 寸法 [] mm×[] mm
 - ③ 速度 []m/min
 - ④ 電動機 []V×[]P×[]kW
 - ⑤ 操作方式 [遠隔自動、現場手動]
 - ⑥ 材質
フレーム[]
エプロン[]
チェーン[]
シャフト[]
- (4) 付属品 []
- (5) 特記事項
 - ① 後方機の過負荷時、自動的に停止・起動及び速度調整ができること。
 - ② 必要に応じて、速度はインバータ制御による無段変速とすること。
 - ③ 乗継部の閉塞を防止できるものとすること。
 - ④ 機側には、緊急停止装置（引き綱式など）を設置すること。
 - ⑤ 事故時の上流側へのインターロック機構を確保すること。

- ⑥ 点検並びに修理が容易にできる構造とすること。
- ⑦ 搬送中の騒音防止及び振動防止を考慮すること。

3 ペットボトル手選別コンベヤ

- (1) 形式 []
- (2) 数量 [1]基
- (3) 主要項目
 - ① 能力 []t/h
 - ② 寸法 [] mm×[] mm
 - ③ 速度 []m/min
 - ④ 電動機 []V×[]P×[]kW
 - ⑤ 操作方式 [遠隔自動、現場手動]
 - ⑥ 材質 フレーム[]
ベルト []
- (4) 付属品 []
- (5) 特記事項
 - ① 設置長さ及び基数は、作業員の配置条件等により最適な設定とすること。
 - ② 作業員が装置に巻き込まれないように安全対策を施すこと。
 - ③ 作業員の手元には緊急停止装置（引き綱式など）を設置すること。
 - ④ 速度を自由に調整できること。また、速度はインバータ制御による無段変速とすること。
 - ⑤ ベルト面は、無理のない姿勢で作業可能な高さとすること。
 - ⑥ 作業員の操作性に配慮した構造とすること。
 - ⑦ コンベヤにおけるベルトの引張り調整は、容易に行える構造とすること。
 - ⑧ 点検、修理及び清掃が容易にできる構造とすること。
 - ⑨ 本設備は選別設備室に設置し、容器包装プラスチック手選別コンベヤと同室内に設置すること。
 - ⑩ 選別した処理不適物は残渣として容易に搬出できるようにすること。

4 選別物搬送コンベヤ（必要に応じて）

- (1) 形式 []
- (2) 数量 [1]基
- (3) 主要項目
 - ① 能力 []t/h
 - ② 寸法 [] mm×[] mm
 - ③ 傾斜角 []度
 - ④ 速度 []m/min
 - ⑤ 電動機 []V×[]P×[]kW
 - ⑥ 操作方式 [遠隔自動、現場手動]

- ⑦ 材質 フレーム[]
 エプロン[]
 チェーン []
 シャフト[]
- (4) 付属品 []
- (5) 特記事項
- ① 後方機の過負荷時、自動的に停止・起動及び速度調整ができること。
 ② 必要に応じて、速度はインバータ制御による無段変速とすること。
 ③ 乗継部の閉塞を防止できるものとする事。
 ④ 機側には、緊急停止装置（引き綱式など）を設置すること。
 ⑤ 事故時の上流側へのインターロック機構を確保すること。
 ⑥ 点検並びに修理が容易にできる構造とすること。
 ⑦ 搬送中の騒音防止及び振動防止を考慮すること。

5 処理不適物搬送コンベヤ（必要に応じて）

- (1) 形式 []
- (2) 数量 [1]基
- (3) 主要項目
- ① 能力 []t/h
 ② 寸法 [] mm×[] mm
 ③ 傾斜角 []度
 ④ 速度 []m/min
 ⑤ 電動機 []V×[]P×[]kW
 ⑥ 操作方式 [遠隔自動、現場手動]
 ⑦ 材質 フレーム[]
 エプロン[]
 チェーン []
 シャフト[]
- (4) 付属品 []
- (5) 特記事項
- ① 後方機の過負荷時、自動的に停止・起動及び速度調整ができること。
 ② 必要に応じて、速度はインバータ制御による無段変速とすること。
 ③ 乗継部の閉塞を防止できるものとする事。
 ④ 機側には、緊急停止装置（引き綱式など）を設置すること。
 ⑤ 事故時の上流側へのインターロック機構を確保すること。
 ⑥ 点検並びに修理が容易にできる構造とすること。
 ⑦ 搬送中の騒音防止及び振動防止を考慮すること。

6 ペットボトル圧縮梱包機

- (1) 形式 []
- (2) 数量 [1]基
- (3) 主要項目
 - ① 能力 []t/h
 - ② 梱包品寸法 幅 1,000 mm×長さ 1,000 mm×高さ 1,000 mm
 - ③ 梱包方法 []
 - ④ 電動機 []V×[]P×[]kW
 - ⑤ 操作方式 [遠隔自動、現場手動]
 - ⑥ 材質 本体[]
ホッパ[]
- (4) 付属品 [梱包品搬出コンベヤ]

7 ペットボトル圧縮梱包品搬出コンベヤ

- (1) 形式 []
- (2) 数量 [1]基
- (3) 主要項目
 - ① 能力 []t/h
 - ② 寸法 [] mm×[] mm
 - ③ 速度 []m/min
 - ④ 電動機 []V×[]P×[]kW
 - ⑤ 操作方式 [遠隔自動、現場手動]
 - ⑥ 材質 フレーム[]
エプロン[]
チェーン []
シャフト[]
- (4) 付属品 []

8 貯留ヤード

「第3章 第2節 2 (1) ② カ 貯留ヤード」参照。

第5節 容器包装プラスチック処理系列

1 容器包装プラスチック受入ホッパ

- (1) 形式 []
- (2) 数量 []基
- (3) 主要項目
 - ① 容量 []m³以上
 - ② 寸法 [] mm×[] mm×[]mm
 - ③ 材質 []、厚さ[]mm
- (4) 付属品 []
- (5) 特記事項
 - ① 本ホッパは、容器包装プラスチックを受け入れ、供給コンベヤでゴミを搬送するためのものである。
 - ② 転落防止対策を講じるとともに、転落時の脱出設備を設けること。
 - ③ ショベルローダなどによるゴミの投入を円滑に行える形状とすること。
 - ④ ゴミの投入時におけるゴミのこぼれ防止に配慮した構造とすること。
 - ⑤ 点検及び修理が容易にできる構造とすること。
 - ⑥ コンベヤにおけるゴミ供給が円滑に行えるようブリッジ対策について十分配慮すること。

2 容器包装プラスチック供給コンベヤ

- (1) 形式 []
- (2) 数量 [1]基
- (3) 主要項目
 - ① 能力 []t/h
 - ② 寸法 [] mm×[] mm
 - ③ 速度 []m/min
 - ④ 電動機 []V×[]P×[]kW
 - ⑤ 操作方式 [遠隔自動、現場手動]
 - ⑥ 材質
フレーム[]
エプロン[]
チェーン[]
シャフト[]
- (4) 付属品 []
- (5) 特記事項
 - ① 後方機の過負荷時、自動的に停止・起動及び速度調整ができること。
 - ② 必要に応じて、速度はインバータ制御による無段変速とすること。
 - ③ 乗継部の閉塞を防止できるものとすること。
 - ④ 機側には、緊急停止装置（引き綱式など）を設置すること。
 - ⑤ 事故時の上流側へのインターロック機構を確保すること。

- ⑥ 点検並びに修理が容易にできる構造とすること。
- ⑦ 搬送中の騒音防止及び振動防止を考慮すること。

3 容器包装プラスチック手選別コンベヤ

- (1) 形式 []
- (2) 数量 [1]基
- (3) 主要項目
 - ① 能力 []t/h
 - ② 寸法 [] mm×[] mm
 - ③ 速度 []m/min
 - ④ 電動機 []V×[]P×[]kW
 - ⑤ 操作方式 [遠隔自動、現場手動]
 - ⑥ 材質 フレーム[]
ベルト []
- (4) 付属品 []
- (5) 特記事項
 - ① 設置長さ及び基数は、作業員の配置条件等により最適な設定とすること。
 - ② 作業員が装置に巻き込まれないように安全対策を施すこと。
 - ③ 作業員の手元には緊急停止装置（引き綱式など）を設置すること。
 - ④ 速度を自由に調整できること。また、速度はインバータ制御による無段変速とすること。
 - ⑤ ベルト面は、無理のない姿勢で作業可能な高さとすること。
 - ⑥ 作業員の操作性に配慮した構造とすること。
 - ⑦ コンベヤにおけるベルトの引張り調整は、容易に行える構造とすること。
 - ⑧ 点検、修理及び清掃が容易にできる構造とすること。
 - ⑨ 本設備は選別設備室内に設置し、ペットボトル手選別コンベヤと同室内に設置すること。
 - ⑩ 選別した処理不適物は残渣として容易に搬出できるようにすること。

4 選別物搬送コンベヤ（必要に応じて）

- (1) 形式 []
- (2) 数量 [1]基
- (3) 主要項目
 - ① 能力 []t/h
 - ② 寸法 [] mm×[] mm
 - ③ 傾斜角 []度
 - ④ 速度 []m/min
 - ⑤ 電動機 []V×[]P×[]kW
 - ⑥ 操作方式 [遠隔自動、現場手動]

- ⑦ 材質 フレーム[]
 エプロン[]
 チェーン []
 シャフト[]
- (4) 付属品 []
- (5) 特記事項
- ① 後方機の過負荷時、自動的に停止・起動及び速度調整ができること。
 ② 必要に応じて、速度はインバータ制御による無段変速とすること。
 ③ 乗継部の閉塞を防止できるものとする事。
 ④ 機側には、緊急停止装置（引き綱式など）を設置すること。
 ⑤ 事故時の上流側へのインターロック機構を確保すること。
 ⑥ 点検並びに修理が容易にできる構造とすること。
 ⑦ 搬送中の騒音防止及び振動防止を考慮すること。

5 処理不適物搬送コンベヤ（必要に応じて）

- (1) 形式 []
- (2) 数量 [1]基
- (3) 主要項目
- ① 能力 []t/h
 ② 寸法 [] mm×[] mm
 ③ 傾斜角 []度
 ④ 速度 []m/min
 ⑤ 電動機 []V×[]P×[]kW
 ⑥ 操作方式 [遠隔自動、現場手動]
 ⑦ 材質 フレーム[]
 エプロン[]
 チェーン []
 シャフト[]
- (4) 付属品 []
- (5) 特記事項
- ① 後方機の過負荷時、自動的に停止・起動及び速度調整ができること。
 ② 必要に応じて、速度はインバータ制御による無段変速とすること。
 ③ 乗継部の閉塞を防止できるものとする事。
 ④ 機側には、緊急停止装置（引き綱式など）を設置すること。
 ⑤ 事故時の上流側へのインターロック機構を確保すること。
 ⑥ 点検並びに修理が容易にできる構造とすること。
 ⑦ 搬送中の騒音防止及び振動防止を考慮すること。

6 容器包装プラスチック圧縮梱包機

- (1) 形式 []
- (2) 数量 [1]基
- (3) 主要項目
 - ① 能力 []t/h
 - ② 梱包品寸法 幅 1,000 mm×長さ 1,000 mm×高さ 1,000 mm
 - ③ 梱包方法 袋詰め
 - ④ 電動機 []V×[]P×[]kW
 - ⑤ 操作方式 [遠隔自動、現場手動]
 - ⑥ 材質 本体[]
ホッパ[]
- (4) 付属品 [梱包品搬出コンベヤ]

7 容器包装プラスチック圧縮梱包品搬出コンベヤ

- (1) 形式 []
- (2) 数量 [1]基
- (3) 主要項目
 - ① 能力 []t/h
 - ② 寸法 [] mm×[] mm
 - ③ 速度 []m/min
 - ④ 電動機 []V×[]P×[]kW
 - ⑤ 操作方式 [遠隔自動、現場手動]
 - ⑥ 材質 フレーム[]
エプロン[]
チェーン []
シャフト[]
- (4) 付属品 []

8 貯留ヤード

「第3章 第2節 2 (1) ② カ 貯留ヤード」参照。

第6節 ビン処理系列

1 ビン類供給コンベヤ

- (1) 形式 []
- (2) 数量 [1]基
- (3) 主要項目
- ① 能力 []t/h
 - ② 寸法 [] mm×[] mm
 - ③ 傾斜角 []度
 - ④ 速度 []m/min
 - ⑤ 電動機 []V×[]P×[]kW
 - ⑥ 操作方式 [遠隔自動、現場手動]
 - ⑦ 材質
フレーム[]
エプロン[]
チェーン []
シャフト[]
- (4) 付属品 []

(5) 特記事項

- ① 供給コンベヤの手前に手選別・投入作業台（作業面高さ[0.65]m）を設けること。
- ② 後方機の過負荷時、自動的に停止・起動及び速度調整ができること。
- ③ 必要に応じて、速度はインバータ制御による無段変速とすること。
- ④ 乗継部の閉塞を防止できるものとする。
- ⑤ 機側には、緊急停止装置（引き綱式など）を設置すること。
- ⑥ 事故時の上流側へのインターロック機構を確保すること。
- ⑦ 点検並びに修理が容易にできる構造とすること。
- ⑧ 搬送中の騒音防止及び振動防止を考慮すること。
- ⑨ スポットクーラーの設置等作業員の作業環境に配慮すること。

2 選別物搬送コンベヤ（必要に応じて）

- (1) 形式 []
- (2) 数量 [1]基
- (3) 主要項目
- ① 能力 []t/h
 - ② 寸法 [] mm×[] mm
 - ③ 傾斜角 []度
 - ④ 速度 []m/min
 - ⑤ 電動機 []V×[]P×[]kW
 - ⑥ 操作方式 [遠隔自動、現場手動]
 - ⑦ 材質
フレーム[]
エプロン[]

チェーン []

シャフト[]

(4) 付属品 []

(5) 特記事項

- ① 後方機の過負荷時、自動的に停止・起動及び速度調整ができること。
- ② 必要に応じて、速度はインバータ制御による無段変速とすること。
- ③ 乗継部の閉塞を防止できるものとする。
- ④ 機側には、緊急停止装置（引き綱式など）を設置すること。
- ⑤ 事故時の上流側へのインターロック機構を確保すること。
- ⑥ 点検並びに修理が容易にできる構造とすること。
- ⑦ 搬送中の騒音防止及び振動防止を考慮すること。

3 貯留ヤード

色別（茶、無色、その他）に貯留ヤードを設けること。

「第3章 第2節 2 (1) ② カ 貯留ヤード」参照。

第7節 缶処理系列

1 缶受入ホッパ

- (1) 形式 []
- (2) 数量 []基
- (3) 主要項目
 - ① 容量 []m³以上
 - ② 寸法 [] mm×[] mm×[] mm
 - ③ 材質 []、厚さ[]mm
- (4) 付属品 []
- (5) 特記事項
 - ① 本ホッパは、缶を受け入れ、供給コンベヤでゴミを搬送するためのものである。
 - ② 転落防止として、既存施設同様に格子板を設置すること。
 - ③ ゴミの投入時におけるゴミのこぼれ防止に配慮した構造とすること。
 - ④ 点検及び修理が容易にできる構造とすること。
 - ⑤ コンベヤにおけるゴミ供給が円滑に行えるようブリッジ対策について十分配慮すること。

2 缶供給コンベヤ

- (1) 形式 []
- (2) 数量 [1]基
- (3) 主要項目
 - ① 能力 []t/h
 - ② 寸法 [] mm×[] mm
 - ③ 傾斜角 []度
 - ④ 速度 []m/min
 - ⑤ 電動機 []V×[]P×[]kW
 - ⑥ 操作方式 [遠隔自動、現場手動]
 - ⑦ 材質
フレーム[]
エプロン[]
チェーン []
シャフト[]
- (4) 付属品 []
- (5) 特記事項
 - ① 後方機の過負荷時、自動的に停止・起動及び速度調整ができること。
 - ② 必要に応じて、速度はインバータ制御による無段変速とすること。
 - ③ 乗継部の閉塞を防止できるものとすること。
 - ④ 機側には、緊急停止装置（引き綱式など）を設置すること。
 - ⑤ 事故時の上流側へのインターロック機構を確保すること。
 - ⑥ 点検並びに修理が容易にできる構造とすること。

⑦ 搬送中の騒音防止及び振動防止を考慮すること。

3 磁選機

- (1) 形式 []
- (2) 数量 [1]基
- (3) 主要項目
- ① 能力 []t/h (全体量として)
[]t/h (スチール缶として)
- ② 寸法 [] mm×[] mm
- ③ ベルト速度 []m/min
- ④ 電動機 []V×[]P×[]kW
- ⑤ 操作方式 [遠隔自動、現場手動]
- ⑥ 材質 ベルト[]
スクレーパ[]
その他[]
- (4) 付属品 []
- (5) 特記事項
- ① 本装置は、スチール缶を回収するためのものである。

4 アルミ選別機

- (1) 形式 []
- (2) 数量 []基
- (3) 主要項目
- ① 能力 []t/h (全体量として)
[]t/h (アルミ缶として)
- ② 寸法 [] mm×[] mm
- ③ 駆動方式 []
- ④ 電動機 ベルト[]V×[]P×[]kW
電磁石[]V×[]P×[]kW
- ⑤ 操作方式 [遠隔自動、現場手動]
- ⑥ 材質 フレーム[]
ベルト[]
- (4) 付属品 []
- (5) 特記事項
- ① 本装置は、アルミ缶を回収するためのものである。

5 選別物搬送コンベヤ (必要に応じて)

- (1) 形式 []
- (2) 数量 [1]基

(3) 主要項目

- ① 能力 [] t/h
- ② 寸法 [] mm×[] mm
- ③ 傾斜角 [] 度
- ④ 速度 [] m/min
- ⑤ 電動機 [] V×[] P×[] kW
- ⑥ 操作方式 [遠隔自動、現場手動]
- ⑦ 材質
フレーム[]
エプロン[]
チェーン []
シャフト[]

(4) 付属品 []

(5) 特記事項

- ① 後方機の過負荷時、自動的に停止・起動及び速度調整ができること。
- ② 必要に応じて、速度はインバータ制御による無段変速とすること。
- ③ 乗継部の閉塞を防止できるものとすること。
- ④ 機側には、緊急停止装置（引き綱式など）を設置すること。
- ⑤ 事故時の上流側へのインターロック機構を確保すること。
- ⑥ 点検並びに修理が容易にできる構造とすること。
- ⑦ 搬送中の騒音防止及び振動防止を考慮すること。

6 スチール缶ホッパ

(1) 形式 []

(2) 数量 [] 基

(3) 主要項目

- ① 容量 [] m³以上
- ② 寸法 [] mm×[] mm×[] mm
- ③ ゲート駆動方式 []
- ④ ゲート操作方式 [遠隔自動、現場手動]
- ⑤ 材質 []、厚さ[] mm

(4) 付属品 []

7 アルミ缶ホッパ

(1) 形式 []

(2) 数量 [] 基

(3) 主要項目

- ① 容量 [] m³以上
- ② 寸法 [] mm×[] mm×[] mm
- ③ ゲート駆動方式 []

- ④ ゲート操作方式 [遠隔自動、現場手動]
- ⑤ 材質 []、厚さ[]mm
- (4) 付属品 []

8 缶類圧縮機

- (1) 形式 []
- (2) 数量 []基
- (3) 主要項目
 - ① 能力 []t/h
 - ② 成形物寸法 幅 500～550 mm×長さ 500～550 mm×高さ[]mm
 - ③ 電動機 []V×[]P×[]kW
 - ④ 操作方式 [遠隔自動、現場手動]
 - ⑤ 材質 本体[]
ホッパ[]
- (4) 付属品 []
- (5) 特記事項
 - ① スチール缶及びアルミ缶を兼用することを可とする。
 - ② パレット積込用のホイストを設けること。

9 缶圧縮品搬出コンベヤ

- (1) 形式 []
- (2) 数量 [1]基
- (3) 主要項目
 - ① 能力 []t/h
 - ② 寸法 [] mm×[] mm
 - ③ 速度 []m/min
 - ④ 電動機 []V×[]P×[]kW
 - ⑤ 操作方式 [遠隔自動、現場手動]
 - ⑥ 材質 フレーム[]
エプロン[]
チェーン []
シャフト[]
- (4) 付属品 []

10 貯留ヤード

「第3章 第2節 2 (1) ② カ 貯留ヤード」参照。

第8節 スプレー缶処理系列

1 スプレー缶穴開け装置

- (1) 形式 []
- (2) 数量 [1]基
- (3) 主要項目
 - ① 能力 []t/h
 - ② 設置場所 スプレー缶受入ヤード（工場棟内）
- (4) 付属品 []
- (5) 特記事項
 - ① 人力での作業も可とすること。
 - ② 火災・爆発対策を講じること。
 - ③ プラスチック部の分離も行うこと。また、一時保管に必要な容器を準備すること。
 - ④ 穴開け後のスプレー缶はコンテナ等に一時保管後、不燃ごみ・粗大ごみ処理系列で処理すること。また、一時保管に必要な容器を準備すること。

第9節 発泡スチロール処理系列

1 発泡スチロール減容機

- (1) 形式 []
- (2) 数量 []基
- (3) 主要項目
 - ① 能力 []t/h
 - ② 成形品寸法 [] mm×[] mm
 - ③ 電動機 []V×[]P×[]kW
 - ④ 操作方式 [遠隔自動、現場手動]
 - ⑤ 材質 []
- (4) 付属品 []
- (5) 特記事項
 - ① 発泡スチロール減容機はストックヤード棟内に設置すること。
 - ② 加熱減容時の換気対策を講ずること。

2 貯留ヤード

「第3章 第2節 2 (1) ② カ 貯留ヤード」参照。

第10節 段ボール・紙パック処理系列

1 段ボール・紙パック供給コンベヤ

- (1) 形式 []
- (2) 数量 [1]基
- (3) 主要項目
 - ① 能力 []t/h
 - ② 寸法 [] mm×[] mm
 - ③ 傾斜角 []度
 - ④ 速度 []m/min
 - ⑤ 電動機 []V×[]P×[]kW
 - ⑥ 操作方式 [遠隔自動、現場手動]
 - ⑦ 材質
フレーム[]
エプロン[]
チェーン []
シャフト[]
- (4) 付属品 []
- (5) 特記事項
 - ① 後方機の過負荷時、自動的に停止・起動及び速度調整ができること。
 - ② 必要に応じて、速度はインバータ制御による無段変速とすること。
 - ③ 乗継部の閉塞を防止できるものとすること。
 - ④ 機側には、緊急停止装置（引き綱式など）を設置すること。
 - ⑤ 事故時の上流側へのインターロック機構を確保すること。
 - ⑥ 点検並びに修理が容易にできる構造とすること。
 - ⑦ 搬送中の騒音防止及び振動防止を考慮すること。

2 紙類圧縮梱包機

- (1) 形式 []
- (2) 数量 []基
- (3) 主要項目
 - ① 能力 []t/h
 - ② 成形品寸法 [] mm×[] mm
 - ③ 電動機 []V×[]P×[]kW
 - ④ 操作方式 [遠隔自動、現場手動]
 - ⑤ 材質 []
- (4) 付属品 []
- (5) 特記事項
 - ① 後方機の過負荷時、自動的に停止・起動及び速度調整ができること。
 - ② 必要に応じて、速度はインバータ制御による無段変速とすること。
 - ③ 紙類圧縮梱包機はストックヤード棟内に設置すること。

3 貯留ヤード

「第3章 第2節 2 (1) ② カ 貯留ヤード」参照。

第11節 集じん・脱臭設備

1 サイクロン（必要に応じて）

- (1) 形式 []
- (2) 数量 []基
- (3) 主要項目（1基につき）
 - ① 処理風量 [] m^3/min
 - ② サイクロン径 [] $\text{mm } \phi$
 - ③ 圧力損失 []Pa
 - ④ 粉じん排出方式 []
 - ⑤ 電動機 []V $\times$ []P $\times$ []kW
 - ⑥ 操作方式 [遠隔自動、現場手動]
 - ⑦ 材質 []、厚さ[]mm
- (4) 付属品 []
- (5) 特記事項
 - ① 粉じんは、さらにバグフィルタで集じんすること。
 - ② 捕集した粉じんは、自動で排出できる構造とすること。
 - ③ ビニール袋等により閉塞しない対策を施すこと。

2 バグフィルタ

- (1) 形式 []
- (2) 数量 []基
- (3) 主要項目（1基につき）
 - ① 処理風量 [] m^3/min
 - ② 出口粉じん濃度 [] g/m^3 以下
 - ③ 寸法 [] $\text{mm} \times$ [] $\text{mm} \times$ [] mm
 - ④ ろ布面積 [] m^2
 - ⑤ 圧力損失 []Pa
 - ⑥ 逆洗方式 []
 - ⑦ 粉じん排出方式 []
 - ⑧ 電動機 []V $\times$ []P $\times$ []kW
 - ⑨ 操作方式 [遠隔自動、現場手動]
 - ⑩ 材質
 - ア ろ布 []
 - イ 本体外壁 []、厚さ[]mm
 - ウ リテーナ []
- (4) 付属品 [ダスト自動払落装置、ダスト搬出装置、差圧計]
- (5) 特記事項
 - ① 捕集された粉じんは運転中に容易に取り出せる構造とし、発じんさせないようにして袋詰めを行うこと。

- ② 補集した粉じんは、自動で排出できる構造とすること。
- ③ 吸気の際に発生する騒音、振動には十分注意すること。
- ④ 内部点検が容易に行える構造とすること。

3 排風機

- (1) 形式 []
- (2) 数量 []基
- (3) 主要項目
 - ① 風量 [] m^3/min
 - ② 風圧 []Pa
 - ③ 回転数 [] min^{-1}
 - ④ 電動機 []V $\times$ []P $\times$ []kW
 - ⑤ 操作方式 [遠隔自動、現場手動]
 - ⑥ 材質 []、厚さ[]mm
- (4) 付属品 [消音装置、ダンパ]
- (5) 特記事項
 - ① 十分な防音・防振対策を施すこと。
 - ② 必要圧力損失に対して十分に余裕のあること。
 - ③ 外部排気筒はステンレス製とすること。
 - ④ 排気筒外壁貫通部は雨水の進入のないよう止水工事を行うこと。

4 脱臭装置

- (1) 形式 []
- (2) 数量 []基
- (3) 主要項目
 - ① 処理風量 [] m^3/min
 - ② 出口臭気濃度 悪臭防止法の排出口規制値に適合すること
 - ③ 圧力損失 []Pa
 - ④ 操作方式 [遠隔自動、現場手動]
 - ⑤ 材質 []、厚さ[]mm
- (4) 付属品 []
- (5) 特記事項
 - ① 脱臭箇所を明記すること。
 - ② 活性炭吸着式を採用する場合、活性炭の交換が容易に行える構造とすること。また、活性炭交換時における粉じん防止対策を施すこと。
 - ③ オゾン式を採用する場合、残留オゾンが有害とならないようオゾン濃度を管理すること。

5 ダクト類

(1) 形式 []

(2) 数量 一式

(3) 主要項目

① 材質 []、厚さ[]mm

(4) 特記事項

① ビニール袋などにより閉塞しない口径とし、随所に点検口を設けること。

第12節 給水設備

1 共通事項

- (1) 本施設への引込に必要な井戸工事（井戸底標高EL. 40mとする）、必要な設備及び配管の設置を行うこと。
- (2) 井水は、建設事業者にて水質調査を実施し、その結果を参考に飲料水基準他を満足する浄化装置を設置すること。
- (3) 制御については、用途に応じて自動交互運転、故障時自動切替及び非常時の自動並列運転が可能なものとする。
- (4) 必要な箇所に散水栓及び手洗水栓を設けること。
- (5) 必要な箇所に流量計、その他必要な付属品一式を設け、系列、主要設備別に使用量が確認・記録できるようにすること。
- (6) 生活用水は、外部からの電源供給が途絶えた場合にも非常用発電機を用いて各諸室へ給水できるようにすること。詳細については、本組合と協議の上、決定すること。

2 水槽類

(1) 水槽類リスト

表 2-1 に仕様を明記すること。また、必要に応じて設備を追加すること。

表 2-1 水槽類仕様一覧

名称	数量 (基)	有効容量 (m ³)	構造・材質	備考 (付属品等)
生活用水受水槽				
プラント用水受水槽			鉄筋コンクリート製	
機器冷却水受水槽				
防火水槽				
[]				

(2) 特記事項

- ① 各水槽は、清潔に保持でき、関係各法令、規格に合致したものとする。
- ② 各水槽は、維持管理が容易に行える構造及び配置とする。
- ③ 各水槽は、槽内にじん芥等の異物が落下しないようにすること。
- ④ 各水槽は、用水の用途及び設備構成に応じて兼用を可とする。
- ⑤ 生活用水受水槽は、外面が六面点検できるようにするとともに、水抜管を設けて、内部の保守点検が容易に行える構造とする。
- ⑥ 生活用水受水槽は、1日平均使用量の1/2以上の容量とする。
- ⑦ 生活用水受水槽には、緊急遮断弁と水栓を設置し、災害時に生活用水受水槽から水を確保できるようにすること。
- ⑧ 車両が通過する場所のマンホールの材質は、重荷重用FRP製又は同等以上とする。
- ⑨ 点検用梯子の材質は、ステンレス鋼ポリプロピレン被覆製又は同等以上とする。

3 ポンプ類

(1) ポンプ類リスト

表 2-2 に仕様を明記すること。また、必要に応じて設備を追加すること。

表 2-2 ポンプ類仕様一覧

名称	形式	数量 (基)	容量	材質			電動機 (kW)	操作 方式	備考 (付属品)
			吐出量 (m ³ /h) × 全揚程 (m)	ケー シン グ	イン ペラ	シャ フト			
生活用水揚 水ポンプ		[2] (交互 運転)							
プラント用 水揚水ポン プ		[2] (交互 運転)							
機器冷却水 揚水ポンプ		[2] (交互 運転)							
再利用水揚 水ポンプ		[2] (交互 運転)							
消火栓ポン プ		[2] (交互 運転)							
[]									

(2) 特記事項

- ① 各ポンプは、用途に応じた適切な形式とし、耐久性を確保すること。
- ② 各ポンプは、最大使用水量に基づき、適正に余裕を持たせた容量とすること。
- ③ 各ポンプは、故障時において自動的に交互運転に切り替わること。
- ④ 停電時にも継続して給水が必要なポンプについては、非常用発電設備の保安対象機器とすること。

4 機器冷却水冷却塔（必要に応じて）

- (1) 形式 []
- (2) 数量 []基
- (3) 主要項目（1基につき）
 - ① 循環水量 []m³/h
 - ② 冷却水入口温度 []℃
 - ③ 冷却水出口温度 []℃
 - ④ 外気温度 乾球温度[]℃、湿球温度27～28℃
 - ⑤ 材質 []
 - ⑥ 電動機 []V×[]P×[]kW
- (4) 付属品 []
- (5) 特記事項
 - ① 開放型の場合は、ほこり等の混入を防ぐこと。
 - ② 冷却水出口の温度を自動制御できる方式を採用すること。
 - ③ 低騒音型とすること。

5 機器冷却水薬注装置（必要に応じて）

- (1) 形式 []
- (2) 数量 []基
- (3) 主要項目（1基につき）
 - ① 薬剤 []
- (4) 付属品 [薬注ポンプ、薬剤タンク]
- (5) 特記事項
 - ① 薬剤タンクのレベルを確認できるようにすること。

第13節 排水処理設備

1 共通事項

- (1) 本施設への引込に必要な工事、必要な設備及び配管の設置を行うこと。
- (2) 制御については、用途に応じて自動交互運転、故障時自動切替及び非常時の自動並列運転が可能なものとする。
- (3) 必要な箇所に流量計、その他必要な付属品一式を設け、系列、主要設備別に使用量が確認・記録できるようにすること。

2 プラント排水

プラント排水は、本施設の排水処理設備で「第1章 第2節 8 (5) 排水」に示す基準まで処理を行い、下水道放流とすること。

(1) 水槽類

表 2-3 に仕様及び必要な設備を明記すること。なお、薬剤タンクの容量は、薬剤搬入車（タンクローリー等）の受け入れが可能なものとする。

表 2-3 水槽類仕様一覧

名称	数量 (基)	有効容量 (m^3)	構造・材質	備考 (付属品等)
[]				

(2) ポンプ・ブロワ類

表 2-4 に仕様及び必要な設備を明記すること。

表 2-4 ポンプ・ブロワ類仕様一覧

名称	形式	数量 (基)	容量	材質			電動機 (kW)	操作 方式	備考 (付属品)
			吐出量 (m^3/h) × 全揚程 (m)	ケー シン グ	イン ペラ	シャ フト			
[]									

(3) 塔・機器類

表 2-5 に仕様及び必要な設備を明記すること。

表 2-5 塔・機器類仕様一覧

名称	形式	数量 (基)	容量 (m^3/h)	寸法	材質	電動機 (kW)	操作 方式	備考 (付属品)
[]								

3 生活排水

「第 3 章 第 4 節 4 給排水設備工事第 1 節」参照。

第14節 電気設備

1 共通事項

- (1) 工事範囲は、高圧ケーブル引き込み取り合い点以降の本施設の運転に必要な全ての電気設備工事とする。
- (2) 電気設備は、関係法令、規格を順守し、使用条件を十分満足するよう合理的に設計・製作されたものとする。
- (3) 計画需要電力は、施設の各負荷設備が正常に稼働する場合の最大電力をもとにして算定すること。
- (4) 受電電圧及び契約電力は、電力会社の規定により計画すること。
- (5) 受配変電設備及び低圧配電設備は、各盤の扉を十分な強度を有するとともに、盤内機器から発生する熱の放散を十分考慮した設計とすること。また、各盤面の表示ランプなどにはLED球を用いること。

2 電気方式

- (1) 受電電圧 交流三相3線式 6.6kV、60Hz、1回線
- (2) 配電方式及び電圧
 - ① プラント動力
 - 高圧 交流三相3線式 6.6kV級、60Hz
 - 低圧 交流三相3線式 400V級、60Hz
 - 交流三相3線式 200V級、60Hz
 - ② 建築動力 交流三相3線式 200V級、60Hz
 - ③ 照明、コンセント 交流単相3線式 200V級/100V級、60Hz
 - ④ 保安電源 交流三相3線式 400V級、60Hz
 - 交流三相3線式 200V級、60Hz
 - 交流単相3線式 200V級/100V級
- ⑤ 制御電源
 - 高圧受配電盤 直流 100V
 - 低圧 交流単相2線式 60Hz 100V、直流 100V
- (3) 特記事項
 - ア 本施設で使用する全電力に対して十分な容量を有する電気設備とすること。
 - イ 受変配電設備は、機器の事故等により電力供給が極力停止しないシステムとすること。変圧器等の機器の事故で、本施設が長期にわたって運転不能となることが考えられる場合には、適切な対応策を講ずること。
 - ウ 遮断器盤などの操作電源及び盤内照明電源は、それぞれ適切な電源より供給されるものとする。なお、列盤の場合は、それぞれのユニット毎にスイッチなどを設け、独立して電源を入切できるように計画すること。
 - エ 屋外に設置する盤類の主要材質はSUSとすること。
 - オ 保護協調がとれるように計画すること。

3 構内引込設備

(1) 構内引込用柱上開閉器

電力会社との財産・責任分界点用として設置する。

- ① 形式 []
- ② 数量 []基
- ③ 定格 []kV[]A

4 受配変電設備

受配電盤は、作業性、保守管理の容易性、能率性及び安全性を考慮し、盤の面数、配置、大きさ、構造等は施設の規模に適合したものとする。

(1) 高圧受電盤

- ① 形式 鋼板製屋内閉鎖垂直自立形（JEM 1425 CW形）
- ② 数量 1面
- ③ 主要取付機器 []
 - ア 真空遮断機 1 式
 - イ 計器用変圧器 1 式
 - ウ 計器用変流器 1 式
 - エ 保護継電器類、電圧計、電流計等必要な計器 1 式
 - オ その他必要なもの 1 式

(2) 高圧配電盤

- ① 形式 鋼板製屋内閉鎖垂直自立形（JEM1425CW形に準ずる）
- ② 数量 []面
- ③ 主要取付機器
 - ア 真空遮断機 1 式
 - イ 計器用変圧器 1 式
 - ウ 計器用変流器 1 式
 - エ 保護継電器類、電圧計、電流計等必要な計器 1 式
 - オ その他必要なもの 1 式

(3) 破砕機起動盤

- ① 形式 鋼板製屋内閉鎖垂直自立形（JEM1425CW形に準ずる）
- ② 数量 []面
- ③ 主要取付機器
 - ア 真空遮断機 1 式
 - イ 計器用変圧器 1 式
 - ウ 計器用変流器 1 式
 - エ 保護継電器類、電圧計、電流計等必要な計器 1 式
 - オ その他必要なもの 1 式

(4) 高圧変圧器盤

電気方式に応じ必要な変圧器を設置すること。また、効率の良いトップランナー変圧器を採用すること。

① 形式 鋼板製屋内閉鎖垂直自立形（JEM1425CX形に準ずる）

② 数量 1 式

③ 主要機器

ア 変圧器 1 式

イ 付属品 1 式

④ 盤構成

ア プラント動力用変圧器

（ア）形式 []

（イ）電圧 []kV/[]V（三相3線式）

（ウ）容量 []kVA

（エ）絶縁階級 []種

イ 建築動力用変圧器

（ア）形式 []

（イ）電圧 []kV/[]V（三相3線式）

（ウ）容量 []kVA

（エ）絶縁階級 []種

ウ 照明灯用変圧器

（ア）形式 []

（イ）電圧 []kV/[]V（三相3線式）

（ウ）容量 []kVA

（エ）絶縁階級 []種

エ 保安動力用変圧器

（ア）形式 []

（イ）電圧 []kV/[]V（三相3線式）

（ウ）容量 []kVA

（エ）絶縁階級 []種

(5) 高圧進相コンデンサ

① コンデンサバンク数 []台

② コンデンサ群容量 []kVar

③ 主要機器 [直列リアクトル]

5 電力監視設備

本設備は、[中央操作室]に設置し、受配電、発電設備の集中制御を行うためのもので、計装制御設備オペレータコンソールに集約しても良い。

(1) 電力監視盤

- ① 形式 []
- ② 数量 []面
- ③ 構成 []
- ④ 主要取付機器 []

6 低圧配電設備

(1) 低圧主幹盤

- ① 形式 [鋼板製屋内閉鎖垂直自立形(JEM1265CX形)]
- ② 数量 計[]面
 - (ア) 440V用動力主幹盤 []面
 - (イ) 200V用動力主幹盤 []面
 - (ウ) 照明用単相主幹盤 []面
 - (エ) 非常用電源盤 []面
 - (オ) その他の配電盤 []面
- ③ 主要取付機器 []

7 高調波フィルタ盤（必要に応じて）

高調波抑制対策技術指針に従って対策が必要な場合に設けること。

- (1) 形式 []
- (2) 数量 []基

8 動力配電設備

本設備は、制御盤、監視盤、操作盤等から構成され、負荷の運転、監視及び制御が確実にできるもので、主要機器は遠隔操作方式を原則とする（遠隔操作になじまないものは除く。）。また、必要に応じ、現場にて単独操作もできる方式とする。

環境負荷低減のため、省配線装置の適用を考慮すること。

(1) 動力制御盤

- ① 形式 [鋼板製屋内閉鎖自立形]
- ② 数量 計[]面
 - ア 機器用動力制御盤 []面
 - イ 共通動力制御盤 []面
 - ウ 非常用動力制御盤 []面
 - エ その他動力制御盤 []面（必要な盤を明記すること。）
- ③ 主要取付機器 []

(2) 現場制御盤

本盤は、設備単位の付属制御盤などに適用する。現場設置のものについては、防塵形・防水形で計画すること。

- ① 形式 [鋼板製屋内閉鎖自立形又は壁掛形]
- ② 数量 一式
- ③ 主要収納機器 []

(3) 現場操作盤

現場操作に適切となるよう各装置・機器の近くに個別又は集合して設けること。防塵形・防水形で計画すること。

- ① 形式 []
- ② 数量 一式
- ③ 特記事項

ア 本装置は、主幹盤以降の動力配電設備に関するものである。各装置・機器の運転及び制御が容易にかつ効率的に行えることができるもので、操作・監視は遠隔制御監視方式とし、中央操作室にて集中監視制御ができるものとする。また、現場において装置・機器の試験運転などのために単独操作が行えるものとし、現場操作盤に操作場所（遠隔・現場）の切換スイッチを設けること。

イ 現場に設置される盤について、特にシーケンサなどの電子装置が収納される盤については、塵埃、水気又は湿気、ガス、高温などの悪環境下でも長年にわたり問題が生じないように、配置、構造などについて十分留意すること。

9 非常用発電設備

本設備は、ごみの搬入に必要な電源及び建築設備の保安動力、保安灯の電源を確保するために設置すること。

運転制御は、自動、遠隔手動、現場手動とすること。

(1) 原動機

① 形式 [] (長時間型)

② 数量 [1]基

③ 主要項目

ア 出力 []PS

イ 燃料 []

ウ 起動 []

エ 冷却方式 []

④ 付属品 []

⑤ 特記事項

ア 排気・排風・給気設備は消音器付とすること。

イ 防振対策を講ずること。

ウ 消防法に適用するものとし、非常用発電機としての機能の保持に必要な燃料を常時確保すること。

エ 屋外設置も可とする。

(2) 発電機

① 形式 []

② 数量 1基

③ 主要項目

ア 容量 []kVA

イ 電圧 []kV

ウ 力率 []%

エ 回転数 []min⁻¹

④ 非常用負荷内訳 []

⑤ 特記事項

ア 防振対策を講ずること。

イ 負荷対象の詳細については、本組合と協議の上、決定すること。

(3) 非常用発電機制御盤

① 形式 []

② 数量 1面

③ 特記事項

ア 電力監視盤に非常用発電機の監視計器を設置するとともに、重故障及び軽故障一括表示を行うこと。

10 無停電電源装置

本装置は、直流電源装置と交流電源装置からなり、全停電の際、万一非常用発電機が運転されなくても10分以上は直流電源及び交流電源を供給できる容量とすること。なお、設置場所は電気室とすること。

(1) 直流電源装置（必要に応じて）

本装置は、受配電設備、制御電源、表示灯及び交流無停電電源装置の電源として設置する。

① 形式 []

② 数量 []面

③ 主要項目

ア 充電器形式 [トランジスタ式、サイリスタ式]

イ 入力 AC3相[]V、[60]Hz

ウ 出力 DC[]V、[]A

④ 蓄電池

ア 形式 []

イ 容量 []AH/[]HR

ウ 数量 []セル

エ 放電電圧 []V

オ 放電時間 [10]分

⑤ 付属品 []

⑥ 特記事項

ア 電力供給先及び時間を明示すること。

(2) 交流無停電電源装置

本装置は、電子計算機、計装機器等の交流無停電電源として設置する。

① 形式 []

② 数量 []面

③ 主要項目

ア 入力電圧 DC 100V（停電時）

AC 100V（通常）

イ 交流出力 []kVA

AC 100V、[]Hz

④ 特記事項

- ア 無停電電源予定負荷内訳を明記すること。
- イ インバータ、商用電源の切替は、無瞬断切替とする。
- ウ 蓄電池は直流電源装置用との兼用も可とする。

11 電気配線

(1) 使用ケーブル

- ① 高圧 []
- ② 低圧動力用 []
- ③ 制御用 []

(2) 施工方法

① 屋内

電線管工事、ダクト工事、ラック工事などの方式で適宜施工すること。フリーアクセスフロア方式も可とする。

② 屋外

合成樹脂可とう管（埋設工事）、トラフ敷設工事などの方法で適宜施工すること。

(3) 施工上の注意事項

- ① エコケーブルを優先して使用すること。
- ② 加熱や漏水の可能性のある場所を避けてケーブルを引くこと。
- ③ 電力ケーブル、制御ケーブル、計装ケーブルは、極力離して布設すること。また、長い距離を電力ケーブルと他のケーブルを並行して布設しないよう考慮すること。やむを得ず同一ダクト内、同一ラック内にこれらのケーブルが併設されるような場合には、各ケーブル間を離すとともに、それぞれのケーブル間に金属製セパレータを設置し、制御ケーブルや計装ケーブルに誘導障害が生じないよう対策すること。
- ④ ケーブルラックをグレーチング床下部等、落下物が予想される場所に設置する場合には、蓋を設けること。
- ⑤ ケーブルラック上の配線については以下を基本とする。
 - ア ケーブルは整然と並べること。
 - イ ケーブルは水平部では3m以下、垂直部では1.5m以下の間隔ごとに緊縛すること。
 - ウ ケーブルの要所には、表示シートを取り付け、回路の種別、行先などを表示すること。
 - エ 電力ケーブルは原則として積み重ねを行わないこと。

第15節 計装設備

1 共通事項

- (1) 本設備は、中央操作室で集中管理ができるシステムとすること。また、プラントの操作・監視・制御の集中化と自動化を行うことにより、プラント運転の信頼性の向上と省力化を図るとともに、運営管理に必要な情報収集を合理的、かつ迅速に行うこと。
- (2) 組合職員事務室で本施設の運転状況を監視可能とすること。
- (3) 本設備の中枢をなすコンピュータシステムは、各設備・機器の集中監視・操作及び自動順序起動・停止、各プロセスの最適制御を行うこと。
- (4) 本施設の運転管理及び運営管理に必要な情報を各種帳票類に出力するとともに、運営管理及び保全管理に必要な運転データを作成可能とすること。
- (5) コンピュータシステムが機能しない場合においても、各機器の停止等、保安に係る操作を可能とすること。

2 計装制御計画

監視項目、自動制御機能及びデータ処理機能は以下のとおり計画すること。

(1) 一般項目

- ① 一部の周辺機器の故障及びオペレータの誤操作に対しても、システム全体が停止することのないよう、フェールセーフ等を考慮したハードウェア・ソフトウェアを計画すること。
- ② 対環境性を十分考慮の上、ごみ処理プロセスの雰囲気に適したシステム構成とし、停電、電圧の変動及びノイズ等に対して十分な保護対策を講ずること。

(2) 計装監視機能

自動制御システム及びデータ処理設備は以下の機能を有すること。

- ① 各処理系統の表示・監視
- ② 主要機器の運転状態の表示
- ③ 受変電設備運転状態の表示・監視
- ④ 電力デマンド監視
- ⑤ 各種電動機電流値の監視
- ⑥ 機器及び制御系統の異常の監視
- ⑦ その他運転に必要なもの

(3) 自動制御機能

① 処理設備運転制御

自動連動起動・停止、緊急時自動停止、その他

② 受配電運転制御

自動力率調整、非常用発電機自動立上、停止、運転制御、その他

③ 動力機器制御

回転数制御、発停制御、交互運転、その他

④ 給排水関係運転制御

水槽等のレベル制御、排水処理装置制御、その他

- ⑤ 建築設備関係運転制御
発停制御、その他
- ⑥ その他必要なもの
- (4) データ処理機能
 - ① ごみの搬入データ
 - ② ごみの処理量データ（ごみ処理系列毎）
 - ③ 処理系列毎の運転データ
 - ④ 回収、圧縮・梱包品の搬出データ
 - ⑤ 受電等電力管理データ
 - ⑥ 各種プロセスデータ
 - ⑦ 薬品使用量、ユーティリティ使用量等データ
 - ⑧ 各電動機の稼働時間のデータ
 - ⑨ アラーム発生記録
 - ⑩ その他必要なデータ

3 計装機器

- (1) 一般計装センサー
 - 以下の計装機能を必要な箇所に設置すること。
 - ① 重量センサー等
 - ② 温度、圧力センサー等
 - ③ 流量計、流速計等
 - ④ 開度計、回転数計等
 - ⑤ 電流、電圧、電力、電力量、力率等
 - ⑥ レベル計等
 - ⑦ pH、導電率等
 - ⑧ その他必要なもの

(2) ITV装置

① カメラ

ア 設置場所

カメラは、表 2-6 を参考例としてリストを作成すること。

表 2-6 カメラ設置場所（参考）

記号	設置場所	台数	レンズ型式	備考
A	ごみ計量室近傍	2	ズーム	雨水対策、撮影方向の調整可
B	プラットホーム	4	ズーム	撮影方向の調整可
C	各受入ホッパ	[]	ズーム	ごみ処理系列ごと
D	各破砕機入口（内部）	[]	標準	
E	各破砕機出口	[]	標準	
F	手選別室	[1]	標準	
G	各磁選機	[]	標準	
H	各アルミ選別機	[]	標準	
I	粒度選別機	[]	標準	設置する場合
J	搬出室	[]	標準	
K	ストックヤード	[1]	ズーム	雨水対策、撮影方向の調整可
L	構内各所	[2]	ズーム	雨水対策、撮影方向の調整可

※：ズーム及び撮影方向の調整は、次の場所から行えるよう計画すること。

- ・中央操作室・組合職員事務室：ごみ計量室近傍(A)、プラットホーム(B)、各受入ホッパ(C)、ストックヤード(K)、構内各所(L)

イ 特記事項

(ア) 屋内に設置するカメラは、防じん対策等を講ずること。

(イ) 屋外に設置するカメラは、雨水対策（ワイパー付又は親水コーティング等）、耐候対策及び内部結露防止対策等を講ずること。

(ウ) 設置するカメラの目的に応じて、撮影方向の調整（回転雲台付又はドーム型カメラ等）ができるようにすること。

(エ) ごみ計量棟近傍（2台のうち1台）及びプラットホーム（4台のうち2台）に設置するカメラは録画機能付きとすること。

② モニタ

ア 設置場所

モニタは、表 2-7 を参考例としてリストを作成すること。なお、監視対象の欄には、表 2-6 に対応する記号を記載すること。

表 2-7 モニタ設置場所（参考）

設置場所	台数	大きさ	監視対象
組合職員事務室	1	50 インチ以上	全てのカメラ
ごみ計量室	1	24 インチ以上	A、B
中央操作室	必要数	24 インチ以上	全てのカメラ
	1	80 インチ以上	全てのカメラ

4 計装用空気圧縮機（必要に応じて）

(1) 形式 []（オイルフリー型）

(2) 数量 2基（交互運転）

(3) 主要項目（1基につき）

① 吐出量 []m³N/min

② 吐出圧 []MPa

③ 空気タンク容量 []m³（必要空気量の10分間以上を確保）

④ 電動機 []kW

⑤ 操作方式 [自動、遠隔手動、現場手動]

⑥ 圧力制御方式 []

(4) 付属品 [冷却器、空気タンク、除湿器]

(5) 特記事項

ア 湿気及び塵埃等による汚染のない場所に空気取入口を設け、清浄器並びに消音器を経て吸気すること。

イ 空気吐出口に除湿及び油分除去装置を設け、除湿された水分は自動的に排除すること。

ウ 制御については、自動交互運転、故障自動切替及び非常時の自動並列運転が可能なものとする。

エ 雑用空気圧縮機との兼用を可とする。

5 制御装置（中央操作室）

(1) 中央監視盤

- ① 形式 []
- ② 数量 []基
- ③ 主要項目 []
- ④ 特記事項

ア 監視・操作・制御は、主にオペレータズコンソールにおいて行うが、プロセスの稼働状況・警報等重要度の高いものについては、中央監視盤に表示すること。

(2) オペレータズコンソール

- ① 形式 []
- ② 数量 []基
- ③ 主要項目 []
- ④ 特記事項

ア 各処理系統、共通機器、電気の制御を行うものとし、中央操作室に設置すること。

(3) プロセスコントロールステーション

- ① 形式 []
- ② 数量 []基
- ③ 主要項目 []

(4) データウェイ

- ① 形式 []
- ② 数量 []基
- ③ 主要項目 []
- ④ 特記事項

ア データウェイは二重化構成とすること。

6 データ処理装置

(1) データログ

- ① 形式 []
- ② 数量 []基
- ③ 主要項目 []
- ④ 特記事項

ア 常用CPUのダウン時もスレーブが早期に起動し、データ処理を引き継げるシステムとすること。

イ ハードディスク装置への書込みは2台平行して行い、ハードディスククラッシュによるデータの損失がないようにすること。

(2) 出力機器

① カラープリンタ（日報・月報作成及び施設運転状況記録用）

- ア 形式 []
- イ 数量 []基

ウ 主要項目 []

② データ処理端末

ア 形式 []

イ 数量 []基

ウ 主要項目 []

エ 特記事項

(ア) ごみ搬入量、ごみ処理量（系列別）等各種プロセスデータの表示、中央操作室オペレータコンソール主要画面の表示、電力監視装置画面の表示を行うこと。なお、画面での機器操作（タッチパネル等）の機能は不要とする。

(イ) 運転データは、光ケーブル等を介してデータログから取り込むこと。

(ウ) 取り込むデータ及びオペレータ画面については原則全画面とするが、詳細は本組合と協議するものとする。

7 ローカル制御系

(1) ごみ計量機データ処理装置

① 形式 []

② 数量 []基

③ 主要項目 []

④ 特記事項

ア 計量機による計量が、全機同時に行えるよう計画すること。

イ 計量受付終了後、1日分の計量データを集計用プリンタに出力するとともに、工場棟のデータログに転送すること。

(2) その他制御装置

その他の施設機能の発揮及び運転に必要な自動運転制御装置を計画すること。

第16節 雑設備

1 雑用空気圧縮機（必要に応じて）

- (1) 形式 []
- (2) 数量 []基（交互運転）
- (3) 主要項目（1基につき）
 - ① 吐出量 []m³N/min
 - ② 全揚程 []m
 - ③ 空気タンク []m³
 - ④ 電動機 []kW
 - ⑤ 圧力制御方式 []
 - ⑥ 操作方式 自動、遠隔手動、現場手動
- (4) 付属品 [空気タンク]
- (5) 特記事項
 - ① 吐出口側除湿及び油分除去装置を設け、除湿された水分を自動的に排除すること。
 - ② 自動アンローダ運転と現場手動ができること。
 - ③ 必要な空気量に対して、十分な能力を有すること。
 - ④ 必要な貯留量の空気タンクを設けること。
 - ⑤ 計装用空気圧縮機と兼用も可とする。

2 説明用備品類

- (1) 説明用パンフレット
 - ① 形式 [A4版見開き8ページカラー両面印刷]
 - ② 数量 建設概要説明用 [1,000]部
施設説明用 [10,000]部
 - ③ 特記事項
ア 電子データ（PDF）も納品すること。
- (2) 説明用映写ソフト
 - ① 形式 [DVD又はBD]
 - ② 数量 [1]式
 - ③ 主要項目（1基につき）
 - ア 映写ソフト 録画内容[一般用]
 - ④ 付属品 []
 - ⑤ 特記事項
ア 映写ソフトの録画内容は、15分程度とすること。また、字幕表示（日本語）が可能とすること。
- (3) 場内案内説明装置
 - ① 形式 [ホワイトボード]

② 設置場所 [会議室]

③ 主要項目 (1基につき)

ア 寸法 []cm× []cm

④ 付属品 []

ア 特記事項キャスター付きホワイトボードの片面に本施設の処理フロー図を掲載すること。

3 工具・工作機器・測定器・電気工具・分析器具・保安保護具類等

本施設の保守管理に必要となる工具・工作機器・測定器・電気工具・分析器具・保安保護具等を納入すること。なお、納入に際して、機器名及び数量を記載したリストを作成し、本組合の承諾を得ること。

4 作業用重機

次の重機を納入すること。

- (1) ショベルローダ []台
- (2) クランプリフト []台
- (3) フォークリフト []台
- (4) バケットリフト []台
- (5) 油圧ショベル (グラップル) [1]台

第3章 土木建築工事仕様

第1節 計画基本事項

1 計画概要

(1) 工事範囲

① 工場棟建設（組合管理諸室を含む）	一式
② 計量棟建設	一式
③ スtockヤード建設	一式
④ 駐車場	一式
⑤ 構内道路	一式
⑥ サイン工事	一式
⑦ 構内排水設備	一式
⑧ 囲障	一式
⑨ 構内照明設備	一式
⑩ その他関連して必要な工事	一式

(2) 建設用地

「要求水準書添付資料 1 事業実施区域等」、「要求水準書添付資料 9 敷地造成図面」を参照のこと。

2 特記事項

(1) 費用削減対策

昨今の物価高騰の状況を踏まえ、建設コストの費用削減を図ることを目的に、工場棟・管理棟の合棟、各諸室・見学者設備の簡素化等を行う。建設事業者においても、建築物の構造・意匠の工夫をはじめ、各種費用削減の方策について検討を行い提案を行うこと。

(2) 周辺地域への配慮

- ① 施設形状や外観は景観に違和感や圧迫感を与えることが無いよう、事業実施区域全体で調和のとれたデザインとすること。
- ② 事業実施区域は南に鳥栖市及びみやき町の市街地を一望できる高台に位置しており、東側から南側にかけて集落があるため、施設配置に配慮すること。
- ③ 搬入者台数のピーク時にも、渋滞が事業実施区域内に収まるように対策を講じること。

(3) 仮設計画

建設事業者は、工事着工前に仮設計画書を本組合に提出し、承諾を得ること。

① 仮囲い

工事区域を明確にし、工事現場内の安全と第三者の進入を防ぐため仮囲い及び出入口ゲートを施工すること。仮囲いは、公衆用道路に面する箇所及びその他必要な箇所に施工し、施工期間中の維持管理を十分に行うこと。なお、仮囲いは 3m 程度の高さとし、建設作業騒音の低減を図ること。

② 工事用の電力、電話及び水

正式引渡までの工事用電力、電話及び水は建設事業者の負担にて、関係官庁と協議の上、諸手続をもって手配すること。

③ 仮設道路

工事用車両進入、退場は本組合にて整備する搬入道路を使用することとし、工事期間中における搬入道路の管理は建設事業者にて実施すること。

④ 仮設事務所

ア 本組合と協議の上、建設事業者の負担で施工監理用（5名程度の執務空間）の仮設事務所を別室にして設置すること。

イ 仮設事務所内には、30名程度が収容可能な会議室を設けること。

ウ 施工監理の仮設事務所には、空調設備、給排水衛生設備、電気設備及びインターネットが利用できる設備のほか、ロッカー、事務机、白板、長机、書棚、冷蔵庫など必要な備品、事務機器（コピー機等を含む）及び消耗品を用意すること。なお、仮設事務所に係る光熱水費、通信費等は、建設事業者の負担とする。

エ 周辺住民への情報提供のため、工事の進捗状況を報せる掲示設備を設けること。

オ 仮設物の建設場所は原則として事業実施区域内とすること。なお、資材置場、資材搬入路、仮設事務所等が事業実施区域外で必要となる場合は、建設事業者の負担で確保すること。

(4) 安全対策

① 建設事業者は、その責任において工事中の安全に十分配慮し、工事車両を含む周辺の交通安全、防火防災を含む現場安全管理に万全の対策を講ずること。

② 建設事業者は、安全性・効率性を考慮した工事中の動線計画を検討すること。

③ 工事車両の事業実施区域への出入りについては、周辺の一般道に対し迷惑とならないよう配慮すること。

④ 車両の出入りに当たっては、警備員を配置して行き先案内を行うとともに、一般車両の通行に支障をきたさないようにするとともに、周辺道路及び周辺施設に支障とならないようにすること。

(5) 測量及び地質調査

必要に応じて測量及び地質調査を実施し、調査結果を本組合に報告すること。

(6) 掘削工事

地下掘削に伴う仮設工事に際しては、造成敷地の構造物等に支障のないように実施すること。また、掘削工事着工に先立ち地盤状況等の検討を十分に行い、工事の進捗状況に支障が起きないようにすること。

3 施設配置計画

(1) 施設配置計画

各施設の配置計画は、日常の車両や職員の動線を考慮して合理的に配置するとともに、定期補修整備などの際に必要なスペースや、機器の搬入手段にも配慮すること。

① 工場棟

- ア 施設の運営に必要な機械設備及び従業者のための諸室等を設けること。
- イ 東側、南側からの視線に配慮した建物形状、外観、配置とすること。
- ウ 工場棟に係る車両の動線に留意した配置計画とすること。

② 組合管理諸室（工場棟内）

- ア 工場棟内に整備すること。
- イ 事業実施区域の来客用駐車場付近に配置し、管理の容易性と来訪者の利便性を確保すること。
- ウ 駐車場から組合管理諸室への動線には横断歩道を設けるなど、来場者や本組合職員、従業者が安全に往来できるようにすること。

③ 計量棟

- ア 計量棟は原則、組合管理諸室の近くに配置すること。なお、搬入・搬出車両の動線計画において、安全性・効率性が確保されている場合においては工場棟との合築も可とする。
- イ 計量棟には、運営事業者による搬入出車両の計量・受入業務等を行える諸室を設けること。
- ウ ごみの搬入車が特定の時期・期間に集中することを想定し、本施設入口から計量機までの間の車両待機スペースを確保し、可能な限り待機車両が場外に延伸しないよう配慮した計画とすること。
- エ 計量機は大屋根で覆い、大屋根の軒高は搬出入車両の種類を考慮して設けること。また、曇天時においても、十分な照度を確保するために必要な照明設備（LED）を設置すること。

④ スtockヤード

- ア スtockヤードは本施設において選別・成形した資源化物及び直接資源化物等円滑に運搬・保管できる配置とすること。
- イ スtockヤードの前面は、搬入・搬出車両による資源物等の積み降ろし及び車両の転回が可能なスペースを確保すること。また、積み下ろし等の作業中においても、その横を車両が安全に通行できる幅員を確保すること。

⑤ 駐車場

- ア 来場者用駐車場は、組合管理諸室に隣接して配置する計画とする。駐車台数は乗用車20台程度とし、車椅子使用者等を考慮した計画とする。
- イ 従業者用駐車場は、原則、来場者用駐車場と区別して配置する計画とする。駐車台数は詳細設計において決定する。

⑥ 多目的広場

ア 地域住民などが利用できる多目的広場を事業実施区域内に整備すること。多目的広場は、利用者の利便性を考慮し、可能な限り矩形とするとともに、可能な範囲内で面積を確保すること。

イ 工場棟とは明確に分離し安全で快適な広場空間となるように配慮すること。

ウ パーゴラ及びベンチ、テーブルをそれぞれ1箇所以上設置すること。

⑦ その他

ア 各施設の配置に際しては、がけ条例（佐賀県建築基準施工条例第3条第1項から第3項）や造成敷地における盛土部補強材の配置に留意すること。

(2) 動線計画

① 車両動線計画

ア 本施設の搬出入車両の車種は「第1章 第2節 5 (2) 搬入出車両の積載重量」に記載のとおりとする。

イ 構内道路の幅員は、原則として対面通行 [4] m (1車線あたり)、片側通行 [6] m 以上を確保すること。なお、積み降ろし作業等を行なうスペースは車両動線の幅員には含めず、想定される作業に応じたスペースを別途確保すること。

ウ 安全性・利便性に配慮し、構内道路からの計量機及び工場棟へのアプローチと来場者駐車場へのアプローチを明確に区分すること。

エ 工場棟内での安全確保を図るため、一般持込車両と収集車両の動線を分離すること。具体的には、工場棟の入口・出口を個別に設け場内での車両の交錯を防止する。また、一般持込み車両が安全に荷下ろしできるスペース (5台程度) を確保すること。搬入・搬出車両が混雑時にも作業車両の通行が確保される動線とすること。

② 構内道路計画

ア 工場棟に係る車両と来場者車両の動線は、極力交錯しない計画とすること。交錯する場合は最小限にとどめるとともに、安全性を確保すること。

イ 歩行者の安全を確保するため、工場棟に係る車両と歩行者動線は、極力分離した計画とすること。

ウ 工場棟に係る車両の動線として、工場棟の全周に幅員 [6] m (1車線) 以上の時計回りの原則として一方通行の周回道路を設けること。

エ コーナー部の幅員は極力広くとる計画とすること。

オ 搬入車両の動線は、本施設入口から計量棟までの動線を極力長くとることに加え、搬出車両及びメンテナンス車両の動線と交錯しないよう配慮した計画とすることで、円滑な車両動線を確保すること。

カ 計量棟周辺動線は、搬入用車線として、計量機を通過する車線2車線 (一般持込車両と収集車両) を本施設入口から計量機まで設けるとともに、計量機を通過しない車両の幅員 (大型車両が通行できる幅員) を計量機横に確保すること。

また、搬出車線として、計量機を通過する車線1車線 (一般持込車両と収集車両用兼用) を計量機から本施設出口まで設けるとともに、計量機を通過しない車両の幅員 (大型車両が通行できる幅員) を計量機横に確保すること。

第2節 建築工事

本要求水準書に記載のない事項については「公共建築工事標準仕様書」、「建設工事共通仕様書」等の関係仕様・規格及び監督官庁指導によること。

1 設計方針

- (1) 建築コスト削減の観点から、各建築物の構造は、各種法令・基準等に基づく耐震基準等を満たした上で、用途に応じた最も経済性の高いもの（例：システム建築、膜構造等）を採用し、意匠（デザイン）についても箱型建築を基本とするなど、コスト軽減を図ること。
- (2) 建築計画は、明るく清潔なイメージ、機能的なレイアウト、より快適・安全な室内環境、部位に応じた耐久性等に留意し、各部のバランスを保った合理的なものとする。
- (3) 各施設の配置は「第3章 第1節 3 (1) 施設配置計画及び(2) 動線計画」に基づき、車両動線、歩行者動線、経済性、安全性、美観及び維持管理の容易性を考慮して計画すること。
- (4) 装置・機器のメンテナンス及び資機材、資源化物等の運搬に必要なスペース、作業通路、開口部等を確保すること。開口部は使用する車両の進入及び退出が円滑に行える寸法を確保すること。
- (5) 装置・機器の搬入出位置には、必要に応じてガイドレール、フック、ホイスト、マシンハッチ等を設けること。
- (6) 仕上げ材料は、JIS 等規格品を使用し、耐久性能、保守性能、作業性能及び互換性に優れた材料を選定すること。
- (7) 各施設の計画に当たっては、従業者の作業効率を考慮し、明快で安全性の高い計画とすること。
- (8) ユニバーサルデザインの原則に基づいた設計を行い、バリアフリー性能を確保した利便性の高い施設整備を行うこと。施設の設計・施工に関しては、佐賀県福祉のまちづくり条例に準じて行うこと。
- (9) 最適な結露防止及び断熱性能の確保に十分配慮すること。
- (10) 各施設及び各室の用途、空間に応じた最適な環境整備と省エネルギー化を図り、環境負荷低減に配慮すること。
- (11) 施設内で使用する装置、居室等の鍵方式は、統一したもので、ピッキング等の被害のないような構造（鍵の凹凸が中にある等）とし、管理が容易であるものとする。

2 各施設計画

(1) 工場棟計画

本施設は各種設備で構成され、プラント機器を収容する各階各室は処理フローの流れに沿って効率的に設けられること。

これらの諸室は、平面的だけでなく、配管、配線、ダクト類の占めるスペースや機器の保守点検に必要な空間を含め、立体的なとらえ方でその配置を決定すること。

① 整備基本方針

- ア 工場棟は一般の建築物とは異なり、臭気、振動、騒音、特殊な形態の大空間形成等、各諸室及び設備を機能的かつ経済的なものとするために、プラント機器の配置計画、

- 構造計画及び設備計画は深い連携を保ち、相互の専門的知識を融和させ、総合的にみてバランスのとれた計画とすること。
- イ 機種、機能及び目的の類似した機器は可能な限り集約配置することにより、点検整備作業の効率化、緊急時に対処ができるよう計画すること。
 - ウ 従業員の日常点検作業の動線、補修及び整備作業スペースを確保すること。
 - エ 夏季の暑熱対策のため、各所に窓を設置するなど風通りに配慮した設計とすること。
また、設置窓は冬季の寒冷対策のため開閉可能なものを設置すること。
 - オ 地下に設置する諸室は必要最小限に留めるとともに、配置上分散を避けること。
 - カ 各種機械設備及び中央操作室、本組合職員及び従業員の更衣・休憩等の諸室、その他必要な諸室は機能に応じて明確にゾーニングされた有効な配置とし、安全で快適な空間整備に配慮すること。
 - キ 工場棟内の諸室は、平面的だけでなく、配管、配線、ダクト類の占めるスペースや機器の保守点検に必要な空間を含め、立体的なとらえ方でその配置を決定すること。
 - ク 臭気のある室内に出入りするドアは、作業性を考慮してエアタイト構造又はセミエアタイト構造とすること。
 - ケ 臭気のある室と居室の間には前室を設けること。
 - コ 屋内に設置される鉄骨はSOP 仕上げとし、屋外に設置される鉄骨は原則溶融亜鉛めっき仕上げとすること。
 - サ 地階部分を設ける場合は、地下水の浸透のない構造及び仕上げとすること。
 - シ 外壁及び屋根の結露防止、断熱性、遮熱性の確保に配慮すること。特に、夏季の従業員の熱中症等の防止に配慮し、高温になる室の外壁及び屋根の仕様を選定すること。
 - ス 適切な箇所にAED（自動体外除細動装置）を設置すること。
 - セ 必要な箇所に防鳥対策を講じること。

② 諸室等計画

ア プラットホーム

「第2章 第2節 2 プラットホーム（土木建築工事に含む）」参照。

イ 受入ヤード

- (ア) ごみ種別に仕切り壁等で区切るものとする。
- (イ) 工場棟内には不燃ごみ（指定袋入り用）、粗大ごみ、ペットボトル、容器包装プラスチック、ビン類の受入ヤードを整備すること。また、各処理系統への投入が円滑に行える配置とすること。
- (ウ) コンテナにて収集する缶類及びビン類等については、受入ヤードに隣接してコンテナの保管ヤードを設けること。なお、コンテナ保管ヤードはコンテナを回収しやすい配置とすること。
- (エ) 粗大ごみ受入ヤード又は一般持込車両用のプラットホーム付近に、家具・家電類の解体作業場を整備すること。併せて解体作業に必要な工具類、エアーツール、コンプレッサ等を備えること。
- (オ) 重機等による投入作業を行う部分の床面については摩耗防止対策を講じること。

(カ) 各受入ヤードの配置について、作業スペース及び搬入車両等の動線を考慮し十分な離隔を確保すること。

(キ) 不燃ごみ（指定袋入り用）ヤードには、火災報知器及び消火用の散水ノズルを設けること。

ウ 破碎設備室

(ア) 機械の搬出入が容易にできる位置に設けること。

(イ) 騒音・振動に対しては必要な対策を講じ、室を無窓、鉄筋コンクリート造の密閉構造として壁面の遮音性を高めること。また、出入口からの音の漏れを防止するため、鋼板製防音ドアを設ける等の対策を講ずること。

(ウ) 爆発、火災に対しては爆発時、爆風を円滑に戸外へ排出するための爆風口を設置し、消火のための散水装置を完備すること。なお、破碎機室出入り口部には前室を設けること。

(エ) 破碎機室の扉は内開きとし、爆発した場合に開きにくい構造とすること。

エ 選別設備室

(ア) 各種機器を収容する室は、機械の搬出入が容易にできるものとする。

(イ) 振動、騒音に対しては必要な対策を講じる。

(ウ) 窓等からできるだけ自然採光を取り入れ、明るく清潔な雰囲気を保つ。

(エ) 手選別室は防音、防じん、空調、換気等作業環境を十分に考慮すること。

(オ) 必要に応じて手洗い設備を設置すること。

オ 再生・排出・搬出設備室

(ア) 搬出部は粉じん対策として他の部屋と隔壁等により仕切ることとする。

(イ) 搬出車（10 t 車）の搬出入口部は入退出に十分な幅、高さを確保すること。

(ウ) 搬出車に積み込む作業スペース（重機、フォークリフトなど）を考慮のこと。

(エ) 不燃・粗大ごみ処理系列の残渣搬出時に、雨の影響を受けず、かつ、風によるプラスチック等の飛散を防止する観点から屋内で積み込みができるようにすること。

カ 貯留ヤード

(ア) 再生・排出・搬出設備室内、もしくはストックヤード棟内にごみ種別に貯留ヤードを設けること。

(イ) 重機等による投入作業を行う部分の床面については摩耗防止対策を講じること。

キ 中央操作室

(ア) 可能な限り投入状況が直視できる位置に計画すること。また、電気関係諸室とは異常時の対応を考慮し、距離的にも短く連絡される位置に配置すること。

(イ) 中央操作室はプラントの運転・操作・監視を行う中枢部であり、常時従業者が執務するので、照明・空調・居住性について十分考慮すること。

(ウ) 床はフリーアクセスフロアとし、保守・点検及び盤の増設等が容易に行えるものとする。

ク 電気室

(ア) 中央操作室からの保守・監視業務が円滑に行えるように、中央操作室に近接した位置に設置すること。

- (イ) 設置する電気機器の内容に応じて系統的に配置し、点検・整備に支障のない十分な面積を確保し、かつ、将来の増設スペースも確保すること。
- (ウ) 床面はフリーアクセスフロアとし、計画に当たってはケーブル等の配線及び保守点検が余裕を持って行える有効空間を確保すること。
- (エ) 将来の電気室機器（受変電盤、各種盤類等）の更新を考慮し、外部から直接機器の搬入出が行える構造とすること。
- (オ) 空調を整備すること。

ケ 排水処理室、水槽（必要に応じて）

- (ア) 建物と一体化して造られる水槽類は、系統毎に適切な位置に設け、悪臭、湿気、漏水の対策を講ずること。
- (イ) 酸欠の恐れのある場所・水槽等は、入口又は目立つ所に「酸欠注意」の標識を設けるとともに、作業時十分な換気を行える設備を設置すること。
- (ウ) 各種槽類、ピット他点検清掃に必要な箇所には適宜、マンホール、ステンレス製もしくはステンレス芯の樹脂製タラップ（滑り止め加工）、を設けること。
- (エ) 48時間水張り試験を行うこと。

コ 非常用発電機室

- (ア) 非常用発電機室は、中央操作室、電気関係諸室、燃料、電気系統との関連を考慮して配置すること。
- (イ) 床面は防じん仕様、壁・天井は吸音材仕上げとし、床排水、室内換気及び吸気用エアチャンバー、ダクト等も十分配慮して計画すること。

サ 従業者関係諸室

以下の居室を計画すること。

- (ア) 玄関（従業者専用）
- (イ) 更衣室（従業者専用） 従業者数より想定される必要数量
- (ウ) シャワー室・脱衣所 男性[4]人用、女性[2]人用
- (エ) 休憩室・給湯室 [70]㎡程度、和室
流し台、冷蔵庫、電子レンジを備えること。
- (オ) 現場休憩室 [30]㎡程度、プラットホーム内（1階）
- (カ) 洗濯・乾燥室 [25]㎡程度、洗濯機[3]台、乾燥機[3]台、
流し台（蛇口2口、温水対応）、収納棚
- (キ) 書庫兼倉庫 [30]㎡程度
- (ク) トイレ（従業者専用） 男性用 個室[2]、小便器[3]、洗面台
女性用 個室[2]、洗面台
その他必要箇所に適宜設置すること。その他

シ その他

- (ア) その他必要な諸室〔工作室、会議室、予備品倉庫等〕を適切な広さで適宜設けること。
- (イ) 必要に応じ空調機械室を設け、騒音に配慮すること。

(2) 組合管理諸室計画

① 整備基本方針

- ア 駐車場からのアプローチに配慮し、玄関にポーチを設けるなど、雨天時に配慮すること。
- イ 自然採光、通風の確保等、見学者の利便性・快適性に配慮した計画とすること。
- ウ 空調を整備すること。
- エ 建築機械設備及び建築電気設備は、原則として建屋内に収納するものとし、騒音、振動、発熱等に配慮した計画とすること。
- オ 適切な箇所にAED（自動体外除細動装置）を設置すること。
- カ 組合職員事務室及び会議室の全域で無線LANを使用できる仕様とすること。

② 諸室計画

次の諸室を整備すること。各諸室の仕様は、次に記載のとおりとする。

ア エントランスホール

設置室数	1 室（レイアウトによっては分割することも可能）		
用途	・ 来場者用のエントランス及びエントランスホールとして利用する。 ・ エントランスの一部はリユース品の展示スペースとして利用する。		
規模	床面積	エントランス [] m ² リユース品展示スペース [40] m ² 程度	利用対象及び人数 —
	・ 駐車場からエントランスへは、水平移動を基本とするが、駐車場と同一地盤高さに相当規模の面積の確保が困難な場合、上階への移動後に上記スペースを確保するものとしてもよい。		
諸室仕様	・ エントランスに自動扉を設けること。 ・ 屋外への出入口には風除室を設けること。 ・ 風除室内に傘立てを設けること。 ・ 屋内は上足で使用する。 ・ エントランスホールに面して、受付窓口を設けること。		
什器備品等	傘立て	・ 適正数を設けること。	
	下駄箱	・ 30 人程度とする。本組合の要求する仕様で設けること。	

イ 大会議室兼中会議室・小会議室

設置室数	1 室				
用途	・ 会議等に利用する。				
規模	床面積	[104] m ² 程度	利用対象 及び人数	組合職員等	—
	・ 一室床面積 [104] m ² 程度での使用を可能とし、かつ、普段は間仕切りで仕切り研修室として使用し、中会議室 [64] m ² 程度・小会議室 [40] m ² 程度としての使用も可能すること。				
諸室仕様	・ 天井高さは一般の居室より高く計画すること。 ・ 窓枠に、遮光ブラインドを設けること。 ・ 可動式間仕切りは防音仕様とし、収納できるものとする。 ・ 外部に面して開口部を設け、積極的に自然光を取り入れる計画とすること。 ・ フリーアクセスフロアとすること。 ・ 無柱空間とすること。 ・ 外部からの騒音及び音漏れに配慮した仕様とすること。 ・ 音響スピーカーは、天井埋め込み型とし、音響を考慮した適正な数量・配置とすること。 ・ 放送設備は無線式とすること。 ・ LAN を使用できる仕様とすること。				
什器備品等	3 人掛け長机	・ 本組合の要求する仕様で 20 台程度設けること。			
	イス	・ 本組合の要求する仕様で 60 脚程度設けること。 ・ 使用時の折り畳み等不要で、重ねて収納できるものとする。			
	ホワイトボード	・ 可動式 1 台以上。 ・ 「第 2 章 第 16 節 2 (3) 場内案内説明装置」との兼用も可とする。			
	演台	・ 1 台			
	音響機器	・ ワイヤレスマイク・スピーカーを導入すること。			
	ブラインド	・ 暗転可能なものとする。			

ウ 組合職員事務室

設置室数	1 室				
用途	・主に本組合職員が使用する部屋で、打合せや事務を行う室として 10 人程度が利用する。				
規模	床面積	[80] m ² 程度	利用対象 及び人数	組合職員	10 人程度
	・エントランスの近傍に設けること。 ・10 人程度が執務できる規模とすること。				
諸室仕様	・LAN を使用できる仕様とすること。 ・フリーアクセスフロアとすること。 ・組合職員事務室に隣接して給湯室兼休憩室（35 m²程度、流し台、冷蔵庫、電子レンジを備えること。）を設けること。 ・組合職員事務室に隣接して更衣室（15 m²程度：男 10 m²、女 5 m²を想定）を設けること。 ・組合職員事務室内に打合せスペースを設けること。				
什器備品等	執務机・イス等	・本組合の要求する仕様で適宜設ける。			
	テーブル・イス	・本組合の要求する仕様で適宜設ける。			
	ロッカー	・本組合の要求する仕様で適宜設ける。			
	書棚	・本組合の要求する仕様で適宜設ける。			
	ブラインド	・暗転可能なものとする。			
	冷蔵庫	・本組合の要求する仕様とする。			
	流し台	・本組合の要求する仕様とする。			
	電子レンジ	・本組合の要求する仕様とする。			

エ 書庫

設置室数	1 室			
用途	・ 本組合職員が書類の保管に使用する。			
規模	床面積	[30] m ² 程度	利用対象	組合職員
諸室仕様	・ 書棚は書類の保管、取出しに支障のない間隔で配置すること。 ・ 照明は書棚の配置を考慮すること。 ・ 組合職員事務室と同じフロアに設置すること。			
什器備品等	書棚	・ 本組合の要求する仕様で適宜設ける。		

オ 倉庫

設置室数	2 室			
用途	・主に組合職員が備品類及びリユース品の保管に使用する。			
規模	床面積	[30～35] m ² 程度	利用対象	組合職員
諸室仕様	・1 室は組合職員事務室と同じフロアに、もう 1 室は「イ 大会議室兼中会議室・小会議室」と同じフロアに設置すること。 ・1 階に設ける場合は工場内からの出入り扉も設けること。			

(ア) 組合管理諸室の各階に設置すること。

男性用 個室[2]、小便器[3]、洗面台

多目的トイレ 1階のみ設置

① 整備基本方針

イ 計量棟等の屋外に露出する鉄骨は、原則、溶融亜鉛めっき仕上げとすること。

ア 計量棟

107

イ スtockヤード棟

設置棟数	[1] 棟	
用途	・資源物及び資源化物等の一時保管。	
規模	寸法	幅 [10] m×長さ [90] m
	高さ	[] m (腰壁の高さ [3] m)
貯留対象	・ペットボトル圧縮成型品 ・容器包装プラスチック圧縮成型品 ・白色トレイ ・生きビン ・紙類（新聞・チラシ、紙パック、段ボール、雑誌）及び紙類圧縮成型品（段ボール、紙パック） ・発泡スチロール及び発泡スチロール減容物 ・缶類圧縮成型品（スチール、アルミ） ・古布 ・破碎鉄 ・破碎アルミ ・アルミ鍋類 ・有害ごみ（蛍光管、電池等） ・その他一時保管が必要な品目（不適物等）	
仕様	・3面囲い、屋根付きとする。 ・ストックヤード棟は膜構造も可とする。 ・各ごみ種別に仕切りを設けること。 ・開口部にはシャッターを設けること。 ・開口部の寸法は最大車両がダンピング時にも接触しない高さを確保すること。 ・床面は耐摩耗性とし、排水勾配を設けること。 ・排水溝の蓋は最大車両の横断時荷重に耐えられるものとする。 ・発泡スチロール減容機、紙類圧縮梱包機はストックヤード棟内に設置することから、作業工程を考慮した配置とすること。 ・安全性・利便性が確保できる場合は分割配置も可とする。	

ウ 屋外ストックヤード

設置棟数	[] 棟		
用途	・資源物の一時保管		
貯留対象	・粗大ごみ（二級鉄、自転車等） ・小型家電類 ・剪定枝		
規模	寸法	・粗大ごみ(二級鉄、自転車等)	幅[]m×長さ[]m×高さ[]m
		・小型家電類	幅[]m×長さ[]m×高さ[]m
		・剪定枝幅	幅[4]m×長さ[20]m×高さ[]m
仕様	・3面囲いとし、露天も可とする。 ・床面は耐摩耗性とし、排水勾配を設けること。 ・排水溝の蓋は最大車両の横断時荷重に耐えられるものとする。 ・剪定枝のストックヤードは、計量機通過後の動線近辺に配置すること。また重機による積み込み作業が実施できるスペースを確保すること。 ・剪定枝のストックヤードには前面に柱のない形状（片柱）で、幅10m、奥行4m程度の屋根を設置すること。屋根の高さはグラブによる積み込み作業を考慮し3m程度とすること。耐風性能にも配慮のこと。 ・粗大ごみ（二級鉄、自転車等）及び小型家電類のストックヤードは、剪定枝とは別の場所に配置（大型車両の積み込み作業を考慮）すること。		

エ 危険物保管庫

設置棟数	1 棟		
用途	・ 危険物（第 4 類）の保管。		
規模	寸法	幅 [5] m×長さ [6] m×高さ [] m	
保管対象	・ 灯油、軽油 ・ 廃食用油 ・ ガソリン ・ 塗料 ほか		
仕様	・ 各危険物を必要数量分、保管できるタンク等を備えること。 ・ 指定数量を超える場合は消防法に基づく構造、配置とすること。 ・ 膜構造の採用も可とする。		

3 啓発設備計画

本組合における見学・学習機能は、佐賀東部クリーンエコランド（鳥栖市真木町）における対応を基本とすることから、本施設においては以下のとおり最小限の計画とすること。

(1) 処理施設の見学

見学者通路は設置せず、会議室もしくはホールのガラス窓からヤード全体を俯瞰するものとする。

(2) 学習設備

全体の処理工程が理解できるよう、処理フローのパネルを貼り付けた移動式のホワイトボードを設置すること。また、施設説明用のパンフレット及び映写ソフトを作成すること。

「第16節 雑設備 3 説明用備品類」参照

(3) その他

来場者の出入り口、通路幅員、段差等に配慮したユニバーサルデザインの原則に基づいた計画とすること。

4 構造計画

(1) 基本方針

- ① 建築物は、上部・下部構造とも必要な強度及び剛性を有する構造とすること。
- ② 振動を伴う機械は、十分な防振対策を講じること。また、必要に応じてエキスパンションジョイントにてく体と分離すること。
- ③ やむを得ず設置する地下構造物は、原則、水密RC造とすること。
- ④ 地震対策として「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省）」に準拠するものとし、耐震安全性の分類については、構造体はⅡ類（重要度係数：1.25）、非構造部材はB類、建築設備は乙類とすること。なお、建築設備の安全性の分類において、施設の分類は「特定施設」とし、「重要機器」及び「重要水槽」の対象は本組合と協議の上、決定すること。
- ⑤ 構造体の計画使用期間の級は、「建築工事標準仕様書・同解説JASS5鉄筋コンクリート工事」における「標準供用級」以上とすること。ただし、鉄骨造の床のコンクリート耐久設計基準強度については 21N/mm^2 以上とすることも可とする。

(2) 構造計算

- ① 構造計算は、「建築構造設計基準」に準拠して官庁施設として必要な性能の確保を図ること。新耐震設計の趣旨を十分に生かした設計とすること。
- ② 構造計算に当たっては、構造種別に応じ、関係法規、計算規準によって計算を行うこと。
- ③ プラント機器を支持する構造体は、十分な耐力と剛性を確保し、二次設計時の反力まで考慮して設計を行うこと。
- ④ 設計荷重においては、鉛直荷重、機械荷重（運転荷重を含む。）、水圧、土圧、等を安全側の設計になるよう組み合わせて設計すること。なお、回転機器の動荷重は、静荷重の1.5倍以上を見込むこと。
- ⑤ 配管サポート等、細部にわたる設備関係も耐震性及び耐久性に優れた設計とすること。
- ⑥ 配管サポート等の取付金物の止めは、コンクリートの打設時に打込金物として入れ込む計画とすること。あと施工アンカーの使用は、極力避けること。
- ⑦ プラント機器、配管サポート用金物の取付けは、建築鉄骨にあらかじめ取付け用ピース又はプレートを工場で溶接取付けし、現場での取付けは極力避けること。やむを得ず取付ける場合は、本組合と協議の上、実施すること。

(3) 基礎構造

- ① 建築物は地盤条件に応じた基礎構造とし、荷重の遍在による不等沈下を生じさせない基礎計画とすること。
- ② 杭の工法については、荷重条件及び地質条件を考慮し、地震時及び風圧時の水平力を十分考慮して選定すること。なお、「建築構造設計基準」に準拠して、杭の保有水平耐力を算出して安全性を確認すること。
- ③ 土工事は、安全で工期が短縮できる合理的な工法を採用すること。

- ④ 残土は、可能な限り事業実施区域で再利用し、場外への搬出を極力生じないようにすること。場外搬出が生じる場合は、建設事業者が事業実施区域外へ搬出し、適切に処分すること。

- ⑤ マスコンクリート部分は、低熱セメント又は中庸熱セメントを極力使用すること。

(4) く体構造

- ① 重量の大きな機器や支持架構は、振動に対して十分な強度及び剛性を有し、振動及び地震時にも十分安全な構造とすること。
- ② 支持架構に用いるボルト、ナット等は、ダブルナット、スプリングワッシャー等を用いて緩みが生じにくい構造とすること。

(5) 一般構造

① 屋根

- ア 屋根は軽量化に努めるとともに、風圧や機器荷重に対し十分な強度を有するものとする。
- イ 工場棟の屋根は採光に配慮し、換気装置を設けるものとし、雨仕舞、耐久性、結露防止に配慮すること。
- ウ エキスパンションジョイント部は、漏水がなく、接合部の伸縮に十分対応でき、経年変化の少ない構造とすること。
- エ 防水は、耐久性、耐候性を有するものとする。
- オ 樋への落ち葉対策を講じること。

② 外壁

- ア 構造耐力上重要な部分及び遮音性能が要求される部分は、原則としてRC造とすること。
- イ 破砕機室及び前室は、RC造とすること。

③ 内壁

- ア 各室の区画壁は、要求される性能や用途上生じる要求（防火、防臭、防音、防じん、耐震、防煙）を満足するものとする。
- イ 不燃材料、防音材料などは、それぞれ必要な機能を満足すること。

④ 床

- ア 機械室の床は、必要に応じ、清掃・水洗などを考慮した構造とすること。
- イ 重量の大きな機器や振動を発生する設備が載る床は、床板を厚くする又は小梁を有効に配置するなど配慮して構造強度を確保するとともに、剛性を確保して振動に配慮すること。
- ウ フリーアクセスフロアは、用途や機能に応じて強度や高さを設定すること。なお、床下は防じん塗装以上の仕上げとすること。

⑤ 建具

- ア 外部に面する建具は、台風時の風圧や降雨、結露に耐えられる耐久性・気密性を確保すること。

- イ ガラスは、管理上、機能上、意匠上などの条件を考慮して選定すること。また、人が頻繁に通行する部分のガラスについては、衝突などを考慮して選定し、外部への転落防止対策を講じること。
- ウ 建具（扉）のうち、特に防臭、防音を要求されるものについてはエアタイト又はセミエアタイト型とし、防音扉においては、内部吸音材充填とし、締付けハンドルなどは遮音性能を十分発揮できるものを選定すること。
- エ 建具（扉）のうち、一般連絡用扉にはストップ付ドアチェック（防火戸は除外）、シリンドー本締錠を原則とすること。なお、マスターキーシステムとし、詳細は本組合と協議の上、決定すること。機器搬入用扉は、開放時に使用する煽り止めを取り付けること。
- オ 機材の搬入出に用いる扉は、搬入出が想定される機材の最大寸法を考慮して形状及び大きさを設定すること。
- カ 建具（扉）のうち、ドアは原則としてフラッシュ扉とすること。
- キ 建具（扉）のうち、シャッターは耐食性のある材料とし、必要に応じ電動式とすること。
- ク 外部に面するガラスはペアガラスとし、主要居室については、Low-Eペアガラスとすること。
- ケ 夜間の照明への昆虫類の誘引防止のため、開口部にブラインド等設置し、日没後の室内照明の光の漏えいを防止すること。
- コ 網戸を設けること。
- サ 建具（扉）には、必要に応じて室名札などで室名表示を行うこと。

5 仕上げ計画

仕上げ計画においては、断熱、防露に使用する材料は、室内外の環境条件を考慮し最適な材料及び最適な工法を選定すること。

(1) 外部仕上げ（外部仕上げ表参照）

- ① 立地条件・周辺環境に配慮した仕上げ計画とし、清潔感のあるものとする。
- ② 材料は経年変化が少なく、耐久性・耐候性が優れたものを選定すること。

(2) 内部仕上げ（内部仕上げ表参照）

- ① 各部屋の機能、用途に応じて必要な仕上げを行うこと。
- ② 薬剤、油脂の取り扱い、水洗などそれぞれの作業に応じて必要な仕上げ計画を採用し、温度、湿度など環境の状況も十分考慮すること。また、床水洗する場所（プラットホームなど）、水の垂れる部屋、粉じんのある部屋の床は、防水施工とすること。
- ③ 降雨時に滑りにくいよう防滑性に優れた床材を選定すること。
- ④ 内壁は、不燃材料、防音材料等それぞれ必要な機能を満足するとともに、用途に応じて表面強度や吸音性等も考慮して選定すること。
- ⑤ 建材は、VOC を含有していないものを使用すること。
- ⑥ 居室に使用する建材は、F☆☆☆☆以上とすること。

6 建物内備品・什器

建物内備品・什器は、「第3章 第2節 2(1)② 諸室等計画」を基本として、その他必要な備品は本組合と協議すること。

第3節 土木工事及び外構工事

1 土木工事

(1) 山留・掘削

土工事は、安全で工期が短縮できる合理的な工法を採用すること。

残土を極力発生させない工事計画とし、発生する残土は建設事業者が事業実施区域外へ搬出し、適切に処分すること。（「第1章 第12節 3 (6) ①」も参照のこと。）

2 外構工事

外構施設については、必要機能の確保、事業実施区域の地形・地質との整合、周辺環境との調和、施工及び維持管理の容易さ、経済性などに配慮した合理的な計画とすること。

(1) 構内道路

- ① 来場者等、歩行者の安全を確保するため、搬入車両、搬出車両及びメンテナンス車両動線と歩行者動線は分離した計画とすること。やむを得ず交差する場合は交差箇所を最低減とし、安全対策を講じること。
- ② 搬入車両、搬出車両及びメンテナンス車両の動線として、工場棟の全周に時計回りの原則として一方通行の周回道路を設けること。
- ③ 本施設入口から計量棟までの動線を極力長くとることに加え、搬出車両、メンテナンス車両の動線と交錯しないよう配慮した計画とすることで、円滑な搬入動線を確保すること。
- ④ 計量棟周辺動線は、搬入用車線及び搬出用車線ともに、計量機を通過する車線のほか、計量機を通過しない車両の幅員（大型車両が通行できる幅員）を計量機横に確保すること。
- ⑤ 十分な強度と耐久性を持つ構造及び効率的な動線計画とし、必要箇所に白線、道路標識、カーブミラーを設け、構内の交通安全を図ること。
- ⑥ 視線誘導標、一時停止線等、必要なサイン工事を行うこと。特に、一般持込車両と収集車両の搬入出動線は、カラー舗装等で明確に区分すること。
- ⑦ 構内道路の幅員は、原則として対面通行においては4m（1車線あたり）以上、又は片側通行6m以上確保すること。
- ⑧ 構内道路の設計は道路構造令、舗装設計便覧等によること。

ア 交通量 計画搬入車両台数中の大型車両台数[]台/日
[]交通

イ 設計 CBR 試験を実施し、本組合と協議の上、決定すること。

ウ 舗装面積 []m²

エ 舗装仕様

(ア) 表層（アスファルト） []cm以上

(イ) 上層路盤（粒度調整砕石M-40） []cm以上

(ウ) 下層路盤（再生クラッシャーラン40～0） []cm以上

(エ) 埋設配管は、荷重による破損が生じないようにすること。

(オ) 安全対策等として必要な個所にガードパイプ等を設けること。

(2) 搬入道路舗装

- | | | |
|-------|----------|--------------|
| ア 交通量 | 計画交通量 | [1, 178] 台/日 |
| | うち大型車混入率 | [15]% |

工 鋪裝面積 [] m²

(ア) 表層 (アスファルト) [5]cm以上

3 その他

(1) 駐車場工事

- 表 3-1 駐車場計画（参考）

116

(2) 構内排水工事

本施設内に適切な雨水排水設備を設け、位置、寸法、勾配、耐圧に注意し、不等沈下、漏水のない計画とし、洪水調整池に流入させること。具体的には、本組合と協議しながら設計を行うこと。また、雨水排水設計降雨強度は佐賀県開発許可制度の手引き等に従って設定すること。

(3) 囲障

① 車止めポール（本施設出入口）

- ア 形式 []
- イ 材料 []
- ウ 幅高さ [] m×[] m
- エ 特記事項

（ア）容易に設置・収納できる仕様とすること。

② フェンス

- ア 材料 [亜鉛めっき製]
- イ 高さ [] m
- ウ 延長 [] m
- エ 特記事項

（ア）設置範囲は本組合と協議による。

(4) 構内照明工事

- ① 構内照明には、LED 等の省エネ器材を使用すること。
- ② 構内照明は、構内道路等、事業実施区域内の要所に設け、夜間の必要な照度を確保すること。
- ③ 構内照明は、ポール型照明を基本とし、自動点灯（自動点滅器、タイマー併用）とすること。
- ④ 照明の設置に際しては、過剰な構内照明の設置を避け、照射しないよう遮光対策等に配慮した計画とすること。
- ⑤ 点滅は、自動操作（自動点滅、タイマー併用）及び中央操作室による手動操作とすること。
- ⑥ 常夜灯回路とその他の回路に分けて設け、個別操作ができるよう配慮すること。
- ⑦ 昆虫の誘引効果の低い波長や仕様とすること。

(5) 構内サイン工事

- ① 安全でわかりやすい動線を形成できるよう事業実施区域内に適切な箇所に誘導案内表示を設けること。
- ② サインの表記、デザイン等は本組合と協議して決定すること。

第4節 建築機械設備工事

1 基本的事項

建築機械設備計画においては、省エネルギー化、自然エネルギーの活用等環境負荷低減に配慮した計画とすること。また、設備機器の清掃、点検、更新等が容易で、メンテナンス性に優れた計画とすること。また、必要に応じて結露等への対策を十分に考慮した計画とすること。

2 空気調和設備工事

本組合職員及び従業者が利用する居室等を対象とすること。

(1) 温度条件

- | | |
|------|--------------|
| ① 夏季 | 26℃（室内 乾球温度） |
| ② 冬季 | 22℃（室内 乾球温度） |

(2) 空気調和設備

冷暖房対象室は建築設備リストを提出し、各形式の冷暖房負荷及び算出根拠を記載すること。

3 換気設備工事

- (1) 工場棟及び組合管理諸室、計量室の各居室について、換気計画と計算書を記載すること。
- (2) 作業環境を良好に維持し、各機器の機能を保持するため、換気を必要とする部屋に応じた換気を行うこと。
- (3) 工場棟内のスポットクーラの設置が想定される箇所の近傍には吸気ダクトを配置する等、夏季の作業環境に配慮すること。
- (4) 建物全体の換気バランスをとるとともに、位置及び構造を十分に考慮すること。
- (5) 臭気の発生する部屋では、他の系統のダクトと確実に分離するとともに、できるだけ単独に離して排気する計画とすること。
- (6) 換気設備は、合理的なゾーニングに基づいて、可能な限り系統分けを行い、実際の運転状態に合う省エネにも対応できるものとする。
- (7) 耐食性を必要とするダクトの材質は、原則としてステンレス又は塩ビコーティング鋼板製を使用すること。また、防火区画の貫通部については、耐火性のダクトを採用すること。
- (8) 送風機の機種及び材質は、使用目的に適した物を選定すること。
- (9) 騒音、車両排ガス、粉じん等から給排気口の設置場所と高さを決定すること。
- (10) 各機器室・電気室等や、粉じん・臭気が問題となる諸室等は、室内条件を十分把握して換気設計基準を設定すること。
- (11) 換気装置にフィルタを設ける場合、フィルタは低所で取り替え可能なものとし、消音チャンバと防鳥虫対策を行うこと。

4 給排水設備工事

- (1) 給水水量は、本組合職員として提示した人数及び提案による従業者数を基に設定すること。
- (2) 給水量は以下の条件から計算すること。
- ① 従業者 [] L / 人・日 ([] 人)
 - ② 本組合職員 [] L / 人・日 (10人)
 - ③ プラント給水
 - ア プラットホーム散水量 [] L / m²・日 (高圧洗浄用、通常水栓)
 - ④ 排水は下水道へ放流すること。

5 衛生設備工事

- (1) 男女別及び多目的トイレを適切に計画すること。利用者数に対して適正な便器数を計画し、算定根拠を記載すること。

表 3-2 トイレ設置箇所

設置箇所		設置する仕様
組合管理諸室	各階に 1 箇所以上	男子・女子・ 多目的トイレ (1 階のみ)
計量棟	従業者用トイレ	適宜
工場棟	従業者用トイレ	適宜

- (2) 衛生設備の仕様は下記のとおりとする。
- ① 「佐賀県福祉のまちづくり推進条例」に準ずるトイレとすること。
 - ② トイレの手洗いは、自動水栓とすること。
 - ③ 洋式トイレは、温水洗浄便座とすること。
 - ④ 多目的トイレ及び小便器は、自動洗浄センサー付きとすること。
 - ⑤ 多目的トイレは、オストメイト対応とすること。
 - ⑥ 多目的トイレにフィッシングボードを設けること。

6 給湯設備工事

- (1) 給湯室、シャワーブース、トイレの手洗い他必要な箇所に給湯設備を設けること。
- (2) 給湯設備は利便性、経済性、維持管理性等を総合的に勘案して設定すること。
- (3) 給湯室の調理器は、電気式とすること。
- (4) シャワーの水栓は、サーモスタット付き水栓 (シャワー付き) とすること。

7 エレベーター設備工事

- (1) 組合管理諸室エリアに1基設置する。
- (2) 停電や地震等の災害時に対応できる機種とすること。

8 配管工事

- (1) 必要な配管工事の一切を行うこと。各設備の配管材質は用途、設置個所に応じた材質とすること。
- (2) 防犯上の警備設備の設置が可能なよう電気配管工事(空配管工事)を行うこと。
- (3) 必要に応じて予備配管を設けること。

第5節 建築電気設備工事

1 基本的事項

- (1) 建築電気設備計画においては、省エネルギー化、自然エネルギーの活用等環境負荷低減に配慮した計画とすること。
- (2) 設備機器の清掃、点検、更新等が容易で、メンテナンス性に優れた計画とすること。
- (3) 必要に応じて、結露等への対策を十分に考慮した計画とすること。
- (4) 建築設備専用のオペレータコンソールを中央操作室に設置し、運転管理を行えること。

2 動力設備工事

建築設備の各種ポンプ、送排風機、空調、給水、排水設備などの建築設備の動力負荷及び電灯分電盤に対する電源設備で、動力制御盤及び電灯分電盤の設置並びに電気室主幹盤より動力制御盤及び電灯分電盤までの工事を行うこと。

3 照明コンセント設備工事

- (1) 照明コンセント設備は、作業の安全及び作業能率と快適な作業環境の確保を考慮した設計とすること。各室の照度は、用途に応じ十分なものとし、機器の運転管理上、特に必要な箇所には局部照明装置を設けること。
- (2) 一般照明及び非常用照明電灯、誘導灯並びにコンセント設備の設置と、電灯分電盤からこれらの器具に至る工事を行うこと。
- (3) 照明設備は、原則、天井埋め込み型とし、一括のON・OFFが可能なものとする。
- (4) 照明器具は、用途及び周囲条件により、防湿タイプ、防水タイプ、防じんタイプ、ガード付等を適宜選定して使用すること。
- (5) 非常用照明、誘導灯等は、建築基準法、消防法に準拠して設置すること。
- (6) 自然光を積極的に取り入れるとともに、LED 照明器具、人感センサー等、長寿命で省エネルギー性能に優れた機器を採用すること。
- (7) 高天井の照明は、機器の更新等が容易にできるよう配慮すること。
- (8) 構内照明はポール型照明を基本とし、自動点灯（自動点滅器、タイマー併用）とすること。
- (9) コンセントは利便性を考慮した個数とし、用途及び使用条件に応じて防雨型、防爆型、防湿型とし、床洗浄を行う部屋については原則、床上80cm 以上の位置に取り付けること。

4 その他電気設備工事

(1) 自動火災報知設備工事

消防法に準拠し、自動火災報知設備を必要な箇所に設置すること。

- ① 受信盤 []型[]級[]面
- ② 感知器 種類[]、形式[]
- ③ 配線及び機器取付工事 一式（消防法に基づき施工）
- ④ 受信盤設置場所 中央操作室、組合職員事務室

(2) 電話・通信設備工事

① 工場棟、組合管理諸室、計量室の必要箇所にビジネス電話を設置し、外線及び内線通話を行えるものとする。

② 光通信及び構内LAN ケーブルの設置に係る配管配線工事を行うこと。

③ 電話・通信設備仕様

- | | |
|----------|---|
| ア 自動交換器 | 型式 [電子交換式] |
| イ 局線 | [] 内線 [] |
| ウ 電話器 | 型式 [プッシュホン] [] 台 |
| エ ファクシミリ | [] 基 |
| オ 設置位置 | 建築設備リストを提出すること。なお、簡易型携帯電話システムを併用し、建物内及び事業実施区域内で死角が発生しないようアンテナを設置すること。 |
| カ 配管配線工事 | 一式 |
| キ 機能 | 必要な箇所から、局線への受発信、内線の個別・一斉呼出、内線の相互通話ができるものとする。 |

(3) 無線通信設備工事

日常の点検整備に必要な通信設備を設けること。

① 型式、数量 []、[] 台

ア 中継器 通信エリアを確保するために必要な中継器を設けること。

イ 電力は非常用系統から供給すること。

② 特記事項

ア 携帯機は、堅牢タイプとすること。

イ ハンズフリー通話が可能であること。

ウ 複数者での会議通話が可能であること。

エ 全携帯機（又はグループ）を同時一斉に呼び出し通話することが可能であること。

(4) 拡声放送設備工事

① 拡声放送設備に関する各機器の設置と配管工事を行うこと。

② 電話設備でのページング放送を可能とするとともに、一斉放送及び切替放送が可能なものとする。

③ 拡声放送設備仕様

- | | |
|----------|---|
| ア 増幅器型式 | [] W [] 台 |
| | AM、FMラジオチューナ内蔵型、一般放送・BS、非常放送（消防法上必要な場合）兼用 |
| イ スピーカ | [] 個 |
| | トランペット、天井埋込、壁掛け型 |
| ウ マイクロホン | [] 型 [] 個 |
| エ 設置位置 | 中央操作室、組合職員事務室等 |

オ 建築設備リストを提出すること。

(5) テレビ共聴設備工事

- ① テレビ共聴設備として各器具の設置と配管、配線工事を行うこと。
- ② 設置箇所は、建築設備リストを提出し、本組合と協議の上、決定すること。

(6) 時計設備工事

- ① 電波式の時計設備を設置すること。
- ② 形式 [電波時計]
- ③ 設置場所 建築設備リストに記載のこと。
- ④ 機能 [チャイム、プログラムタイマー]

(7) 避雷設備工事

- ① 設置基準 建築基準法により高さ20mを超える建築物を保護すること。
- ② 仕様 JIS A 4201避雷針基準によること。
- ③ 数量 一式
- ④ 機能 落雷における外部雷及び内部雷に対して、運転を継続できる対策を講じること。

(8) インターホン設備工事（必要に応じて）

- ① 訪問者に対応するため、エントランスにインターホン設備を設け、組合職員事務室に接続すること。
- ② 組合職員事務室を1階エントランスに隣接して配置する場合はインターホン設備の設置は不要とする。

(9) 機械警備設備工事

防犯上の機械警備設備を設置するための電気配管工事を行い、警備会社による防犯設備を設置すること。詳細については、本組合と協議すること。

(10) その他

必要に応じて予備配管を設けること。